

## 令和4年第4回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 .....	3
付議事件並びに結果 .....	4
令和4年6月14日	
出席及び欠席議員 .....	7
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	8
本議会に出席した事務局職員 .....	8
議事日程 .....	8
諸般の報告について .....	10
議会運営委員長報告について .....	13
会議録署名議員の指名について .....	15
議案の上程について .....	15
市長の提案理由の説明 .....	15
報告について .....	19
請願について .....	21
令和4年6月16日	
出席及び欠席議員 .....	23
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	24
本議会に出席した事務局職員 .....	24
議事日程 .....	24
議案質疑について（議案第44号～議案第45号） .....	25
（議案第46号～議案第48号） .....	26
（議案第49号～議案第53号） .....	27
（議案第54号～議案第57号） .....	29
（議案第58号～議案第60号） .....	29
令和4年6月20日	
出席及び欠席議員 .....	31
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	32
本議会に出席した事務局職員 .....	32
議事日程 .....	32

一般質問について .....	33
橋本 憲之 議員 .....	33
緒方 寿光 議員 .....	44
佐々木創主 議員 .....	58
今村 智子 議員 .....	70
菊次 太丸 議員 .....	82

令和4年6月21日

出席及び欠席議員 .....	97
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	98
本議会に出席した事務局職員 .....	98
議事日程 .....	99
会議録署名議員の追加について .....	99
一般質問について .....	99
矢ヶ部広巳 議員 .....	99
新谷信次郎 議員 .....	110
三小田一美 議員 .....	125
高田千壽輝 議員 .....	135
白谷 義隆 議員 .....	145

令和4年6月29日

出席及び欠席議員 .....	155
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	156
本議会に出席した事務局職員 .....	156
議事日程 .....	156
議会運営委員長報告について .....	157
各委員長報告について .....	158
総務常任委員長報告について .....	158
建設経済常任委員長報告について .....	159
教育民生常任委員長報告について .....	160
議案の上程について .....	165
議員提出議案の提案理由の説明 .....	165
閉会中の継続審査申出について .....	168

#### 第 4 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 14 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 15 日	水	考 案 日	
6 月 16 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
6 月 17 日	金	考 案 日	
6 月 18 日	土	休 会	
6 月 19 日	日	休 会	
6 月 20 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 21 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 22 日	水	休 会	
6 月 23 日	木	委 員 会	
6 月 24 日	金	委 員 会	
6 月 25 日	土	休 会	
6 月 26 日	日	休 会	
6 月 27 日	月	事 務 整 理 日	
6 月 28 日	火	事 務 整 理 日	
6 月 29 日	水	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

## 第 4 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

### 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 4 号	専決処分の承認について（専決第 3 号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	4 . 6 . 16	承 認
議 案 第 4 5 号	専決処分の承認について（専決第 4 号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	4 . 6 . 16	承 認
議 案 第 4 6 号	令和 4 年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について	4 . 6 . 16	原案可決
議 案 第 4 7 号	令和 4 年度柳川市一般会計補正予算（第 2 号）について	4 . 6 . 29	原案可決
議 案 第 4 8 号	令和 4 年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	4 . 6 . 29	原案可決
議 案 第 4 9 号	柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 . 6 . 29	原案可決
議 案 第 5 0 号	柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について	4 . 6 . 29	原案可決
議 案 第 5 1 号	柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 . 6 . 16	原案可決
議 案 第 5 2 号	柳川市橋本集会所（公民館）条例の一部を改正する条例の制定について	4 . 6 . 29	原案可決
議 案 第 5 3 号	柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	4 . 6 . 29	原案可決
議 案 第 5 4 号	市道路線の認定及び変更認定について	4 . 6 . 29	原案可決
議 案 第 5 5 号	柳川市過疎地域持続的発展計画の変更について	4 . 6 . 29	原案可決
議 案 第 5 6 号	令和 3 年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	4 . 6 . 29	原案可決

議案 第57号	令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	4.6.29	原案可決
議案 第58号	柳川市監査委員の選任について	4.6.16	同意
議案 第59号	柳川市教育委員会委員の任命について	4.6.16	同意
議案 第60号	柳川市固定資産評価員の選任について	4.6.16	同意
議案 第61号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	4.6.29	原案可決
議案 第62号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について	4.6.29	原案可決
議案 第63号	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について	4.6.29	原案可決

## 報 告

報告 第3号	専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）	4.6.14	報告
報告 第4号	繰越明許費繰越計算書について	4.6.14	報告
報告 第5号	継続費事故繰越し繰越計算書について	4.6.14	報告
報告 第6号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	4.6.14	報告
報告 第7号	柳川市水道事業会計継続費繰越計算書について	4.6.14	報告
報告 第8号	柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について	4.6.14	報告
報告 第9号	柳川市土地開発公社の経営状況について	4.6.14	報告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 13 号	地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書	4 . 6 .29	採 択
請 願 第 14 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について	4 . 6 .29	採 択
請 願 第 15 号	世界平和の灯事業実施の請願	4 . 6 .29	継続審査

# 柳川市議会第4回定例会会議録

令和4年6月14日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	沖	毅
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	高田	啓介
市民	部長	松藤	満也
保健	福祉部長	島添	守男
建設	部長	中村	正光
産業	経済部長兼大和庁舎長	松永	久
教育	部長兼三橋庁舎長	袖崎	朋洋
消	防	松藤	敏彦

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

#### 諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（令和3年12月分、令和4年1月分、2月分、3月分）
- (2) 全国市議会議長会の表彰状等伝達について
- (3) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第44号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例の一部を改正する条例）

議案第45号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第46号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について

議案第47号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

議案第48号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）



について

- 議案第49号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 柳川市橋本集会所（公民館）条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 市道路線の認定及び変更認定について
- 議案第55号 柳川市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第56号 令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第57号 令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第58号 柳川市監査委員の選任について
- 議案第59号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第60号 柳川市固定資産評価員の選任について

日程（４） 報告について

- 報告第3号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）
- 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第5号 継続費事故繰越し繰越計算書について
- 報告第6号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第7号 柳川市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第8号 柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第9号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程（５） 請願について

- 請願第13号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書
- 請願第14号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 請願第15号 世界平和の灯事業実施の請願

午前10時 開会

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和4年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、第98回全国市議会議長会定期総会において、近藤末治議員及び白谷義隆議員が議員15年表彰を、また、私、藤丸正勝が地方行政委員会委員長及び国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員の退任に当たり感謝状を受けましたので、ただいまから全国市議会議長会会長に代わりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

近 藤 末 治 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第98回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会 長 清 水 富 雄

おめでとうございます。

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

白 谷 義 隆 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第98回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会 長 清 水 富 雄

おめでとうございます。

〔拍手〕

副議長（伊藤法博君）

感 謝 状

柳 川 市

藤 丸 正 勝 殿

あなたは全国市議会議長会地方行政委員会委員長として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので第98回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会 長 清 水 富 雄

おめでとうございます。

〔拍手〕

感 謝 状

柳 川 市

藤 丸 正 勝 殿

あなたは全国市議会議長会国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので第98回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会 長 清 水 富 雄

どうもおめでとうございます。

〔拍手〕

議長（藤丸正勝君）

それでは次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、3月定例会以降の主立った事柄について

て御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について御報告します。

福岡県内においては、陽性者数が4月初旬をピークに減少傾向が続いており、今年1月から福岡県独自で発動されていた福岡コロナ警報も6月1日をもって解除されました。

本市においても、福岡県同様、4月をピークに徐々に減少傾向になっておりますが、引き続き熱中症のリスクに気をつけながら、マスクの活用、手洗い、3密の回避といった基本的な感染対策への御協力をお願いしてまいります。

また、新型コロナワクチン接種についてでございますが、柳川山門医師会の皆様の御協力により、3回目接種から5か月経過した方で、60歳以上の方や18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方への4回目接種を7月1日から始めてまいります。医師会の皆様のさらなる御協力によりスムーズな接種ができるよう努めてまいります。

次に、市長会及び広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告します。

4月21日に直方市で第142回福岡県市長会が開催されました。議案審議では「地方創生の推進」や「新型コロナウイルス感染症対策」など、45議案全ての議案が承認、決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。また、会長に春日市の井上市長が再任をされました。

5月31日、6月1日には東京都で第92回全国市長会議が開催されました。新型コロナウイルスの影響で、3年ぶりの対面での開催となり、全国815市長のうち、620の市長の参加がありました。会議では「新型コロナウイルス感染症対策」や「国土強靱化、防災・減災対策等の充実」「デジタル社会における新たな地方創生の実現」など、6決議案が決定され、実現に向けて国及び国会議員へ強く要望することになりました。また、会長に福島県相馬市の立谷市長が再任をされました。

今後も県や九州、全国の市長と連携を進めてまいりたいと考えています。

次に、私が会長を務めています九州地区道路利用者会議定時総会を5月13日、鹿児島市で開催し、来賓として全国道路利用者会議会長の古賀誠先生をお迎えし、よりよい道路整備について道路利用者の目線で意見交換を行いました。

このほか、北九州ブロックB & G財団連絡協議会、九州ブロック国土調査推進協議会、筑後七国活性化協議会など、広域で構成する協議会などの会議等に出席するとともに、柳川市人権擁護委員協議会や柳川市文化協会、柳川市安全・安心まちづくり推進協議会など、市内団体の総会等に出席いたしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告します。

5月17日には東京都で全国道路利用者会議定時総会、翌日、18日には命と暮らしを守る道づくり全国大会が開催され、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択されました。それぞれ総会、全国大会終了後には、斉藤鉄夫国土交通大

臣並びに大家敏志財務副大臣、地元選出の国会議員に対し、要望を行ってまいりました。

最後に、市政の近況について御報告いたします。

まず、4月9日には地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」の開館記念式典を開催し、来賓として藤丸正勝議長、市議会教育民生常任委員会の皆様にも御出席をいただき、藤丸議長には市議会を代表して御挨拶をいただきました。

また、5月15日には3年ぶりの防災訓練、水防演習の現地訓練を実施しました。訓練には消防団や福岡県警、医師会など、24団体から約500人に参加していただきました。これから梅雨時期に入りますが、大雨や地震等の災害には今後も万全を期し、市民の安全と安心を守ってまいりたいと考えています。

次に、令和2年12月にオープンした柳川市民文化会館「水都やながわ」が第34回福岡県美しいまちづくり建築賞で最優秀賞に当たる大賞を受賞いたしました。授賞式が5月28日に開催され、出席をいたしました。授賞式では、選考委員長の田上九州大学教授から、水都やながわは掘割を中心とした地域の価値と継続性が最大限に生かされた空間的实践が評価されたと講評をいただきました。

6月5日には青少年育成市民会議と意見発表会を開催しました。意見発表会では、12人の小・中学生が身近な出来事や社会で話題になっている出来事などについて考えたことを発表しました。未来を担う子供たちが友達、家族、地域の方々とのつながりを実感し、常に多くの人に支えられていることに感謝するとともに、周りの人々、地域、社会へ自分ができることを堂々と伝えている姿にとっても感動をしました。柳川市の宝である子供たちの健やかな成長を全力で支えていく決意を新たにいたしましたところでございます。

以上、簡単ですが、行政報告といたします。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和4年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る6月10日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、6月14日から6月29日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、15日は考案日、16日は議案質疑、17日は考案日、18日、19日は休日で休会、20日、21日、22日を一般質問、23日、24日を委員会、25日、26日は休日で休会、27日、28日は事務整理日、29日を採決、閉会といた

しております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程 2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程 3 が議案の上程についてで、議案第44号から議案第60号までの17議案の一括上程であります。

日程 4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程 5 が請願についてであります。

本定例会に請願 3 件が提出されております。請願第13号及び15号は総務常任委員会に審査を付託、請願第14号は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程 1 が議案質疑についてであります。

初めに、議案第44号及び議案第45号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、2 議案とも即決といたしております。

次に、議案第46号から議案第48号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第46号は即決、議案第47号は総務常任委員会に審査を付託、議案第48号は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第49号から議案第53号までの 5 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第49号及び議案第50号の 2 議案は総務常任委員会に審査を付託、議案第51号は即決、議案第52号は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第53号は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第54号から議案第57号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第54号は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第55号は総務常任委員会に審査を付託、議案第56号及び議案第57号の 2 議案は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第58号から議案第60号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、3 議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定をいたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、11番河村好浩議員及び18番田中雅美議員を指名いたします。

#### 日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第44号から議案第60号までの17議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3、議案第44号、議案第45号の専決処分の承認、議案第46号から議案第48号の補正予算3議案、議案第49号から議案第53号までの条例案5議案、議案第54号から議案第57号までのその他4議案及び議案第58号から議案第60号までの人事案件3議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第44号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市税条例の一部改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置や省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置などで、併せて条文の整備を行ったものであります。

次に、議案第45号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正内容を申し上げますと、国民健康保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分の限度額の改正を行ったものであります。

次に、議案第46号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に121,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を30,957,484千円としようとするものであります。

歳出では、民生費で121,484千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援するための特別給付金支給に係る経費を計上するものです。

歳入では、国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金121,484千円を増額補正しております。

次に、議案第47号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,291,410千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32,248,894千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

総務費は317,337千円を増額補正しております。

内容としましては、令和3年度普通交付税交付額のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付されている部分の減債基金への積立金、老朽化した柳川庁舎非常用発電機の更新に係る経費などを計上しております。

民生費は235,429千円を増額補正しております。

内容としましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、令和4年度、新たに非課税となる世帯への給付金支給に要する経費、令和3年度実績報告による国庫支出金超過交付分返還金を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援費については、申請期限延長に伴い申請の増加が見込まれることから、必要見込額を計上しております。

衛生費は571,526千円を増額補正しております。

内容としましては、子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種の個別勧奨の再開が決定されたことを受け、ワクチン接種費用を計上するとともに、既に自費で任意接種を受けた女子への経費助成などを計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症重症化予防のため、ワクチンの4回目接種に係る経費を計上しております。

そのほか、可燃ごみ減量化の取組として、市民が資源物を市の収集以外でいつでも出せる環境を整えるため、市内の3か所で常設の資源物回収拠点設置に向けた拠点収集の実証実験を行うための経費、市内で排出される全ての一般廃棄物受入れのワンストップ化を実現するため、有明ひまわりセンター東隣に資源物貯留施設を整備するための経費などを計上しております。

また、閉鎖したクリーンセンター解体に当たっては、国の補助金活用の条件である令和4



年度着工に向けた事業費を計上しております。

農林水産業費は77,700千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入助成に係る経費のほか、大雨による冠水被害を軽減するため、中島漁港漁業団地の雨水排水ポンプ改修に係る経費を計上しております。

商工費では48,300千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価高騰の影響を受ける地域経済の回復につなげるため、プレミアム率、発行額ともに拡大したプレミアム商品券「柳川藩札」に対する補助金を計上しております。

教育費では41,118千円を増額補正しております。

内容としましては、コロナ禍により小・中学校の学級閉鎖が相次ぐ中においても、ICTを活用したハイブリッド型授業など、児童・生徒に対して質の高い授業を提供するため、GIGAスクールサポーター派遣に係る経費を計上しております。

そのほか、新型コロナウイルス感染防止対策として、感染症対策のための経費、子供たちの学習保障のための経費、修学旅行キャンセル料補助金を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等371,605千円を増額補正しております。

県支出金では、産地パワーアップ事業費等69,681千円を増額補正しております。

繰入金では、廃棄物の3R推進啓発事業費の財源とするため、5,001千円を増額補正しております。

繰越金では433,208千円を増額補正しております。

諸収入では58,315千円を増額補正しております。

市債では、資源物貯留施設整備事業費などを計上したことで、353,600千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、柳川庁舎非常用発電機整備事業費など3件につきまして追加を行っております。

第3表 地方債補正では、柳川庁舎非常用発電機整備事業費など4件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第48号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、必要な額を増額するものです。

歳出においては、保険給付費を999千円増額し、その財源として、歳入において県支出金

を999千円増額しております。

このため、歳入歳出それぞれ999千円を増額し、補正後の予算額を8,631,135千円とするものであります。

次に、議案第49号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、最近の物価変動等に鑑み、国の選挙における選挙運動に関し、公職選挙法施行令が改正され、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたため、必要な改正を行うものなどであります。

次に、議案第50号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及びこれに関連する政令等が公布されたことに伴い、条例の整備を行うものです。

主な改正内容を申し上げますと、市県民税における住宅ローン控除の見直し、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しなどであります。

次に、議案第51号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、条例中に引用されている租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の規定について、条文に頂ずれ等が生じているため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第52号 柳川市橋本集会所（公民館）条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、橋本集会所（公民館）の建て替えに伴い、条例の別表中「会議室（和室）」を「大会議室」に、「研修室」を「小会議室」に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市営筑紫団地の駐車場を整備したことに伴い、駐車場契約者から駐車場使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

内容を申し上げますと、条例の別表に新たに筑紫団地を加えて、所在地及び使用料を定めるものであります。

次に、議案第54号 市道路線の認定及び変更認定について御説明申し上げます。

本案は、区画整理事業及び国営水路事業に伴う7路線を新規認定、区画整理事業及び寄付採納に伴う2路線を変更認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 柳川市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、令和2年国勢調査の結果により旧柳川市が一部過疎地域に追加指定されたことに伴い、現在、旧大和町を対象地域としている柳川市過疎地域持続的発展計画を旧柳川市を含む計画に変更するものであります。

次に、議案第56号 令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

処分の内容については、令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金412,593,908円のうち59,633,353円を減債積立金に積み立て、残余を令和4年度に繰り越すものであります。

次に、議案第57号 令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

処分の内容については、令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金33,372,007円のうち23,361,007円を減債積立金に積み立て、10,011千円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第58号 柳川市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市監査委員の中村秀樹委員の任期が令和4年6月17日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第59号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会委員の田中義隆委員の任期が令和4年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第60号 柳川市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市固定資産評価員に古賀和明税務課長を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定、御同意くださいますようお願い申し上げます。

#### 日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

次に、日程4．報告について。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定につい

て)、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について、報告第5号 継続費事故繰越し繰越計算書について、報告第6号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第7号 柳川市水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第8号 柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について及び報告第9号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

市長(金子健次君)(登壇)

報告第3号から第9号まで御説明申し上げます。

まず、報告第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、大和学校給食共同調理場における給食配送車の操作ミスに伴う和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年4月22日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和4年1月26日午後2時5分頃、大和学校給食共同調理場において、シルバー人材センター派遣の給食配送運転手が学校給食の食器及び食缶を回収後、洗浄室のプラットホームにバックで進入した際に、車両後部がプラットホームに接触したため、慌ててギアを前進に入れ替えたが、ブレーキとアクセルを踏み間違え前進したため、隣地のフェンスを倒して破損させたものです。

この事故に係る損害賠償額を298,980円と決定し、相手側と示談いたしましたところであります。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填しております。

次に、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度一般会計補正予算(第7号)等において御承認いただきました電算推進費のほか、22件の繰越明許費予算について、別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり、23件、1,078,847,056円を令和4年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号 継続費事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度柳川市一般会計予算で実施することにしたしてございました市民文化会館整備推進費について、令和3年度内での完成が不可能となりましたので、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、別紙「継続費事故繰越し繰越計算書」のとおり、2,820,500円を令和4年度へ繰り越しましたので、同法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度柳川市水道事業会計予算で実施することとしたしてございました二ツ川函渠(BOX)工事に伴う配水管仮設工事について、関連工事との工程調整に不測の日数を要し、工期を延長したことに伴い、令和3年度内で完了することができなかつたため、地方公

営企業法第26条第2項ただし書の規定により、別紙「令和3年度柳川市水道事業会計予算繰越計算書」のとおり、8,734千円を令和4年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号 柳川市水道事業会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度柳川市水道事業会計予算で実施することといたしておりました矢加部配水場耐震化事業について、令和3年度の支出予定額のうち年度内に支払い義務が生じなかった額があったため、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙「令和3年度柳川市水道事業会計継続費繰越計算書」のとおり、108,127,500円を令和4年度へ繰り越しましたので、報告するものであります。

次に、報告第8号 柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度柳川市下水道事業会計予算で実施することといたしておりましたストックマネジメント計画策定業務委託について、業務受託者において、事業実施業者選定の入札が不調となり業務執行が遅延したため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、別紙「令和3年度柳川市下水道事業会計予算繰越計算書」のとおり、14,000千円を令和4年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第9号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものです。

令和3年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は11,706,751円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は192,071円となっており、収入支出差引額11,514,680円の純利益を得ております。

また、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金、事業未収金を有しており、固定資産は投資その他の資産として長期定期預金3,000千円を保有しております。負債につきましては、流動負債、固定負債ともございません。

令和4年度事業については、あっせん等事業として8,662千円を計上いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告に対しての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。報告についてを終了いたします。

#### 日程第5 請願について

議長（藤丸正勝君）

日程5 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は3件であります。

お諮りいたします。請願第13号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本請願は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第14号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第15号 世界平和の灯事業実施の請願については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本請願は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

令和4年6月16日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	高
市	民	部	長	松	藤
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	中	村
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	三
消	防	部	長	兼	大
財	政	課	長	兼	和
子	育	て	支	援	課
		長	古	賀	順
					一
					郎

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
						森		康	貴

### 5. 議事日程

#### 日程(1) 議案質疑について

議案第44号 専決処分の承認について(専決第3号 柳川市税条例の一部を改正する条例)

議案第45号 専決処分の承認について(専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第46号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第1号)について

議案第47号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について

議案第48号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第49号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について



- 議案第51号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 柳川市橋本集会所（公民館）条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 市道路線の認定及び変更認定について
- 議案第55号 柳川市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第56号 令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第57号 令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第58号 柳川市監査委員の選任について
- 議案第59号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第60号 柳川市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べないようにお願いをしておきます。

議案第44号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例の一部を改正する条例）及び議案第45号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第44号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例の一部を改正する条例）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありません

でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第45号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第46号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について、議案第47号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第48号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第1号)については、委員会付託を省略したいと思いを。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第47号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第2号)については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第48号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第49号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号 柳川市橋本集会所(公民館)条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第53号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第49号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第50号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第51号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第52号 柳川市橋本集会所（公民館）条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第53号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第54号 市道路線の認定及び変更認定について、議案第55号 柳川市過疎地域持続的発展計画の変更について、議案第56号 令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第57号 令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第54号 市道路線の認定及び変更認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第55号 柳川市過疎地域持続的発展計画の変更については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第56号 令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第57号 令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第58号 柳川市監査委員の選任について、議案第59号 柳川市教育委員会委員の任命について及び議案第60号 柳川市固定資産評価員の選任についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。3議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

初めに、議案第58号 柳川市監査委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり中村秀樹氏の柳川市監査委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり中村秀樹氏の柳川市監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第59号 柳川市教育委員会委員の任命について採決をいたします。

本案は原案どおり田中義隆氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田中義隆氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第60号 柳川市固定資産評価員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり古賀和明氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古賀和明氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時13分 散会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

令和4年6月20日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	高	田	啓	介
市	民	松	藤	満	也
保	健	島	添	守	男
建	設	中	村	正	光
産	業	松	永		久
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
人	事	江	口	英	範
総	務	武	田	真	治
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	古	賀	和	明
健	康	田	島	雅	彦
学	校	古	賀		洋
建	設	古	賀	洋	二
農	政	木	原	隆	文
水	路	梅	崎	秋	敬
子	育	古	賀	順	一
生	活	野	口	貴	光
都	市	目	野	隆	広
商	工	松	尾		強
	・ブランド振興課長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
議	会	事	務	局	次	森		康	貴
					長				
					兼				
					議				
					事				
					係				
					長				
					兼				
					庶				
					務				
					係				
					長				

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について



順位	質問者	質問事項
1	2 番 橋本憲之	1. 魅力ある街づくりについて 2. ごみ減量作戦の成果と今後は
2	16 番 緒方寿光	1. 市長の「政策ビジョン」はいかに 2. 本市の業務引き継ぎの在り方は
3	10 番 佐々木 創 主	1. まちづくりと人口減少対策
4	4 番 今村 智 子	1. ウクライナ避難民の受け入れについて 2. 子ども食堂について
5	7 番 菊次太丸	1. 産業振興について 2. 人口減少対策について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆様おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願い申し上げます。

なお、市議会会議規則第54条の規定どおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部のほうも簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

皆様おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。トップバッターということで大変緊張しておりますが、元気いっぱい一般質問させていただきます。

去る2月24日にロシア軍がウクライナへ軍事侵攻を開始し、4か月が過ぎようとしております。今なお多くの罪なき民間人を含む貴い命が戦渦に巻き込まれている現状を見聞きするたびに、私も心を痛めているところでございます。世界経済に与える影響も計り知れないものがあり、私たちの日常生活にも少なからず悪影響を及ぼしていることは皆さん御存じのと

おりではないでしょうか。不当な侵攻により仕方なくふるさとを離れ、異国に疎開した避難者の方々に対して、日本国や各都道府県、市町村においてもさらなる人道的支援が望まれるところでございますが、何よりプーチン大統領による一方的な現状変更の試みを一刻も早く中止させ、平和的な国際社会へ戻ることを望むところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大におきまして、福岡県内では第6波が2月3日をピークに、幾度かの減少、増加を繰り返しながら、ようやく第4波のピーク時と同じレベルにまで減少し、5月5日をもって福岡コロナ警報は解除されましたが、本市においてはいまだに毎日10人前後の陽性者が発生しており、予断を許さない状況であることは否定できません。少しずつイベントや会議等も対面開催されるようになってきましたが、まだまだところどころに制限があるのが現状です。経口抗ウイルス薬が特例承認されたこともあり、一刻も早く感染症分類が季節性インフルエンザと同等の5類相当に引き下げられれば、コロナ禍前の生活に戻っていけるのかなと思うところでございます。

柳川でも先日梅雨入りし、田植も始まりました。例年、梅雨末期には大雨の被害が発生します。今年は柳川において何事も起こらないことを願うばかりです。

さて、本日の質問は2問でございます。

1問目は、次世代を担う子供たちが柳川から離れたくないと思う心が自然に醸成されるような魅力あるまちづくりについて、2問目は、市民の皆さんの協力をいただきながら進めているごみ減量作戦のこれまでの成果と今後の取組について、待ったなしの時期に来ておりますので、お伺いいたします。

質問の詳細については自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

さて、詳細に移りますが、今後、次世代の柳川を担っていく子供たちのためにも持続可能な魅力あるまちづくりを行っていかねばならないと思うんですが、自治体を運営していく上で、交付税が減額されている傾向にある今日この頃、本市においても自主財源の確保が急務だと思うんですが、その中でも柳川市の歳入予算の約1割、10%を占め、本年度当初予算で20億円程度が計上されているのが市民税かと認識しております。

この市民税の中の所得項目にはどのようなものがあるのか、教えていただけますでしょうか。

税務課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

市民税の所得項目についてのお尋ねがございました。

市民税の所得に関しましては、基本的には所得税に準じておりまして、その発生形態など

に応じて10種類に分類をされております。

具体的に申し上げますと、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得、以上の10種類がございます。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

10種類の所得の項目があるということなのですが、それでは、その所得の項目ごとの内訳、これがどうなっているのか、教えてください。

税務課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

令和4年度の市県民税におけます所得税の所得額の内訳を申し上げます。

市全体の個人所得の総額は約815億円となっております。内訳につきましては、給与所得が約635億円で全体の78%となっております。所得の総額に占める割合としては一番多くなっているところでございます。次いで、個人事業、漁業、農業を含む事業所得が75億円で割合は9%、次に、公的年金を含む雑所得が約73億円で割合は9%、それ以外の所得が32億円で割合は4%となっているところでございます。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今、所得額をお聞きしたんですが、税額ベースにおいても多分同じぐらいの割合じゃないかなと思うところでございますが、正直、意外な割合に少々驚いたところでございます。私はてっきり、ここ数年、素晴らしい品質で売上げを伸ばしているノリ養殖を含む漁業やったり、県内でもトップクラスの作付を誇る農業、あるいはコロナの影響でかなり打撃を受けているものの、柳川の知名度をかなりアップするのに大きく貢献されている川下りに関わるような観光産業、これらを含む事業所得が大半を占めているのかなというふうに思ったんですが、70%を超え、80%弱ですね、企業等から支給される給料、それから、賃金、賞与等での収入となる給与所得がその大部分を占めているとのことでございました。

冷静に考えますと、農業、漁業、それから、事業をされてある方たちはそれぞれ一生懸命頑張られて、1人当たりの所得は多分かなり多いんじゃないかと思うんですが、就業者数がやはり生産年齢人口の中で占める割合が少ないのかなと、その点でこのような数字になるのかなという感じでございます。理解するところでございます。

じゃ、どうすれば市民税収入を増やせるのかということをお考えたときに、今、本市で様々な取組はなされておりますが、その中でも企業誘致だったり、人口を維持すること、さらには増やすこと、この取組をよく耳にします。

企業誘致においては、工場の用地となるまとまった土地の確保が求められますが、皆さん御存じのとおり、柳川市の多くの農地は農業振興地域となっており、農地以外での土地利用が厳しく制限されていて、企業誘致するにしても土地の確保が難しいとの答弁が3月議会でもなされておりました。

雇用を創出する企業誘致ももちろん大切だとは思いますが、先ほどの所得の項目別の割合でも数字として出ているように、給与所得者人口減少を低減させることができ、さらには増やすことができれば、今後も行政サービスの水準を維持して、税収は確実に増えることは顕著だと思われます。すなわち生まれ育った柳川に一生住んでもらう。柳川が故郷ではない人たちにも移住していただき、定住してもらおうというのが今特に力を入れるべき課題ではないかと思うところでございます。

そこで、柳川市が移住・定住促進に関して取り組んでおられる事業、これで近隣の自治体と比べて特色や特徴のある事業はありますか。あるのであれば、具体的に教えてください。

企画課長（池末勇人君）

橋本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

本市におきまして特色ある移住施策ということでございますけれども、一番は、柳川の暮らしを体験できる移住体験施設もえもん家ではないでしょうか。県内で移住体験施設を運営している自治体は60市町村中11市町村とあまり多くないというような状況ですので、実際、柳川を訪れてもらって、暮らしを体験していただけるもえもん家は特色のある事業だというふうに考えております。

そのほかにも、市内で住宅を取得された45歳以下の方に商品券50千円分を支給するU-45マイホーム取得支援事業や住まえるバンク制度などを行っております。今年度からは住宅ローン、フラット35と連携し、新婚世帯へのマイホーム取得支援事業に該当する場合は、金利を当初の10年間0.25%引き下げるといようなことができるようになっております。また、移住支援金事業につきましては、東京圏からの移住だけでなく、名古屋圏、大阪圏からの移住も該当するように、さらに、18歳未満1人につき300千円加算されるよう改正をしているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

移住体験施設のもえもん家の運営だったり、U-45マイホーム取得支援事業で50千円分の商品券を渡すなど、あるいは住宅ローン商品と連携して金利を下げるというよその自治体とは違った施策を教えていただいたんですが、決してこれらを批判、否定するわけでは全くございませんが、果たして若い世代の人たちやイターンを考えてある方たちの選択材料に大き

く影響するのかどうか、少々疑問が残るところでございます。さらなる特色ある施策への取組をお願いいたしたいというふうに思います。

ここで、昨年末になるんですが、ある市民の方から、息子がみやま市に住む女性と結婚することになったと。柳川とみやまとどっちに住むか迷っている。本人たちが調べたところによると、みやまのほうが新婚世帯への援助が手厚いげなど。来年、子供も生まれるけん、自分としては柳川でうちの近所に住んでもらいたかばってん、説得するためのよか条件はなかかねとの問合せを受けました。自分でもホームページの検索などをしたり、さらに、企画課にも問合せをしましたが、やはり本人さんたちが調べたとおりで、みやまのほうが金銭的に手厚い援助でしたので、私も満足できる回答ができずに、結局みやま市に住むことに決められたとの連絡をもらって、ほかの市からお嫁に来ていただいて人口が1人増えるどころか、男性側が1人転出して1人減るといった結果になったことに落胆したところでございます。

しかしながら、金銭面での援助はみやま市には負けたんですが、柳川市には今年、子育て支援拠点施設がリニューアルされて、産前産後のお母さんやお父さんたちのケアも手厚くなり、さらに、小・中学校の再編も進み、子育てをしやすい環境要素が増えるので、子供が生まれればぜひ柳川へ引っ越してもらおうようにというふうに伝えました。さらに、その要素以上に住みたい、住み続けたいという次世代のまちづくりを進めていき、魅力的なまちにしていかななくてはならないんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

そこで、住みたい、住み続けたいという次世代のまちづくりを進めていくための戦略はということで質問させていただきたいのですが、魅力あるまちづくり、住みたい、住み続けたいまちづくりの理想像として、まちづくり、特に都市計画の面から、都市機能、居住機能など、最低限必要な条件というか、理想像に近づけることができるような条件、どのようなものがあるか、教えていただけますでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

都市計画面から住みたい、住み続けたいまちづくりを進めるための条件としましては、まず、交通施設や商業施設、病院、学校などの都市機能があり、住宅やマンションなどの居住機能の充実など、住みやすい環境が必要であると考えております。

これまで進めてきました事業では、柳川駅東部で区画整理事業を実施しており、区画整理地区周辺に鉄道やバスの交通機能や学校、病院などの都市機能が集まっていることや、区画整理地区内に商業施設などの都市機能やマンションなどの居住機能が充実したことによりまして、住みやすい環境が整い、住みたい、住み続けたいまちとしまして居住者が増加しております。

しかし、今後も住みたい、住み続けたいまちづくりを進めるためには、市内の全ての地域が同じ環境ではないため、その地域の病院や公共施設などの立地状況を考慮しますとともに、

地域を結びますネットワークとなる公共交通網の検討など、住みやすい環境を整える必要があると考えております。また、より理想像に近づけるためには、防災や福祉、子育て支援などの充実も不可欠であり、総合的な検討と取組が必要であると考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

住みたい、住み続けたいまちづくりを進めるためには、病院や学校、それから、商業施設などの施設は重要要素であって、それらをつなぐ交通インフラ、さらには防災や福祉、子育て支援も充実していることが必要ということなんですが、柳川駅周辺や矢ヶ部校区に関していえば、その条件が整っているということもあって、ほかの地区とは違って人口が減少しておらずに、土地の資産価値も保持しているのではないだろうかと思うところなんですが、これらの地区は住まい機能と生活機能が近接していて、効率的な都市、いわゆるコンパクトシティー的な感じがします。

そういった住みやすい魅力あるまちづくりを一部過疎指定された旧大和町や旧柳川市地区でも進めていかなければならないと思うのですが、進めていくための総合的な検討と取組には様々な要素が絡み合っていて、それを成し遂げていくためには1部署だけでは不可能であり、計画段階から部署間の横断的な取組が必要だと思うんですが、その辺に関する見解と今後どう取り組んでいかれるのか、これをお聞かせください。

都市計画課長（目野隆広君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、住みたい、住み続けたいまちづくりを進めるためには、やはり病院や学校、公共施設、商業施設などの都市施設は重要な要素であるということには変わりございません。特に、住み続けたいまちであり続けるためには、こうした要素とともに、都市機能が分散しないような土地利用や人口密度の維持などが重要であり、先ほど議員御指摘ありましたとおり、コンパクトシティーの形成が必要であると考えます。

その形成に向けた取組としましては、公共交通の充実や防災、公共施設の再編、医療、福祉などのまちづくりに関する様々な関係部署や施策との連携を図り、総合的に検討することが必要となります。現在、国ではこうした取組をまとめた立地適正化計画の策定を各自治体に勤めており、本市でも市総合計画にありますとおり、策定を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

しつこいようですが、住みたい、それから、住み続けたいまちづくりを進めるために、こ

れには病院や学校、それから、商業施設などの施設は重要な要素であること、また、その達成には部署の垣根を越えた横断的な連携が必要とのかを確認させていただいた上で、次世代のまちづくりに欠かせない要素の一つである学校、これについて質問させていただきたいと思ひます。

現在、再編計画確定に向けて再編案の説明会を連日行つてありますが、3月議会でも質問しましたけれども、今回の小・中学校再編計画案の策定に当たり、関わつた部署はどこになるのか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

橋本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回公表しております再編計画案の策定につきましては、教育長をトップといたします教育委員会において行いました。市長に報告の上、公開をさせていただいたところでございます。策定に関わつた部署は学校教育課となります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

教育委員会と学校教育課ということでございましたが、子供たちの学びの環境を改善するという観点からしますと、そのプロフェッショナルである教育委員会、それから、学校教育課のみで計画されたということになるんでしょうが、計画案が既に提案されている今となつて言つてもしょうがないんですが、本来ならば、子供たちが柳川に魅力を感じて定住したいと思ふ次世代のまちづくりの観点からも、ほかの部署と連携して計画を立てるべきではなかつたでしょうか。これは意見ですので、回答は不要でございます。

それでは、計画案の説明会を今のところ保護者向けに25か所、それから、昨日でございますが、市民一般向けに1か所、これまでされてきたと思ふんですが、この計画案の説明会において出された意見や質問において主立ったものをお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

これまでの説明会につきましては対象が保護者でございましたので、再編の組合せに関するもの、それから、再編のスケジュールに関するもの、スクールバスの運行に関する質問、要望、こういったものが多く出されたところでございます。また、地域から学校がなくなるということに対して、人口減少に対する不安、代替措置のような地域振興策、こういったものに対する要望、これは数多くではございませんでしたが、複数出てまいりました。こういったことが印象的でした。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

学校教育関係はもちろんなんですけれども、人口減少だったり、地域振興に関するまちづくり関係の質問もなされたということですが、学校教育課や教育委員会としての立場でそういった質問には回答することができたのかどうか、お聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

説明会における質問という形でございますので、基本的には学校と絡めての質問でございました。そういった中で、学校教育課、教育委員会としての立場でお答えをさせていただいているところでございます。

例えば、地域から学校がなくなると地域に転入してくる人がなくなるとか、人口減少がさらに進む、その対策は、こういった質問が出されるわけですが、これに対しては、教育委員会の立場としては、魅力ある学校をつくることで、この学校に通わせたいと思っていただきたくなるような学校、これをつくるのが今回の再編の目的であること、魅力ある学校があることが教育委員会としての人口流出の防止策であること、こういったことを教育委員会の立場でお答えをさせていただいております。限られた時間で学校再編の説明会でございますので、学校のことに絞って質疑応答となるように努めております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

学校教育課は学校教育課の立場としてそういうお答えをなされたということですが、私も説明会に旧大和、旧柳川、それから旧三橋と、それと昨日と全部で7か所ほど参加させていただきましたが、そのような質問がなされたときには確かに学校教育の立場からの回答がされていた記憶がございます。しかしながら、正直、質問者の意図に合致していない回答となっている感が否めないという感じも受けました。学校教育課としても苦しい状況であったのではないかなというふうに思うところでございます。

この後のスケジュール的には地域住民向けの説明会となってきますので、さらに学校教育とは離れた質問や要望がされて、そこで十分な回答ができなければ紛糾する事態となって、合意形成とは程遠いことになる可能性が懸念されるのではないのでしょうか。

学校再編と魅力あるまちづくりは切っても切れない関係であって、人口減少に歯止めをかける一つの方法であると考えておりますが、やはり今後も小・中学校再編に当たって学校教育課だけで対応していかれるのかどうか、そのお考えをお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校の再編統合、この問題につきましては、教育委員会の学校教育課で主に対応していかなければいけない課題であるというふうには考えております。しかしながら、再編に当たっては、学童保育所の問題はもちろん、通学の安全のための道路の安全対策、防犯面の環境整備、こういった学校教育課だけでは解決できない課題もございます。こういったものは



庁内の関係部署、あるいは警察など、庁外の関係機関にも協力を仰ぎながら対応していきたいというふうに考えております。

現在のところは、説明会等々で出た意見、要望につきましては、そういったところへの情報提供という形で行っておるところでございますが、計画が確定次第、こういった課題を全て協議、連携の場に持っていききたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

計画までは学校教育課だけで進めて、その後、ほかの部署と連携するとのことですが、計画段階から庁内で横断的な取組が必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、機構改革の観点から、これについての見解をお聞かせ願えますでしょうか。

総務部長（平田敬介君）

橋本議員の御質問にお答えします。

小・中学校の再編につきましては、今後10年、もう答申から1年過ぎていますので、9年以内に解決すべき大きな課題だというふうに認識をしております。

学校再編の案の作成段階では、教育委員会のほうで案の作成、それと今、住民説明会に当たってもらっておりますけれども、やはりこれを推進していくには、学校教育課だけで対応できる課題じゃない課題、市民の声というのが当然上がってくるものと思っています。どのような体制で進めていくかというお尋ねであります。

今年度の4月には学校再編説明会が今年山場になってくるというのが分かっておりましたので、担当係長と担当者1名の増員というところで終わっておりますが、今後、学校を再編していくに当たりましては、やはり再編を推進する対策室というものの設置が必要ではないかというふうに考えております。

今の段階では、学校再編の説明会で出たいろんな意見は、毎月1回、市長以下、部長以上の庁議というところで報告をいただいて情報共有に努めておりますけれども、今後も関連する部署との協議、情報共有を密にしながら、市民の皆さんの声を最大限酌み取りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今、部長の答弁にもございましたように、もう一度率直にお聞きします。機構改革の一つとして、小・中学校再編に関する新規プロジェクトチームは必要か否か、そのことについて。

総務部長（平田敬介君）

橋本議員の御質問にお答えします。

橋本議員のプロジェクトというのは、今いろんな関連部署がそれぞれにあって、そこから人を集めたプロジェクトというようなイメージでしょうか。（発言する者あり）私のほうでは、1つは、中心に動かす推進する対策室というのが必要かなというふうに思っていますし、そこにおいて関連する部署でいろんな情報を共有したり、意見を交わすプロジェクトといたしますか、連携会議といたしますか、そういう2つの手法がないといけないかなというふうに思っています。

以上です。

2番（橋本憲之君）

そうですね、ありがとうございます。

いろんな手法があって、その中の一つとしては必要だろうという認識なんですけど、いろんな場面で再編についての意見をよく聞くことがございます。もちろん再編計画案には賛成の意見というのがほとんどでございます。しかしながら、教育委員会や学校教育課だけで進めてこられた計画案に対しては、多様な観点から疑義が生じており、納得いく回答ができない案件が生じているのではないかなというふうに思うんですが、先ほどの答弁にもございましたように、担当者を2人増員されて今当たってあるということで、今後、学校教育課単独でこの大規模な取組に対応していくというのはかなり酷な感じがしますし、計画が決定してから庁内の横断的な協力は少し遅過ぎるのかなというふうな気もします。ぜひとも早急に先ほど言われたような推進室みたいな部署をつくっていただいて、10年後には再編を成し遂げる目標は維持しつつも、保護者や地域からの意見には現計画案に固執することなく柔軟に対応していただいて、次世代のための魅力あるまちづくりの中核をなす教育的要素、学びの改善をしっかりと推し進めていっていただきたいなというふうに思うところでございます。

続きまして、市民の皆さんの協力の下で進めておりますごみ減量作戦についてお伺いいたします。

直近の燃やすしかないごみの搬出量について、みやま市との比較はどうなっていますでしょうか。

生活環境課長（野口貴光君）

橋本議員の御質問にお答えします。

直近の燃やすしかないごみの搬出量でございますが、年度ベースで見た場合、令和3年度の搬出量は柳川市が1万4,392トン、みやま市は5,971トンとなっております。比率でいいますと、柳川市が70.7%、みやま市が29.3%となっております。

柳川市が昨年度搬出しました1万4,392トンというのは、前年度と比較しますと1,670トンの削減となっております。1世帯当たり年間で約64キログラム、燃やすしかないごみ袋の大サイズで換算しますと20袋ほど削減をしていただいたこととなります。これはすばらしい成果だと捉えておりまして、市民の皆様の御理解と御協力のたまものだと考えております。

しかしながら、建設負担金の算定が始まりました今年3月から5月までの合計は柳川市が74.2%、みやま市が25.8%と、柳川市の比率が増えている状況でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

昨年、市民の皆さんには努力していただいて、頑張っていたいただいて、1世帯当たり年間64キロ減量していただいたということで本当に感謝しかないんですが、かなりの成果は出ているものの、みやま市のほうはすごい減らし方をしてくれていると、こういったことになっているんですが、みやま市がこのように劇的にごみの減量をしてきている、この要因は解明できているのかどうか、お聞かせください。

生活環境課長（野口貴光君）

有明ひまわりセンターの本格稼働後、前年度と比較しますと、みやま市は毎月20%前後の削減を行っています。その要因でございますが、新焼却処理場である有明ひまわりセンターの場所によるところが大きいと考えております。これは燃やすしかないごみを直接持ち込む場合に場所が遠くなっておりまして、最も近いところでも両開にある有明ひまわりセンターまでは車で20分ほどかかるということになります。往復すれば40分かかり、気軽に捨てられなくなったことが搬入量に影響していると思われまます。

実際にみやま市の清掃センターが閉鎖になる前後の月の直接搬入量は、令和3年10月が259トンに対しまして11月は15トンと、1か月で244トンもの量が劇的に減っているところでございます。また、センター閉館直前には駆け込みの持込み者が長蛇の列をつくって、搬入までに1時間以上かかったとも聞いております。その他、みやま市は生ごみについてはバイオマスセンタールフランで処理をされておりまして、その回収量も少しずつ増加傾向にあるところでございます。

また、みやま市が4月から行ったごみ減量の取組の効果もあろうかと思えます。具体的には、24時間365日、いつでも古紙、衣類が出せる「たからばこ」という収集ボックスをみやま市内に15か所設置したことや、バイオマスセンタールフランに新たな裁断機を設置しまして、有明ひまわりセンターに持ち込む残渣を減らしていることなどが挙げられると思えます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

地理的な要因、それから、ハード面での独自の整備が大きな要因といったことなんです、そのおかげで、去年、前倒しでごみを出したので、今出すごみが少し減っているのかなという感じなんです、このままみすみす差を広げられるというのは、今まで頑張っていた市民の皆さんにも申し訳ない状況となりますので、市として今までのように粘り強く地道

に働きかけるのも大切なんですが、何か即効性のある得策はないのかどうか、これについてお聞かせください。

生活環境課長（野口貴光君）

即効性のある得策はないかという御質問でございますが、本市では令和元年度から本格的に可燃ごみの減量に取り組み始め、生ごみ処理機等の補助率アップや資源物回収日の増加、指定ごみ袋のリニューアルと価格の変更など、即効性のある事業を優先的に実施してきました。これらは今年3月から始まった建設負担金の計量期間を見据え、生活習慣の中に分別や水切りを意識することを取り入れてもらえる仕組みづくりを行ってきたところでございます。その結果、令和3年度に10%の削減がされたということになります。

その中で今後も即効性のある取組と申しますと、まずは今週末、6月25日にごみ減量決起大会を開催して、これまでの成果発表とより一層の取組強化を図りたいと考えております。また、昨年度、紙類の約100トン回収増に寄与しました雑紙袋を今年も実施することとしております。さらには、新たな取組として、可燃ごみの中に年間約200トン排出されております草木類の資源化を民間事業者と協力の下、実施することとしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

答弁いただきましたように、即効性のあるのは、あくまでも以前から言われている水分の削減、それから分別、その中に含まれる雑紙類の再資源化ということで、市民の皆さんにはこれまでも努力いただいておりますけれども、いま一度原点に立ち戻って、あと半年ちょっとですか、少なくとも当初の基準割合の7割まで戻していただければというふうに願うところであります。

また、職員の皆さんにもなお一層努力をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして橋本議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

16番緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まずは質問に入ります前に、改めて申し上げます。ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が2月24日より始まり、既に4か月が経過しようとしております。いまだに終息をしておりません。このことはウクライナの主権と領土の一体性を著しく侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、断じて容認できません。改めて質問の冒頭に、ロシアの即時の攻撃停止と、そして、ロシア軍の即時撤収を強く求めます。

それでは、質問に入ります。

初めに、市長の政策ビジョンについて4点質問いたします。

まず、ビジョンの1点目として、本市の人口急減に歯止めをかける具体的施策をお聞きします。

本市の人口が5月末で6万3,513人となりました。2010年に約7万1,000人あった人口がこの10年ほどで7,000人以上が減少し、実態として毎年約730人前後の人口減少に歯止めがかかりません。

市長は平成29年6月議会において、少子高齢化や人口減少が進む中、市民の皆様が本市の魅力に誇りと愛着を持ち、若い世代が安心して子育てができ、住みやすい環境や地域の特徴を生かした仕事を確保することで、将来にわたって活力ある地域社会を目指すこととされ、このことに全力投球で取り組むと所信表明されました。しかしながら、本市の人口急減は市長の所信表明後5年が経過した今でも全く歯止めがかかっていないのが実態であります。

そこで、人口急減に歯止めをかける政策ビジョンを市長にお聞きします。

ビジョンの質問の2点目は、企業並びに起業の誘致へ向けての具体的施策をお聞きします。

本市は働き盛りの若い世代の人口急減、つまりは生産年齢人口が急減しています。実態として、15歳から64歳までの若い世代が毎年約600人ずつ減少しております。そこで、今、本市において経済的安定が望める雇用の場を創出する施策とともに、後継者問題に直面している市内の事業者に対する事業承継を支援する施策等が早急に必要ではないでしょうか。特に、市長は今年3月議会において、小さな企業誘致とともに、小さな店舗、そして、アフターコロナを見据えて考えていくとの答弁をなされました。

そこで、市長の現時点における政策ビジョンを率直にお聞きいたします。

3点目は、市役所の経常経費の見直し並びに削減へ向けての具体的施策並びに市長の政策ビジョンをお聞きします。

本市は平成30年11月に、平成31年度から令和5年度までの5年間にわたる中期財政計画を策定され、その内容は、今後の財政収支を見通した場合、財政調整基金並びに減債基金から繰入れを行うことで収支を保っている状態である。安定した行政サービスを提供していくためには、行財政改革の着実な実行に加えて、事業の選択と集中、また、さらに踏み込んだ見直しに着手することにより財政基盤を確立しなければならない。そのことに全力で取り組んでいくことが必要と結んであります。

そこで、計画策定から3年半ほどが経過した今、これまでどのような施策を実行され、具体的な成果がどうであったのか、率直にお尋ねをいたします。そして、今後の方針を含め、市長の政策ビジョンを率直にお聞きいたします。

4点目は、豪雨による浸水・冠水被害地域に対する抜本的対策並びに市長の政策をお聞きします。

近年は本市においても豪雨により頻繁に浸水・冠水被害が出ており、昨年8月の豪雨においては、床下浸水が109件、床上浸水が7件発生いたしました。私はまずは災害から市民の生命、財産を守ることが自治体の第一義であると考えますし、豪雨による災害に対する抜本的施策を構築し、スピードを上げ、推進することが本市において安全に安心して定住することができることにもつながり、私は本市の最も重要な施策として、このことは一丁目一番地に掲げる必要があるのではないかと考えております。

そこで、市長の政策ビジョンについて率直にお聞きします。

最後の質問です。市役所の業務引継ぎの在り方について質問します。

具体的には、この4月から6月の2か月半ほどの間に市民から問合せを受け、その内容は、昨年度に執行部と協議し、その後に今年度事業を実施すると回答がなされていたものが、新年度に入り改めて確認したところ、執行部からは事業実施については現時点において把握できていないなどといった回答のケースがあり、本市の今年3月末の人事異動の折においてどのような引継ぎが行われているのか、正式な引継ぎが行われているのか、大変疑問を感じているという厳しい意見が寄せられました。

そこで、本市の業務引継ぎ等の実態と課題、今後の改善すべき点を含め、本市の方針を率直にお聞きします。

これから先の質問は自席より一問一答で行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁を切にお願いいたします。また、議長の取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

まず初めに、人口急減に対する施策と、そして、関連をいたしますけれども、企業誘致並びに起業の誘致につきまして、関連がございますので、通して質問させていただきます。

ここに調査された表があるんですが、生産年齢人口の急減の本市の推移を申し上げますと、平成29年が3万7,182人、平成30年が3万6,436人、平成31年が3万5,747人、令和2年が3万5,118人という推移でありまして、毎年平均で若い世代が660人ずつ急減をしております。このままいけば、2042年、これから20年後は2万5,000人となるという推計であります。逆に、65歳以上の高齢者につきましては平均で毎年約90人ずつ増加しておりまして、令和2年で2万1,795人となっております。

そこで、実態を調査して分析をする場合において、私自身の考えは、今後、人口急減に歯

止めを利かせるためには、若い世代がどのようにしてこの柳川市で経済的に安定できる仕事に就いて、そして、高齢者の方々がどんどん増えていくわけでございますので、支える人がどんどん少なくなる中において、若い世代の方は税負担が重くなるのではないかと非常に心配をされてある方々は多いわけでございます。そのような意味をもって、若い人たちの人口の急減をどうやって抑えるのかということが、この柳川市のまず取り組まなければならない施策ではないかと考えております。

この人口急減に歯止めをかける施策を執行部のほうで何か現時点で考えてあるとすれば、ぜひその施策を教えていただければと思います。

企画課長（池末勇人君）

緒方議員の人口減少対策についての若い世代向けの施策ということでございますけれども、平成29年度以降に定住促進を目的といたしまして、企画課のほうで、旧空き家バンク制度を見直しいたしました住まえるバンク制度や、移住体験施設もえもん家の活用を開始しております。また、市内の金融機関との協定を行いまして、住宅取得のための金利優遇や融資条件緩和等を行っております。さらに、U-45マイホーム取得支援事業で若い世代が住宅を取得する際の経済的な負担軽減も行っております。

また、子育て世代の支援といたしましては、小児科医や助産師が個別相談を受けるゆりかごサポートや、産婦の心身の健康状態やお子さんの成長を見守るための産婦健康審査費用助成、さらに、今年度は昨年度より整備をしておりました子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」が完成をいたしまして、4月9日にオープンをしたところでございます。

就業の支援といたしましては、就業体験ができるオープンファクトリーや市内企業の紹介パンフレットの作成、また、東京で就業体験の募集など、様々な事業を行ってまいりました。ただしかしながら、このような施策がいわゆる人口減少が緩やかになったかということでは、結果としてはまだ出ていないというような状況です。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これまでの施策の取組については分かりますが、現実として600人以上の人口減少に歯止めがかかっていない状況でございます。

そこで、率直に私自身申し上げますと、やはり柳川市には仕事の間、新しい産業の創出と申しましょうか、そういう若い世代の方々が経済的に安定できる企業の誘致、そして、起業の誘致、ここに力を入れなければ、この人口流出に歯止めはかからないのではないかと私自身は強く感じております。

特に、コロナ禍においてリモートワークが進んでいるわけでございますが、ここについては、特に空き家がたくさんございまして、ここに柳川市がてこ入れをして、できる限りこの空き家をどう活用するのかという活用策を具体的に見いだして、そして、そのことを企業や

団体にどんどん売り込んでいくということも、今、東京、大阪、名古屋で仕事をせずして、地方でもリモートで仕事をできる環境の企業がたくさんあると聞いておりますので、この施策にもぜひ取り組む必要があるのではないかと強く考えております。このことが移住にもつながっていくのではないかとこの部分もあると思いますが、ここについて何か施策をお持ちであればお聞きしたいと思っております。

企画課長（池末勇人君）

今、議員のほうからリモートワークでの移住ということでございますけれども、最近、移住相談等がございます中でも、リモートワークもできるように会社のほうになったので、柳川でぜひ体験をしてみたいということでもえもん家に入っていただくというような流れもありますので、今後もそういう移住者の方に対しても十分PRをしていきたいというふうに思っています。

副市長（中村智弘君）

補足といたしますが、私のほうから少し答弁をさせていただきたいと思っております。私が副市長に就任いたしましたして1年余りがたちましたので、少し柳川市の印象を含めて答弁させていただきたいと思っております。

柳川市は温暖な気候に恵まれ、おいしい農水産物の産地でございます。また、市民の方々の優しさを感じられるなど、住みやすい環境が整っていると感じておるところでございます。しかしながら、先ほどからお話がありますとおり、急激な人口減少が続いているという状況でございます。

一方で、今、緒方議員からも御指摘がございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機といたしまして、リモートワークの普及など、新しい働き方が広がっており、都市部から地方への人の流れが生まれつつあります。ふだんは生活コストの安い地方に住み、出社する必要があるときにだけ都市部へ出向くという「新しい生活様式」が注目されております。このような社会情勢の変化、働き方や暮らし方に対する意識の変化は、都市部から地方へ人を呼び込む絶好のチャンスであると捉えております。この新たな動きをしっかりと受け止め、選ばれる柳川を目指して、今後もいろいろな好事例を研究し、本市に合った取組を検討し、実施してまいります。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

副市長から答弁いただきまして、ありがとうございました。

具体的にもう一回副市長に対して質問させていただきますが、例えば、学校統合案が今進んでおりますが、この学校統合が進めば、結論として約14校の廃校になると聞いております。そのような中において、やはりこの廃校について、リモートワークも含めて、様々な使い方がいろいろあると思っておりますけれども、病院の施設だったり、様々な企業の研究所、そして、



リモートワークに使えるスペースだとか、この部分も今から調査研究をして、そして、まだ今統合案がいろんな会合をされてあるので、タイミングを見計らって、柳川市としてこの廃校をどう活用するのかという方針をきちんと公表して、そして、施策を実行するために実施計画も組んでいくというようなことが今後道筋としては必要ではないかと考えております。

ただ、今の時点では調査研究を積極的にどうやるのか、そういうところまで含めて具体的にどうしようと思うのか、そこをぜひ副市長に答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

先ほどの橋本議員の質問の中でも学校再編の問題が出ましたけれども、いずれにいたしましても、これから私の重要な施策の中でも、学校再編統合の問題は考えていますし、その余った学校の校舎の活用については重点的な問題で出てくると思うし、今その分については全国的にもいろんな形で活用してある先進地がございますので、そういう形の絶好のチャンスというふうに私も思っております。

そういう意味では、これからも遅くならんような形で政策を打っていきたいというふうに考えて、一つのリモートワークの職場にも活用できると思うし、それだけでなくも廃校の分についての活用ができると思いますので、そういうことをやっていきたいと考えて、緒方議員の考え方と同じような考え方です。

以上です。

16番（緒方寿光君）

もう一点は、企業、起業の誘致もそうなんでしょうけれども、今、事業所の事業承継の問題が非常に出てきていると思います。要は経営者が高齢化したり、自分が経営者で、次に引き継ぐ人が引き継がないというような問題も出てきている中で、この事業承継というのは雇用を確保する意味ではまずは第一義に大事なことではないかと考えております。そこで、自治体によってはこれをマッチングするマッチング支援と申しましょうか、事業承継、企業と地元の方とか、企業と企業に勤めていて退職する方々とか、そういう希望する人と事業承継をされたいという人のマッチングをびしっとやっていくということが今望まれていると思います。

そこで、行政も支援をしていく必要があると私は考えておりますが、このことについて答弁を求めたいと思います。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

緒方議員の御質問にお答えします。

事業承継に関しては、福岡県が福岡県事業承継支援ネットワークを福岡商工会議所ビルの福岡県事業継承・引継ぎ支援センター内に設置し、会社を譲りたい方と会社・事業を買いたい方の相談を受け、マッチングのサポートを行っております。

後継者を探すのは広範囲から探したほうがマッチングする可能性が高くなるのは言うまでもないと思いますので、市内に会社の後継者問題を抱えている方がおられたら、福岡県事業承継支援ネットワークを紹介し、サポートを受けていただくよう案内するようしております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

この人口流出等の問題で私が一番今回提案させていただきたいのが、やはり企業誘致の問題であります。

今、企業誘致については、九州で人口減少、そして、少子化が進んでいる中で、様々な自治体が地域産業の持続的な成長を図るために様々な施策に取り組んでいるところであります。特に、今月2日には福岡県で、半導体、そして、デジタル産業の成長分野を推進する目的で、産官学の振興会議が設立をされました。その内容は多分御存じだと思いますけれども、省エネ、そして、グリーンデバイス、宇宙ビジネス、このことについて、技術開発、そして、新産業の創出で連携を図るということでこの会議が設立をされております。

ここについて本市の情報共有と申しましょうか、この連携と申しましょうか、どういう取組をされたのか、本市としての取組を教えていただきたいと思います。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

緒方議員の御質問にお答えします。

緒方議員のグリーンデバイスに関する協議会の件だと思いますけれども、これについては今年立ち上がったばかりでございますので、まだ具体的な活動等はあっておりません。ですから、この分については情報収集に努めながら、できるだけ関わっていきたくて考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

大変残念に思います。特に、これから10年後、20年後、この半導体産業を含めて、今、非常に絶好のチャンスを見ているのではないかと思います。例えば、柳川市にも立派な私学の学校もありますし、様々な工業系の人材を育成していくというような、産官学をもって連携をして、市長がリーダーシップを取って、国、県、学校、そして、企業という連携を取って、この事業に乗り出していく、この事業を進めていくというような市長のリーダーシップが今求められていると私は思いますが、この件について、何か新産業の創出について、当然、この新産業の創出ができれば、若い人たち、若い世代の人口流出にも多少歯止めがかかるとは思いますけれども、ここについて何か市長の見解等々ありましたら聞かせていただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

緒方議員とは、市長になりましてから14年目に今入っておりますけど、このやり取りというのは、毎回毎回、議会の中でやっております。

企業誘致については柳川市の場合は非常に難しく、私は過去においては、1次産業の農業の後継者、または漁業の後継者等についてをきちんとやっていかなければならないということをお願いして、非常に企業誘致には、確かに半導体の分についても、ああ、それがいいかなと思ってなかなか、柳川には土地の地盤沈下の問題もありますし、あとは農地については農業振興地域で非常に農地転用が難しい状態になっておりますので、ある程度はかなりの政治力が必要かなというふうに思っております。

この前、筑後市の半導体の関係についても、また、熊本県についても、そういうことは非常に魅力ある企業誘致をされておりますし、久留米市の資生堂等々の誘致についても、そういういずれかの経過の中で農振地域をどうやってクリアできるのかということも含めて、私もこれから上部のほうには、県、また、国のほうには話をしていきたい、努力をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長より努力をしていきたいというお言葉をいただいておりますが、例えば、直方市の方からお聞きしましたけれども、直方市ではデジタルトランスフォーメーションで昨年2月に推進本部を市役所につくって、そして、行政サービスの効率化の徹底を行って、IT産業の7社を中心市街地に誘致されたと聞いております。そして、産と学によって新規のIT事業を積極的に支援されているという自治体もあるわけでありまして、例えば、鹿児島県の曽於市においては獣医学の拠点事業に着手をされておまして、産業動物の獣医師を志す学生の減少が懸念される中で、これを曽於市が補完する拠点として、廃校となった高校跡地を利用して、獣医師の養成、そして、臨床研究施設を整備して、2024年春の開校予定と。日本唯一の拠点となるそうでありまして。本市においても、一本釣りの企業誘致云々ではなくて、産官学連携の下で新産業の創出を行うというスタンスでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

本市においては、例えば、国道443号の土地については大変交通アクセスもよく、そして、企業が必要とする水の確保も矢部川から引けるといい好条件でありますし、私自身もえびの市に行きまして様々な勉強もさせていただきましたけれども、緒方さん、産業団地の整備をやってトップセールスを行わなければ、今6社、7社の企業誘致はできませんよと。ここの農地がこうだからいいですよ、どうでしょうかと企業に話をしても、企業はほとんど乗ってこないという話も聞いております。

そのような中において、この柳川市で弱い部分については、市長がどう考えてあるかわかりませんが、企業立地の推進をする部署、セクションをひとつ設けて、ここで先ほどの農振地域の問題だとか様々な問題、いろいろあるわけですが、ここをクリアするた

めにきちんと整理をして、産業団地の整備もして、そして、年間160件のトップセールスもやると、セールスをやって折衝もしていくというような具体的な手法を一步前に踏み出していかなければ、今の若い世代の人口流出は止まりませんよ。私はそう思っておりますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

まさに議員が言われるような形で、私自身も市長をやっておりますけれども、なかなか非常に難しい問題だなというふうに考えております。ただし、今コロナウイルス感染症対策の中で、リモートワークとか、そういうことが出てきましたし、大きくは工業団地、産業団地を造成し、そこに、そういうものを設けましたのでぜひおいでくださいということが一番先決かなと思っておりますけど、非常にネックになるのが農業振興地域の関係のハードルが非常に高いということでございます。そういうことでもクリアしてあって、ほかの市町村ではクリアして招致をしておりますので、そういうことも含めて、議員のほうは特別にチームをつくってやったらどうだろうかということもございますけれども、そういうことも一面はあると思いますので、それも含めてこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

検討していくという答弁をいただいておりますので、ぜひ一步踏み込んでいただいて、ぜひ前向きな検討をよろしく願いを申し上げます。

次に、残り時間21分となりましたので、経常経費の見直し、そして、この削減について市長の政策ビジョンをお聞きします。

本市の年間予算は350億円前後ということで、その内訳は自主財源が全体の約3割、そして、地方交付税などの国、県からの依存財源が約3割、あとは地方債などの借金等により編成をされておるところでございます。そのような中において、本市は平成30年度に平成31年度から令和5年度までの中期財政計画の見直しをされました。理由は、大型の箱物施設の建設をしたことから、様々な維持管理費を含めて、これに対応するために行財政改革を着実に実行しなければならないという目的であります。

特に、歳入については、平成30年度がおよそ6,290,000千円前後であったものが、令和5年度については、これは推計なんですけど、約5,930,000千円と減少する推計であります。特に市税が、先ほどから申していますように、生産年齢人口の減少によって360,000千円も減少するわけでございます。また、普通交付税についても、平成30年度におよそ7,560,000千円あったものが、令和5年度の推計で7,219,000千円まで減少する推定です。これは合併算定替えの縮減、そして、人口減少の影響が大きく、343,000千円の減少となるということでもあります。そしてまた、地方債の残高も平成30年度において32,550,000千円であったものが、令和5年度には約1,884,000千円増加して、およそ34,438,000千円と大幅に増加する推定で

あります。

このような中で、非常にこれまで経験したことのない厳しい財政状況の見通しの中で、この行財政改革を着実に実行するというところで結んであるわけではありますが、しかしながら、例えば、人件費の総額を見ても、議会においては議員定数を削減して、4年置きに実行しているわけですが、今回は21名を2名削減して19名とされました。これは次回の改選から適用されるわけですが、議会の全体予算としては約1割カットということであろうかと思えます。

そのような中で、市役所の人件費について、正規職員、再任用職員、嘱託職員、臨時職員の合計人数は、令和元年度に788人とされていたものが令和4年度では841人となって、53人も増加しております。そして、人件費総額は令和元年度の決算で4,828,000千円だったものが令和4年度の予算ベースで4,945,000千円となっており、120,000千円前後の増額となっているわけがあります。

そこで、義務的経費とされるこの人件費、賃金が膨れ上がっている状況にあると私は認識しておりますが、ここについてどのような見解をお持ちなのか、今後の方針を含めてぜひ聞かせていただきたいと思えます。

人事秘書課長（江口英範君）

緒方議員の人件費の推移、48億円が49億円になったと、職員数も53名増加ということで御説明させていただきます。

平成26年度は48億円の決算ベースで、令和4年度では予算ベースで49億円ということで、令和2年度の決算ベースでいきますと4,789,120千円ということで、そういった予算ベースと決算ベースにおいては差異がございますので、減少傾向にあるというふうには私どもは認識しております。

合併当時602名おりました職員数については、6月1日現在で464名ということで、百二、三十名の減少傾向になっております。そういったところで、中期財政計画を財政課のほうで5年間計画しておりますが、そういう計画に沿って着実に実行していきたいというふうを考えています。

ただ、53人の職員数の増加においては会計年度を含めた人員というふうになっております。教育支援員とかソーシャルワーカー、その他専門的な職員が求められるという中で、職員だけでは対応できない分について、そういった会計年度の専門的な職員を増員しているというふうなところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁をお聞きしておりますけれども、人口減少に歯止めがかからない、そして、コロナ禍の中で経済的な打撃を被っている企業、起業の事業者も非常に大変な状況にある中において、

ここはしっかりとした行財政改革に踏み込んでいくということが望まれると私は思います。過疎地域に指定されたからといって、過疎債をあれもこれもという使い方ではなくて、この人口流出に歯止めをかけるという部分にぜひ真剣に活用されるように強く求めていきたいと  
思います。

そしてもう一点は、今、市報が月に2回配付されてあるわけですが、こういう事業費の見直しということなんですが、月に1回のペースにしていくと、印刷代が約600千円の減、そして、シルバー人材センターの委託料が1,020千円の減、年間で約1,600千円の減額となるというような試算をいただいております。今この時代において、スマホ、パソコン、テレビのdボタン等々が普及している中において、市の情報はキャッチしやすくなっていると思いますので、私は月1回の配付でも十分ではないのかと、そういう声も市民の方からいただいているわけです。例えば、このような事業の見直しをやって、きちんとした財源も生み出して、そして、それを積み重ねて、これを投資事業に回すんだと、これをこの事業に回すんだというようなことが今望まれているのではないのでしょうか。

そこに踏み込んで質問させていただきますが、どうなんでしょうか。今後の方針を含めて聞かせていただければと思います。

企画課長（池末勇人君）

広報紙の発行を1回にしてはということでございますけれども、令和3年度の市民アンケートの結果によりますと、67%の方が広報の発行回数は1回が妥当ではないかというふうな回答も得ております。それと、県内の自治体を見ても、29市中17市の58%が月に1回の発行をしているということで、月1回発行が県内でもやや多くなってきているというふうな状況があるかと思えます。

一方で、広報の発行回数を1回に減らすときの課題もございまして、発行回数を減らすと、今までの1日号よりページ数が増えるという形になりますので、各家庭に配付をいただく区長さん方に重さの面で負担になるのかなというふうなことが予想をされます。また、新型コロナウイルスに関する情報発信や災害情報などにおきましては、緊急情報を即時に発信する必要があり、このような場合にも広報紙では時間的に間に合わないというふうなことが多くございますので、現在、多く活用してあるものとしたしましては、即時に発信できるLINE等のSNSによる発信が有効であるというふうにご考えております。

そこで、今後は紙媒体による広報紙とデジタル媒体によりますホームページやSNSなどを併用しながら、市政情報の発信について積極的に取り組んでいく必要があると考えます。このようなことから、今後、広報「やながわ」の発行回数は月1回にすることを前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そして、本市の人口急減とコロナ禍による経済的な打撃を受けている中で、議会としては2名の定数削減もやりました。そのような意味で、身を切る改革ということで、特別職の方々、令和元年度の総額で約49,000千円の報酬ということでございますが、令和4年度では51,000千円の報酬額となっております。率直に申し上げて、失礼な点もあるかもしれませんが、やはり1割カット云々というぐらいの身を切る改革もぜひやっていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

私の給与を10%カットということで進言をされましたけど、市長になりまして14年目に入っています。最初の選挙のときのマニフェスト、公約はそういう風潮で、私は10%カットします、20%カットします、そういう公約の方が出てきました。私が2期目から、3期目、4期目はその公約は掲げませんでした。そういうことで下げることによって市民の御意見を問うということはやめたほうがいいかなということで今はやりません。私もあと2年数が月残っておりますけど、私の考え方としては、今、人事秘書課長も言ったように、職員を602名から百四十何名減らして、その中では人件費もかなり減りました。確かに今度議会で10月改選後には21名の議員が19名ということで、大きな、そこには、私は尊敬もし、敬意を表したいというふうに思います。

ただ、私の給与等を三役を含めて10%カットしたらという御提言については、このまま据置きをして、合併当初、私は20%カットは自主的にやったんですけれども、その金額については規定のとおり据え置いて、上げることもしないし、下げることもしないと。福岡県下の市町村の特別職の給与については、今現在そういうことをやっている市町村はございません。新たに選挙に出られる立候補者の中にはそういう方はいらっしゃいますけれども、それで立候補されて上がったら、それはそれとしていいんですけれども、2期目、3期目を目指す人についてはやっていないということと、あわせて、それだけの報酬等をもし下げるとするならば、報酬審議会等で今までやってきていますので、私は審議会にもかけないし、今のままでいいんじゃないかというふうに思っているのが私の考え方です。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次の質問に入ります。

豪雨災害による床下浸水、そして床上浸水、この被害、昨年8月にあったわけなんですけど、この被害地域の改善をするために打った施策等々、どれぐらいの進捗率なのか、そこをまずは聞かせていただきたいと思います。

産業経済部長（松永 久君）

緒方議員の質問にお答えします。

事業を進めるに当たって、市長と一緒にまず要望書を提出しております。まず、これについて説明をしたいと思います。

要望書を国、県に市長と一緒に提出しております。国会議員の皆様、県会議員の皆様等々をお願いしております。これによりまして多くの議員の方々から御尽力をいただきまして、その結果といたしまして、令和4年度から国、県より排水機能の強化のための調査が実施されることとなっております。この調査では、近年の降雨状況や受益地内の土地の利用状況など、現状の調査が行われ、その後、この調査を基に、排水解析が行われることとなっております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

今回、昨年の豪雨の状況を見て、市長をはじめ、執行部の皆さんから市内4か所に緊急自備を使って水中ポンプの設置をしていただいております。この件については住民の方々も大変感謝をされているところでありますが、しかしながら、今年度の豪雨を見てみると、その成果はなかなか分からないということも本当のことだと思いますし、この4か所の水中ポンプによった成果がなかなか見られないという場合においては、やはり強制排水ポンプの強靱化を行って、そこに導水路もきちんとした形で整備をしていただいで、そこまでやっていただくのが抜本的対策ではないかというような声も上がっているわけでございます。

そして、先行排水については日頃から様々な取組をしていただいておりますが、そこには感謝を申し上げますけれども、今年どういう豪雨になるか分かりませんが、ぜひ抜本的な対策まできちんとした整備をお願いしたいということで申される住民の方は結構多いわけでございますので、ここについての市長の考え方等々ありましたら、ぜひ聞かせていただければと思います。

市長（金子健次君）

昨年8月に、柳川の記録を塗り替える870ミリという8月11日からの集中豪雨がありました。その中で、あちこち10か所ぐらいの地域から、水中ポンプでなくて樋管の改善、バージョンアップをしてくれという要請がありました。緒方議員のほうには報告しておりますけれども、既に1億円かけて水中ポンプを4か所に設置いたしました。あと、国のほうに、当時の松永水路課長ですけれども、農林水産省の本省に地元代議士と一緒にあって、また、福岡県に対してもそういう要請をしたし、また、九州農政局のほうも現地調査をしていただいております。その中において、一遍にはなかなか難しいんですけども、私の大きな政策の中では重要なことでありますし、市民の人がああいう形で、特に、今日は川北の区長さんも来ていただいておりますけれども、そういうところが二度とああいうことにならないというような形を積極的に私は進めていきたいというふうに思っております。

先行排水については、柳川の先行排水は松永部長が陣頭指揮でやりましたけれども、そう



ということも少しずつ定着をして、河川流域の連携が、柳川だけ流しても上流からまた流してしまえば同じですので、同時に先行排水をやろうじゃないかと、それが少しずつ定着をし、また、本省の農林水産省も先行排水という要望をですね、柳川方式のことについては評価をいただいておりますので、それと併せて、どうしてもそれでクリアできない分についての水中ポンプ、樋管の改善は積極的にやっていく決意です。

以上です。

16番（緒方寿光君）

積極的にやっていくということで答弁をいただいております。どうぞぜひスピードを上げて、今どこで線状降水帯が発生して豪雨になるか分からない状況になっておりますので、スピードを上げて、ぜひ整備をよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になります。引継ぎの件で様々な実態、課題が私のほうに市民の方から連絡をいただいておりますが、本市においては事務引継ぎ書の作成はどのようにされているのか。規定があるのかどうか、服務規程を含めてどのような対応をされているのか、教えていただきたいと思ひます。

人事秘書課長（江口英範君）

本市の事務引継ぎについてでございますが、柳川市職員の服務に関する規則で「退職、休職又は所属課等の異動を命ぜられたときは、速やかに上司の指示する者にその事務等の引継ぎをしなければならない。」と、こういうふうに定められております。この規定に基づいて、異動者は事務引継ぎ書を作成することになっております。

本年度末、例年、人事秘書課のほうから事務引継ぎについて所属長を通じて周知徹底を図っておりますが、異動者については人事異動時に前任者から後任者に対して文書や電子データにより行うこととしております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

事務引継ぎについては、様々な職員が異動するときに事務引継ぎをされるわけですが、ここは手順書と申しましうか、やはりマニュアルをちゃんをつくって、それぞれの職員が対応されて、そして、上司に承認もきちんと受けるという体制をぜひ徹底していただきたいと考えております。そうでなければ、今回の問題は改善しないと思ひますが、その改善点が何かあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思ひますが。

人事秘書課長（江口英範君）

御指摘いただきました事務引継ぎの手順書というか、マニュアルというか、そういったものについては、直接伝えるべき事項と後で読んでもらえばいい事項、そういったことで分けて引継ぎを行うということは効率的なものと考えております。その詳細なマニュアル化というのは現在やっておりませんが、職員の今後の人事異動時の参考となるような事務引

継ぎの手順などを示したものを作成して、全職員で電子データを含めて共有していきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

最後に市長に、この事務引継ぎ等々の徹底について何かありましたら、ぜひ答弁をお願いしたいと思いますが。

市長（金子健次君）

今指摘された分については、改善できるような形で全力を挙げたいと思っています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これで終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで13時15分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時15分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんこんにちは。佐々木創主でございます。本日はまちづくりと人口減少対策というテーマで、幹線道路整備の目的と効果、人口減少対策、都市計画、土地利用計画について質問させていただきます。

平成17年に1市2町が合併し、新市となってから17年となります。この間、有明海沿岸道路、国道443号、385号バイパスなどの幹線道路整備、そして、西鉄柳川駅東部土地区画整理事業と、それに伴う西鉄柳川駅東口開設、中島地区の密集住宅整備事業など、インフラ整備、都市機能整備が行われてきました。また、新たに11か所の校区コミュニティセンターが建設され、18地区全てに地区拠点施設が整備されました。しかし、人口は平成17年当時の7万6,000人から6万3,000人に減少しています。17年間で1万3,000人、年平均すると760人ずつ減少し続けていることとなります。そして、昨年度の旧大和町に続き、旧柳川市が過疎地域に指定されました。また、少子高齢化も進み、高齢化率が35%となり、地域をいかに維持していくのが大きな課題となっています。柳川市に限らず、全国の地方都市が同じ課題を抱えています。その中で、子育て支援、大都市圏からの移住、就業支援など、様々な取組を行い、効果を上げている自治体もあります。

そこで、柳川市の現状と課題、これからのまちづくりがいかにあるべきか、議論をさせていただきたいと思います。

そこでまず、これまでの有明海沿岸道路をはじめとする幹線道路整備の実績とその目的についてお尋ねします。

建設課長（古賀洋二郎君）

佐々木議員の御質問にお答えします。

本市の幹線道路は、有明海沿岸道路、国道208号、国道385号、国道443号などがございますが、主な道路の整備実績と目的について御説明いたします。

まず、国土交通省が事業を行っている有明海沿岸道路は、福岡県大牟田市から佐賀県鹿島市に至る延長55キロメートルの地域高規格道路で、現在、福岡県側では27.5キロメートルが開通しています。この有明海沿岸道路は、沿線都市間の交流促進や三池港等の広域交通拠点へのアクセス性向上による地域発展を支援し、さらには一般道路の混雑緩和や安全性向上による生活の利便性向上を目的とした道路であります。

次に、福岡県で事業を行った国道385号三橋大川バイパスは、柳川市と大川市を結ぶ延長3.8キロメートルの道路で、福岡都市圏や有明海沿岸道路へのアクセス向上を目的としています。

次に、福岡県で事業を行っている国道443号三橋瀬高バイパスは、国道209号から有明海沿岸道路と接続する徳益インターチェンジまでの延長4.97キロメートルが開通しており、九州自動車道みやま柳川インターチェンジと有明海沿岸道路がバイパスで連結され、観光振興や流通などの経済活動が活発になり、地域の活性化を目的とした道路であります。

次に、福岡県で事業を行っている主要地方道久留米柳川線は、久留米市と柳川市の両生活圏の連携、交流を支えている重要な道路であるとともに、有明海沿岸道路のアクセス道路としても利用されています。この事業は、大木町との市町境の下田橋から有明海沿岸道路の町矢加部交差点を結ぶ延長2.17キロメートルの道路で、道路線形が悪く、歩道がない区間や、歩道幅員が狭く、歩行者や自転車の安全な通行が確保されていない状況であるため、現道拡幅により事業を行っています。

最後に、柳川市で事業を行っている1級市道高橋中牟田線は、国道208号高橋交差点から磯鳥橋北側の高島南交差点を結ぶ延長4.2キロメートルの道路で、現在、磯鳥橋北側の高島南交差点から国道208号高橋交差点手前までの4.0キロメートルの整備が完了しています。この道路は、市中心部に流入する通過交通を市街地へ導く外環状道路としての役割を担い、点する公益施設や集落のネットワーク強化、通学時における安全確保を目的としています。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、合併当時と比べると柳川市から放射状に延びる、そういう道路が拡幅、新たに整備、それと、沿岸道路、高橋中牟田線と。実際事業をやってどのような効果が出たのか、目的をおっしゃっていただきましたが、お願いします。

建設課長（古賀洋二郎君）

佐々木議員の御質問にお答えします。

直近の交通量調査、平成27年度に実施された道路交通センサスによりますと、有明海沿岸道路の大和南インターチェンジの24時間交通量は1万1,459台であります。有明海沿岸道路が開通する以前の平成17年の交通センサスでは、国道208号浦島橋付近の24時間交通量は1万6,497台ありましたが、有明海沿岸道路開通後の平成27年では6,846台に減少しており、約1万台の交通量が有明海沿岸道路へシフトしたものと考えられます。

次に、国道443号ですが、平成17年の道路交通センサスでは、御仁橋交差点西側付近の24時間交通量が1万4,454台ありましたが、バイパスが開通後の平成27年では1万96台に減少しており、約4,000台がバイパスへシフトしたものと考えられます。

幹線道路整備による効果としましては、沿線都市間の交流促進や広域交通拠点へのアクセス向上により人や物の流れを促し、さらには一般道路の混雑緩和や安全性向上などの生活の利便性が図られています。

以上です。

10番（佐々木創主君）

浦島橋の交通量が1万台減ったと。確かに浦島橋は渋滞の常襲地点でありましたが、非常に車の交通量が減ったと。沿線の家に寄った後、208号に出るときは前は非常に怖かったんですが、今は余裕を持って出れる状況で、ただし、中島を通る車が減ったと。商店街、いろいろな商業関係への影響も多少あるんじゃないかなと。ただ、市内に流入する通過車両がこういう高規格道、幹線道路整備によって、市街地を通らずに通過するというところで、交通、車の誘導、改めて効果が出ていると。それと、バイパスができると、当然広いので、バイパスに流れる。ただし、今おっしゃっていただいたのは周辺地区の交通量でしたが、じゃ、市街地、例えば、中島の商店街でありますとか、柳川の辻町通り、京町通り、その辺の交通量といいますかね、その辺のデータは何かないと、公開されていないということでちょっと残念なんですけれども、こういう多額の費用を投じたインフラ整備によって、それなりの効果は上がっておるといふふうに理解します。

それと、都市計画、やみくもにいろんな開発がされないように土地利用計画をしっかりと昭和30年代ぐらいから立てられて、皆様のお手元に資料をお渡ししておりますが、これはちょっと見にくいので、色づけのところの上が柳河、城内、三橋、藤吉、沖端、右下が中島ですね。それをつないでおるのが沿岸道路。これで見にくい方はインターネットで柳川市のホームページを開いていただいて、都市計画総括図というのを検索いただくと出てきますか

ら、そのほうがよく分かりやすいかと思えます。

それで、これまでの土地利用計画をつくって、いろんな土地利用の誘導、人口誘導をされてきたと思いますが、その辺のところをお願いします。

都市計画課長（目野隆広君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

本市の都市計画の土地利用規制に関するものとしましては、用途地域の指定がございます。お手元の資料で色がついているところになりますけれども、これが昭和43年6月に人口及び産業の都市集中に伴いまして、都市及びその周辺地域において市街地が無秩序に拡散しているなどの現状を背景にしまして、大正8年に制定されておりました旧都市計画法が全面的に見直され、新都市計画法が制定されております。

本市の用途地域につきましては、この新都市計画法に基づきまして、昭和44年5月に当初決定を行っておりまして、このときは住居地域、それから、商業地域、準工業地域の指定を行って誘導を図ってきております。

その後は都市計画法及び建築基準法の改正に伴う変更を行っておりまして、昭和48年6月の第1回変更において用途地域の変更及び準防火地域の指定を行い、平成8年4月の第3回変更では用途地域の細分化に伴います変更や中島地区での特別工業地区の指定、沖端地区での観光地区の指定を行ってきております。

さらに、平成25年8月の第6回変更におきましては、柳川駅東部土地区画整理事業地内で商業施設建設計画に伴いまして、一部、第一種住居地域を近隣商業地域へ用途地域の変更を行いますとともに、より良好な住環境の形成を図るために地区計画の指定を行ってきております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

道路整備と土地利用計画、誘導をこれまでやってきたということで2つの観点から今答弁をいただいたんですが、その結果、人口がどうなったのか、合併以降の人口の推移をお願いします。

企画課長（池末勇人君）

佐々木議員の御質問にお答えをしたいと思います。

合併からの人口の動向でいいますと、毎年平均して1%ずつの減少を続けておりまして、平成18年と令和3年9月末現在で比較をいたしますと、およそ14.7%の人口減少というふうになっております。また、年齢3区分人口の平成17年と令和2年の国勢調査を比較いたしますと、生産年齢人口の割合が62.0%から54.4%と7.6%減少となっております。人口ビジョンの推計よりも減少率が高くなっておりますので、非常に危機感を持っているというところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

前後して、こういうやり取りは午前中、それで、今までもあっておりますが、人口減少の要因をどういうふうに捉えておられるのか、お願いします。

企画課長（池末勇人君）

人口減少の大きな要因といたしましては、転出者数が転入者数を上回る社会減と、死亡者数が出生者数を上回る自然減の2つに分かれます。過去5年間の社会減は1,132人で、年間平均226人が減少しているということになります。社会減の要因といたしましては、15歳から24歳までの年齢階層で多くの転出超過となっておりますので、高校など卒業時に就職や大学進学、またはその後の就職のための転出が大きなものというふうに推測されます。

次に、自然減につきましては2,415人で、平均483人の減少というふうになっております。自然減の要因といたしましては、現代の多様な生活スタイルや女性の就業による社会進出等による晩婚化などで少子化が進行したためではないかというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、重複しますが、人口減少対策ということでU-45とかやられておりますが、その実績、活用数、教えてください。

企画課長（池末勇人君）

それでは、お答えしたいと思います。

企画課が令和3年度に実施いたしました定住促進事業について御報告をしたいと思います。

企画課のほうに設置しております移住サポートセンターでの相談受付につきましては、108件ございました。市内で住宅を取得された45歳以下の方に商品券50千円分を支給するU-45マイホーム取得支援事業につきましては、交付者は143件で、市内の方は97件、市外の方は46件という内容です。

また、市内の中古住宅を売りたい人と貸したい人、買いたい人、借りたい人などのマッチングを行う住まえるバンク制度の成約件数は3件でした。平成25年度に整備をいたしました移住体験施設もえもん家は、利用4組の10人が利用をいただいております。また、東京で開催されましたふるさと回帰フェアに参加をいたしまして、移住の相談が11件あり、柳川市への移住のPRをしたということでございます。

なお、令和3年度より新たに始めました事業といたしまして、特定の業種に就いた東京圏からの移住者に対しまして最大1,000千円を支給する移住支援事業や、新婚世帯が住宅を取得する際の経済的負担を軽減するため、婚姻から1年以内に39歳以下の夫婦に上限300千円を交付いたします新婚世帯マイホーム取得支援事業を実施しております。

なお、移住支援金につきましてはの問合せはありましたが、要件に該当する方がいらっしゃ

いませんでした。マイホーム取得支援事業につきましては3件の交付を行っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

U - 45、50千円の商品券ですね。これはそこそこ数がありますが、新婚世帯マイホーム3件、いろんな相談会、マッチング、三大都市圏から来てくださいねと。それで、2人世帯1,000千円、1人世帯だったら600千円プラス子供1人につき300千円と、これはゼロと。なかなか効果が上がっていないですね。

この条件に合致する方、合致しない方を含めて、このマイホーム取得、新築、ただ、中古もありますけれども、じゃ、全体として柳川市の新築住宅の着工、建設件数、教えてください。

企画課長（池末勇人君）

市内の新築戸数につきましては、平成29年から令和3年までの5年間で、分譲マンション等も含めまして1,299戸というふうになっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

一番多いところと一番少ないところを教えてください。

企画課長（池末勇人君）

小学校区別で見ますと、建築戸数が多いところは柳河、蒲池、藤吉校区となっております。逆に少ないところは皿垣、有明、中山校区というふうになっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、事前にデータをいただいていますけどね、一番多いのが平成21年から令和3年までの間で藤吉校区で632件。ただし、これはマンションが駅の東にありますから、マンションを除いた一戸建てで計算すると388件と。2番目に多いのが蒲池ですね。これはマンション、賃貸はありますが、ほぼ全て一戸建てとっていいと思うんですが、蒲池が329件。続いて多いのが柳河小学校区、ここもマンションが幾つか建ちましたのでね、マンションを含めると269件、マンションを除くと182件。それと、気になるのが二ッ河小学校区が198件ということで第4位。

それで、先ほどの幹線道路整備、皆さんにお配りしているこの地図、ずっと右側から左に湾曲している、これは沿岸道路ですけど、この外側に高橋中牟田線があるわけですよ。それと、上から黒い棒を右側に引っ張っていますけど、これは佐賀線跡地の道路です。矢ヶ部小学校の北側を通過して、沿岸道路を突き抜けて中山のほうまで行っております。それと、蒲船津から佐賀線跡地を南から突き抜ける、高島のほうからですね、高島地点から東に新幹線の船小屋駅、筑後広域公園、あそこまで真っすぐ道路が整備されて、JR鹿児島本線の下を

アンダーパスができて、非常に利便性がよくなった。それからいうと、藤吉校区が新築住宅、区画整理事業もあったので、あそこは相当建て替わっているはずですから、その数をやっぱり除かんといかん。それからいくと、二ツ河と蒲池、ここはある意味、道路の利便性。前も大木町の大溝小学校区の話をしました、大溝小学校は1学年3クラスなんですよ。八町牟田とか中心部を含む横溝小学校ですかね。（「木佐木です」と呼ぶ者あり）木佐木小学校、中心部の木佐木小学校は全学年1クラスなんですよ。大溝小学校は3クラスに増えて教室が足らん。あそこはイオンのところ、442号のバイパス、非常に利便性がよくなって、加えて、西鉄の大溝駅までのアクセス道路が非常に広がっている。住宅着工が増えて、それも大川市の方々が大川市で家を建てるより地価が安い、駅もある、非常に道路事情がよくなったということで、若い世代がどっと入り込んで、子供たち、小学校、教室が足らんと。それからいうと、先ほどの蒲池と二ツ河、特に川北、それと東宮永でも意外と着工件数は多いんですよ、沿岸道路の徳益、アクセスいいですから。

そういった意味からいうと、どういうふうに道路を配置し、そして、人の流れ、誘導していくのか。柳川に住んで、周辺の筑後であるとか、大牟田であるとか、長洲であるとか、そういう大工場のあるところに通勤できるようにするのか、これも一つのポイントじゃないかなと私は思います。

それで、そういう郊外はいいんですが、逆に中心市街地、柳河小学校区、城内、地域別でいくと人口減少率、もちろん藤吉と矢ヶ部が、藤吉は10年間で人口が106.9%ということで増えています。矢ヶ部は101.45%。それで、最も低いのが旧柳川でいうと沖端79.6%、西宮永79.8%、ほかはほぼ80%ですけれども、沖端、城内、柳河で、藤吉の一部、空き家が増えて空洞化しておると。ただ、最近の傾向として、ハウスメーカーの家を建てても20年、30年するとぼろぼろ。あれはリフォームできないんですね。今、都会では若い人たちが昭和、大正に建てられた旧来工法の木材住宅をリフォームして、自分のスタイルに合わせて、そういうところに住まうのがある意味トレンドといえますかね、格好いいといえますか、見直されて、リフォーム会社が非常に盛況だという話をしたんですが、先ほどのマイホーム取得補助金、その辺はやはり、中心市街地の話をしましたが、例えば、周辺地域の農村地域の集落の真ん中にきは空き家だらけ。崩れよると。空き家の取壊し補助をやってはいますけれども、じゃ、ゆったりとした農村で暮らしたい、野菜を作って暮らしたい、そういう人たちにとって、中心市街地よりも、昭代であったり、皿垣の海の見えるところとか、垂見地区とか、そういうところの中古住宅、かなりあります。そういうのに対するリフォーム補助といえますかね、そういうのを私は検討すべきではないかなというふうに思うんですよ。いかがですかね。

企画課長（池末勇人君）

現在行っておりますU-45マイホーム取得支援事業につきましても、中古住宅の購入は対



象にはしておりますけれども、そこにリフォームの分まで加算というのが今のところございませんので、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

10番（佐々木創主君）

50千円でしょう。それは50千円もろうたらうれしかばってん、もう少し予算配分。それは総花的に何でもかんでも手厚くできない。ましてや高齢者福祉関係、民生費がじゃんじゃん右肩上がりが増えていく、その時代でも、いろんな投資、それと先々を見ながら給与所得者を増やして税収を上げましょうという話もありました。そういう人たちが後々納税として返してくれるのであるならば、そういう50千円、50千円とか、小っちゃい額ではなくて、もっと大胆なその辺のめり張りを利かせた予算配分といいますかね、政策が私は必要だと思います。将来納税してくれるのであるならば、借金してでもやるべきことはやるべきだと思うんですよ。それが私はこれからの財政運営、行政運営の要といいますかね、キーポイントだと思います。

それで、道路の効果というのを申し上げましたが、じゃ、今後の幹線道路整備計画、その目的を教えてください。

建設課長（古賀洋二郎君）

佐々木議員の御質問にお答えします。

今後の道路整備計画としましては、福岡県で事業を進めている都市計画道路三橋筑紫橋線は、柳川市役所西側の県道橋本辻町線から筑紫橋までを結ぶ延長650メートルの道路であります。この都市計画道路は、市内東西軸を形成し、公共施設拠点へのアクセス動線として期待されています。また、現道の道路幅員は狭く、消防や救急の緊急時の活動が困難な地域であり、整備後はこれらの問題が解消され、地域の住環境が大きく向上するものと考えられます。

次に、福岡県で事業を進めている国道443号柳川バイパスは、有明海沿岸道路徳益インターチェンジから柳川リハビリテーション病院西側の県道橋本辻町線を結ぶ延長1.8キロメートルの道路であります。この道路は、九州自動車道みやま柳川インターチェンジから国道443号三橋瀬高バイパスを経由する車両や有明海沿岸道路から柳川市内への車両の流入が増加し、交通混雑を招いています。この柳川バイパスの整備後は、みやま柳川インターチェンジから柳川市内へのアクセス向上が改善されます。

次に、柳川市で事業を進めています藤吉線は、三橋町藤吉地区に位置し、点在する公共施設のネットワーク強化や市民相互の交流を促進する重要な路線であります。事業区間は、県道枝光今古賀線沿いの柳川警察署西側から県道高田柳川線を結ぶ延長960メートルの区間です。この事業区間には、都市計画道路に位置づけられている国道443号柳川バイパスが整備中であり、供用開始後には交通量の大幅な増加が見込まれることから、この路線を整

備することにより、柳川市中心部に流入する通過交通を分散させる役割を担い、道路交通の円滑な処理を目的に整備を進めていきます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

三橋筑紫橋線ですね、昭代のほうから柳川市内、柳川市役所に来るのに、沖端川を渡って、あそこの鍛冶屋町の信号、大渋滞をすると。昭代地区の皆さんから大きな要望があって、これは昭和34年に線引きのされた都市計画道路ですが、これは一旦見直して廃止になっておったんですね。廃止項目に上がっておったのを、なぜか分かりませんが、これは復活してある。それと、443号のバイパスですね、今、沿岸道路の徳益インターのところまで止まっておりますが、あれが真っすぐ突き抜けて柳川リハビリ病院で18メートル道路と接続すると。

それで、皆さんのお手元にある地図ですね、縦に一本黒い線を引いてありますが、これが藤吉線ですか、柳川警察署西側からスーパーまるまつから東の豊原に抜けておる道路のちょうど江下海苔さんがある辺りに接続すると。443号で柳川に流入する車が一本で受けないといけないのを右左に分散させるということで非常に効果のある道路とも思いますが、ただし、十字路の東西南北、これは真っ白ですよ、真っ白。それと、先ほど言った佐賀線跡地、矢ヶ部の郵便局から東に行っておる、ここも真っ白です。みだりに土地利用しないようにいろんな色づけがされて、大きな工場とか、大きな遊戯施設とか、住環境にそぐわないのは建設できませんよということで規制するのがこの用途地区ですよ。それで、もうちょっと西北に行くと、あの大きな墓地ができた。真っ白のところですよ。この用途地区で墓地は規制できませんが、色がついておると、そういう事業者も、ここはちょっとまずいなという心理的な抑止力にはなると思うんです。

そういった意味で、この藤吉線と443号のバイパス、これは真っ白ですから、東に抜けるのも、市内に入るのも非常に便利なところですよ。このまま真っ白でいいのかな。これは道路の完成が8年後でしたか。8年後、443号バイパスができる。縦の藤吉線ができる。そしたら、これは開発業者、不動産業者、いろんな業者、地権者も含めて、相当な開発が当然促進されると思います。そういう誘導規制をする土地利用計画をこのエリア、そして、北部のエリア、しなくていいのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

用途地域の規制について考え方を御説明いたします。

議員御指摘のとおり、新たな道路整備により道路沿線の土地活用が進む可能性がございます。このため、コンパクトシティの推進や住環境の悪化防止のために、用途地域やその他都市計画法に基づく土地利用の規制は検討する必要があると考えます。しかし一方で、今後の市の活性化のためには社会経済活動も必要であると考えております。

また、土地の用途を規制するための用途地域の拡大など、都市計画の変更を行うには、変更を行おうとする区域の面積規模や土地利用の変化の状況、それから、上位計画であります市総合計画との整合など、様々な面からの検討が必要となっております。さらに、一旦変更を行うと簡単には元に戻せません。そこで、今後の土地利用の規制につきましては、市の総合計画や今後のまちづくりの方針などを総合的に、また慎重に検討した上で判断していく必要があると考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

次の総合計画の改定予定はいつですか。 いいです。通告していませんので、準備できていないと思うので。

当然いろんな市の具体的計画は、憲法じゃないんですが、上位計画、都市計画マスタープラン、もういっちょ上の総合計画、その辺に盛り込まないといけない。ましてや県のいろんな計画に沿った形でそれをつくらないといけない。ましてや都市計画の決定、変更、これは県の許可が要るわけですから、相当時間がかかる。手間もかかる。そうすると、先ほど都市計画課長の話で、市街地が拡大する。だけど、ほっとっても拡大しているじゃないですか。この208号の沿線、北側の紫色、ちょうど矢加部のいろんな工場が建っておるところですね。だけれども、その北側は自動車屋さん、パチンコ屋さん、弁当屋さん、これはまさしく商業地じゃないですか。当然、道路ができると、そこは便利ですから開発しますよ。どういうふうに誘導するのか。ただし、今回のこの十字路は宅地開発ですよ。住宅ができる。ただ、そんなところにとんでもない施設ができないように、それが用途地域指定がいいのか、今、国交省も地域の開発規制でいろんな誘導のために制度をつくっておりますからね、早く勉強してください。皆さんで駄目ならば、そういう専門家をね、会計年度じゃないですが、そういう人材を雇って、そういう人材を育成しないとイケないじゃないですか。そういう人事配置もしっかり考えてください。

それで、人の流れ、道路一つで人の流れが変わる。車の流れも変わる。ただし、前々から言っておるように、コンパクトシティと。歩いて暮らせる便利なまち。お役所がある。金融機関がある。病院がある。買物施設がある。福祉関係の施設もある。それが中心市街地に集積しているから便利ですよと、そこに人が集中する。そういった意味で、ただ、逆に中心市街地は空洞化が起こっておる。人口減少率が高い。沖端に至っては高齢化率が40%ですよ。それで、近々、3庁舎分散機能が統合される。そのときに柳川庁舎に集約される。それで、三橋と大和地区には支所機能といいですかね、市民窓口機能を置きますよと、心配しないでくださいね。ただ、そのタイミングでそういうコンパクトシティ、大和町にとっての中心市街地というのは、交通の結節を含めて中島地区ですよ。私は中島地区に支所機能を持っていく。それと、三橋は駅の東、そこに、電車で降りてそのまま役所に行って何か手続きができ

る。子育ての何か提出ができるとか、預かってもらう施設から受け取って、バスに乗って帰る、車に乗って帰る。そういう誘導するようなことも考えなくてはいけないんじゃないかなと思うんですよ。

そして、いろんな人の流れが出てくる。それで、今のIT技術の発達で、人の流れが携帯電話、ほとんどの人が携帯電話を持っておるので、どういうふうに人が流れているのか、地図上に点が密集している場合は赤い線になる。密集していない場合は点で動く。ビッグデータを活用して人の流れを分析して解析をして、例えば、大型集客施設ができれば、どういうふうに人を整理して誘導するかとか、コロナで混雑しないようにどういう誘導をするかとか、非常に今そういうのが現実活用されておって、自治体向けにそういうソフトを使用しませんかと、インターネットを見ると、だっと出てきますよ。現状を分析して、じゃ、どういうふうに今後道路整備、コミュニティバス、それと自転車利用、その人たちをどういうふうに現状把握して誘導していくのか、これはぜひ活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

今後のそういった歩いて暮らせるまちづくり等を立地適正化計画という形でまとめていきたいと考えておりますので、先ほど議員御指摘のビッグデータといいますか、そういったものの活用も今後図っていきたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

当然ビッグデータで見ると、点の移動が歩いておる人は遅いですから、自転車は中速度、車に乗っておる人は速いですから、点の動き、線の動きで、自転車、歩行、自動車、それと、バスに乗っておる人は大人数ですから、その辺がビジュアル的に見れるというのは非常にすごい時代だなと私は思うんですよ。

それと、先ほどの支所機能を移転すべきじゃないかという話をしたんですが、ただ、旧柳川の中心市街地を見たときに、文化会館はこの横にあったのが郊外近くに移動しました。子育て支援拠点施設も、横には水の郷がありますが、十数年ほど前に柳川図書館、あめんぼセンターの北側が昔は旧法務局の官舎でした。官舎を全部廃止するというので、あそこは1,000坪ほどありますか、あれを法務省が地元の公共団体にこれを買いませんかということに競売する前に打診が来とったはずですよ。私は担当課長に買いなさいと言った。全課にアンケートを取った。計画がありませんので、要らんそうです。計画がありませんから買えないですよ。あのとき買うときゃ、子育て支援なりなんなり。そして、先ほどの、そこに行かないといろいろ用事が済ませられない、そういう施設をコンパクトにまとめるんですよといったときに、これからの自治体はそういうのを目指すんであるならば、そういう中島であるとか、駅の東であるとか、駅の西から京町、辻町、城内、沖端、この辺に広大な敷地を何かあるときに、先ほどの小・中学校じゃありませんが、市営住宅の移転計画もあります。あ

る漁業関係の団体が数年前にどこかにあのでっかい倉庫を移転するという計画があって、今はぼしゃっているそうですが、そういうのが出る。そのときに、まさしく土地開発公社じゃありませんけど、土地開発公社の役割が変わってきた。しっかり今からそういう土地を行政として確保しておく。そして、そういうところに都市機能、別に公共団体じゃなくてもいいじゃないですか。皆さんの便利なそういう都市機能が来るものであるならば、民間に売り払ってもいいじゃないですか。そういうことをやっていくべきだと思うんですよ。

目野課長、土地開発公社の事務局をやっていただいて、今、佃町団地の跡地を確保していただいて、道路にかかる人たちにやっていただいておりますが、ますます私はそういった意味では重要になってくると思いますが、目野課長でも、市長でも、建設部長でもいいんですが、どうでしょうか。

建設部長（中村正光君）

利便性の高い土地ですし、購入したらどうかという話でございますけれども、やはり無計画に土地の購入を行うと将来は塩漬けになってしまう可能性が大きいので、今後の事業等をよく考えた上で慎重に判断していく必要があると思います。

10番（佐々木創主君）

塩漬けになるとおっしゃいましたけど、塩漬けにならんですよ、真ん中は。そういう土地が欲しいんですから、民間は。採算ではなくて、地域の活性化、地域、町の発展、市民の利便性向上のために何をするのか、その責任を担っているのが地方公共団体じゃないですか。公じゃないですか。その辺の性格が変わってきていますからね、その辺を利用してやはり検討をしていただきたいということだけ申し上げておきます。

それで、高齢化率が一部地域で40%、柳川平均で35%を超えた。それで、若い人たちが住んでもらうように、ここで子育てをしていただくように、先ほどの住み続けたい、住んでみたい、誇りを持って、誇りを覚えて、柳川はよかね、柳川の学校に行かせてよかった、柳川に住んでよかった、そのための何をするのか。これは何でもかんでも金を投入できないわけですし、何を重点的にすべきなのか、何に重きを置くのか、非常に重要だと思うんですよ。先月の全協じゃないですけども、駅前の川下り乗船場、堀を引き込んで、駅前に堀を掘って川下り乗船場を造る、これは柳川に住みたい、柳川に住み続けたい、そのモチベーションにはほとんど役に立たない事業ですよ。それは目立ちますけど。私はそういうことだと思うんですよ。観光には寄与するかもしれませんが。私はあまり観光には寄与しないと思うんですけどね。

そういう意味で、先ほどの都市計画、ましてや人の誘導、これからのまちのまちづくり、歴史文化をさらに深める、そういった意味でのエキスパート。ほかの自治体がやっておるから取ってつけたようなことをやっておったっちゃ駄目ですよ。柳川は柳川にしかないものと柳川のやり方しかないと思うので、そのためには市の職員の皆さん、もっともっと勉強しま

しょうよ、私も含めて。今そういう人材がないならば、ぜひそういう人を雇ってくださいよ。教育を受けさせてください。ぜひそういうことをお願いして、1分になりましたので、質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時16分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、公明党、今村智子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日の質問は2つでございます。1点目は、ウクライナ避難民の受入れについて、そして2点目は、子供食堂についてでございます。

まず初めに、ウクライナ避難民受入れについてでございますが、ロシアによるウクライナ侵攻が始まってから4か月が経過をいたしました。国外に避難するウクライナの住民は日を追うごとに増えていて、日本国内でも受入れが始まり、6月15日現在でウクライナ避難民在留者数は1,283人で、そのうち福岡県に在留されている方は94人いらっしゃいます。

4月12日、私立柳川高校と本市は、日本に避難してきた現地の高校生と家族らを受け入れる方針を表明されました。柳川高校は、避難を希望する生徒がいれば最大で10名を受け入れ、また、生活の支援において、住居は学校の寮で生活し、寮費や食費は学校が負担することとあります。一方、本市は市営住宅3戸を用意、柳川高校で学ぶ生徒の家族が入居でき、住宅が空いていれば、それ以外の希望するウクライナ避難民も住めるということで、この表明に対し、市民の方々は高く評価をされています。

そこで、具体的にどのような支援をされるのかなどのお声をいただきましたので、何点が質問をさせていただきます。

次に、2点目の子供食堂についてです。

内閣府より令和3年子供の生活状況調査の分析報告書が発表され、子供の貧困の全国的な実態が明らかになりました。

貧困とは、2つのことを意味します。絶対的貧困と相対的貧困であります。絶対的貧困とは、着る物がない、食べる物がない、住む場所がないといった人間として最低限の生活を営むことができない状態のことをいいます。対して、相対的貧困は国民の年間所得の中央値の

50%に満たない所得水準の人々のことをいいます。

厚生労働省の2019年の調査によりますと、子供の7人に1人が貧困状態にあるそうです。中でも、ひとり親世帯は過半数以上が貧困に直面をしております。貧困は子供の学習習慣や生活習慣にも大きな影響を及ぼしています。生きていく上で欠かせない食事、ひとり親世帯は2人親世帯と比べて食事の回数が少なく、低くなっています。ひとり親世帯で母親が仕事で夜いないときは、子供がコンビニでお弁当を買って一人で食べている。また、お菓子で空腹をしのぐといった子供たちもいます。

そうした状況の中、全国では子供食堂が展開されています。子供食堂とは、子供が一人でも行ける無料、または安い金額で食事が取れる場所です。2012年から民間の方の自発的な取組から始まり、今ではその数は全国で3,700か所を超えています。

そこで、本日は本市の子供食堂の現状と子供食堂の設置及び運営に対する支援についてお伺いをいたします。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほどよろしく願いいたします。

4番（今村智子君）続

初めに、柳川市においてウクライナ避難民の受入れをされたときに、避難生活を継続していかれるための支援について具体的にお伺いをいたします。

まず初めに、避難民受入れ決定後の本市における担当、または相談窓口はどこになりますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

今村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

我が国におけるウクライナ避難民の受入れについては、外務省がビザを発給し、法務省の外局であります出入国在留管理庁が受入れの窓口というふうになります。その後、出入国在留管理庁で把握している各地方公共団体の支援内容を基に、ウクライナ避難民の方々の御要望を踏まえたマッチングが行われ、その結果、柳川市に決まりますと、受入れについては企画課が総合的な窓口というふうになります。

現在のところ出入国在留管理庁のほうからは受入れの要請等はありません。

なお、市民の方からも家屋を無償で提供してもよいというような申出も1件いただいております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。窓口は企画課ということで進めさせていただきたいと思います。

それでは次に、住居は市営住宅3戸を用意されているということでございますが、どの団地を予定されておりますでしょうか、教えてください。

企画課長（池末勇人君）

避難民の方の住居につきましては、市営住宅のうち柳河団地の1戸、2DKと、筑紫団地の2戸、3DKの合計3戸を確保し、いつでも提供できるよう準備をしております。その際の市営住宅の家賃は免除することとしておりまして、また、水道料金につきましても免除することということで考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。住居に関しては、柳河団地が1戸と筑紫団地2戸を御準備していただいているということで、家賃の免除、また、水道料の免除ということでございますね。

それでは、衣類、食料、そのほか生活用品の支援についてはどのようになっていますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

衣類等の生活必需品の支援につきましては、公営住宅に入居された方は県のほうから布団類、枕、食器類、トイレトーパー等の提供がございます。また、家具、衣服や家電につきましては、避難される方の状況や要望に応じまして市でも準備が必要と考えております。

そして、ウクライナ避難民の方に対する生活支援策といたしまして、身元保証人のない方に対しては国から生活費などが支給をされます。支給額は、ホテルなどの一時滞在施設から退所後の場合、12歳以上の方、1人目が日額の2,400円、2人目以降は日額1,600円、11歳までは日額1,200円というふうになっております。その他生活に必要な物資の購入費といたしまして、16歳以上の方には160千円、15歳までの方には80千円が一時金として支給をされます。

また、身元保証人のある方に対しましては、日本財団から1人につき年に1,000千円の生活費を最長3年間支給されるということになっております。

以上です。

4番（今村智子君）

いろいろと調べていただきまして、ありがとうございました。着のみ着のまま避難してこられた方々にとって、本当にこのような支援を受けられるということは、安心して日本で生活を始められると思います。

ただ、避難民の方々の中には家族と離れ離れになってある方も多く、通信機器を利用して連絡、安否確認などをされてあるようですが、本市で受入れをされたときに通信に必要なWi-Fi等の設置は必要だと考えますが、市の見解を伺います。

企画課長（池末勇人君）

現在、市営住宅のほうにはWi-Fi設備は設置をしておりませんので、避難民の方で御用意いただくということになるのではというふうに考えております。

以上です。



4番（今村智子君）

避難民の方で用意をしていただくということでおっしゃってあったんですけども、実際に海外から来る方にとって、Wi-Fiは生活を始めるときには本当に必要な設備であると思います。身元保証人がいらっしゃる方は大丈夫かもしれませんが、いらっしゃらない避難民の方にとって、この柳川にいられて、知らない土地で、どこにお店があるかも分からない中で御自身で準備をされるというのは大変ではないでしょうか。せめて設置するまでのサポートはお願いしたいと思っております。

では、次の質問でございます。母国語以外で生活はどうしても言葉の問題が生じてくると思いますが、通訳の手配、翻訳などの言語支援はありますでしょうか。

人事秘書課長（江口英範君）

言語支援につきましては、人事秘書課のほうで担当させてもらっていますので、お答えさせていただきます。

ウクライナ避難民の方が直面される大きな課題というのは、言葉の問題であろうと思います。現在、人事秘書課では市職員で英語での通訳ができる者を5人、支援員として登録しております。市役所での手続など、必要に応じて通訳の支援を行っていきたいと考えております。

また、ウクライナ語での対応につきましては、通訳・翻訳アプリをダウンロードしてコミュニケーションを取る方法を考えています。

なお、福岡県の外国人相談センターには県内在住のウクライナ人が配置されておりまして、各種手続や行政情報の翻訳支援に当たられることになっております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。市の職員で5名の通訳ができる方がいらっしゃるということ、そしてまた、県の外国人相談センターにはウクライナ人による翻訳支援があるということを知りまして、本当にこれは少し安心をいたしました。

では、次の質問でございますが、治療費などの医療支援についてはどのようになっていますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

日本では医療を受ける際に健康保険証を提示して医療機関を受診しますが、ウクライナ避難民も健康保険に加入することができます。そのためには、まず、在留資格を短期滞在から特定活動、在留期間1年へ変更する許可申請を出入国在留管理庁へ行う必要があります。そうして特定活動の在留資格を付与され、本市において外国人住民となった日から国民健康保険、または後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得し、日本人と同じような自己負担割合

で医療機関を受診できます。

また、保険税、保険料は所得のない市民と同程度となるように割引をし、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう支援を行ってまいります。

受診をされる場合、市内の多くの医療機関は英語での対応が可能です。さらに、国は医療機関向けに希少言語に対応した電話通訳サービスを提供し、外国人向け多言語説明資料の作成なども進めているところでございます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。この在留資格、短期滞在から特定活動1年へ変更する許可申請を出入国在留管理庁へ行うということですが、これまでの避難民の方、本当に厳しくて、なかなかこの申請が下りなかったという事例も伺っておりますので、若干心配をしておりますが、スムーズに申請許可が出ることを祈っております。

それでは、文部科学省による、日本に避難してきたウクライナ人の子供のうち、6月1日時点で全国の幼稚園、小・中・高校に通う避難民は75人に上り、さらに、50人が通学に向けた相談があり、自治体によっては保育料の一部を減免される場所もあるようです。

そこで、お尋ねをいたします。

本市において就学支援はどのようになっていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市の小・中学校におきましては、まず、通常の海外からの転入者や体験入学者と同様の受入れを行うことになると思います。

基本的には日本の子供たちと同じ教育を受けることができるわけでありませうけれども、一番の課題といたしましては、やはり言葉の問題がございます。そのほか、通常は日本語で作られております教科書や教材への対応、それから、給食費、学用品費の負担、こういったものなど、受入れにつきましても解決をしなければならない問題、具体的に決めなければならない事項がまだ結構多くございます。しかしながら、もしそのような形で本市のほうに転入をして受入れをお願いしたいというふうなお話がありましたら、状況に応じて、できる限りの支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

通園については私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

保育園などにおきましては、言語などの問題はございますけれども、入所希望があれば、できる限り対応したいと思っております。

また、保育料の一部を減免されている自治体もあるとのことですが、本市におき

ましても状況を考慮し、利用者の負担にならないよう減免などの対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。保育料については減免などの対応を考えていただけるとの答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。避難してきた子供たちへの教育の支援は本当に多くの課題があり、大変に御苦労をおかけすることと思いますが、戦火を免れてきた子供たちの未来のためにも教育は止めてはいけないと思っておりますので、何とぞ御支援のほどよろしく願いいたします。

それでは次に、就労を希望される方に対しての支援はどのようなものがあるかを教えてください。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

就労を希望されるウクライナ避難民の就労支援については、ハローワークが中心になって対応されます。ハローワークの紹介により、ウクライナ避難民を継続的に雇用したり、試行的に雇用したりした場合、事業主に対して雇用助成金が支払われる制度がございます。

市としましては、就労を希望される避難民の方にハローワークを紹介し、国、県と共に連携しながら、ウクライナ避難民の雇用支援を積極的に図りたいと考えております。

また、柳川商工会議所では、ウクライナ避難民の雇用について会員に協力を依頼するというものでしたし、それから、市や商工会議所に対しては、市内の企業からウクライナからの避難民がいらっしゃった場合には雇用したい旨の申出が数件あっている状況でございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。数件の企業の方から雇用の申出をいただいているということをお伺いいたしまして、その市民の方々のありがたいお言葉、そしてお気持ち、本当にうれしく思います。

それでは次に、避難民受入れ地域や住民に対する支援についてお尋ねをいたします。

ウクライナ避難民の方が柳川で安心して暮らしていただくためには、避難民受入れ地域の区長さん方をはじめ、住民の方の支えはとても大事になってくると思います。例えば、生活面においては、ごみの出し方、また、防災に関することとなれば、どこに避難するかなど、住民の皆さんのお力なくしては暮らせないと思います。しかし、受け入れる側も言葉の問題、生活文化の違いなど、不安を抱かれているのではないのでしょうか。特に、言葉の問題は一番の課題になると思いますので、受入れ行政区に1つ、自動翻訳機などの貸出しを御検討されてはどうかと思うのですが、市の見解を伺います。

また、そのほかにも受入れ地域や住民の方に対する支援についてのお考えがあればお聞かせください。

総務課長（武田真治君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

避難民の方が安心して暮らしていただくには、行政区長をはじめとする地域の方とのつながり、コミュニケーションが重要だと考えております。そのためには、避難民が来られた場合にはまず住民の皆様へ速やかに周知を行うこと、そして、実際に顔を合わせる機会を設けること、そういったことを行政として後押し、サポートしていきたいと考えております。

次に、言葉の問題につきましては、議員提案の自動翻訳機につきましては、行政区に貸し出す台数も限られてくると思いますので、多くの住民の方が利用できるように、行政区長や住民の方にスマートフォンなどへの翻訳アプリのダウンロードをお勧めいたしまして、使用方法を伝えたいと思っております。

また、スマートフォンなど使用しない方もいらっしゃると思います。そういった方には、公益財団などが作ったウクライナ語の簡単な挨拶や会話など簡単なフレーズが書いてある冊子がインターネット上にも公表されております。そういったものを印刷して、区長や住民の皆様にお配りしたいと思っております。

なお、議員が心配されておりますごみの出し方や避難場所、生活する上で必要なことは、避難されてすぐ、ごみの出し方の説明とか、避難所へ案内するとか、そういったことを行政から避難民の方にしっかりお伝えしていくことになると思います。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。翻訳機のほうはやっぱり台数的には難しいということですがけれども、実際、避難民の方はそんなにたくさんいらっしゃらないと思いますので、本当に1台か2台でもあったらいいのではないかなというふうに思っております。

あと、スマホのダウンロード、これもなかなか難しい。スマホをお持ちでも、なかなかそういう操作をすぐにできる方というのは、やっぱり何回か練習されないといけないとできなかつたりとかもありますので、また今後もしっかり御検討していただけたらなというふうに思っているところではあります。

私がこのように提案をさせていただいたのは、まず、避難民の方と住民の方が共に安心して柳川で暮らしていただくこと、そしてまた、そうした中で避難民の方が生きる喜びを感じていただくことが何よりの願いであります。このことは今回のウクライナ避難民の方だけではなく、出身がどこでも、そして、どんなときでも、生死をかけて逃げてこられた人には平等に手を差し伸べていただきたいと思います。

本日は実は世界難民の日であります。ここで改めて世界の平和を本当に心から願って、こ

の質問は終わらせたいと思います。

それでは次に、子供食堂について質問をさせていただきます。

本市における子供食堂の現状と子供食堂の設置及び運営に対する支援について具体的にお尋ねをいたします。

まず初めに、子供の貧困についての質問でございますが、本市において実態調査のデータなどがあれば、ぜひ内容等を教えていただけないでしょうか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

先ほども議員がおっしゃいました令和3年子供の生活状況調査の分析報告書、これにつきましては、内閣府が全国で実施しております令和2年度子供の生活状況調査の結果を取りまとめたものでございます。本市においては同様な実態調査は行っておりません。

以上でございます。

4番（今村智子君）

実態調査は行っていらっしゃるということですが、ほかに子供の貧困を示す目安として、何かデータはございますでしょうか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

実態調査は行っておりませんが、子供の貧困を示す目安としては、昨年、国の支援事業として児童扶養手当を受給するひとり親世帯、それから、住民税非課税に該当する子育て世帯などの低所得の子育て世帯に対し、食費などによる支出の増加の影響を踏まえた給付金がありました。児童1人当たり50千円が支給されましたが、こちらの世帯は合計で1,069世帯となっております。こちらは18歳以下の子供を持つ子育て世帯の約20%となっております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

すみません、いろいろと調べていただきまして本当にありがとうございます。昨年の子育て支援事業、給付金の対象世帯となったところは1,069世帯ということで、子育て世帯の約20%いらっしゃるということでございました。これは子供の貧困から見ますと、本市の子育て世帯の状況は本当に深刻ではないかなというふうに感じたところでございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

本市における子供食堂の数はどれくらいありますでしょうか。また、その活動内容が分かれば教えてください。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

子供食堂とは、一般的に地域の子供たちや保護者の方などを対象に、無料、または格安で食事を提供する活動のことをいいますが、現在のところ本市において子供食堂として子育て支援課が把握しているものはございません。

しかしながら、子供のためだけという枠にとらわれず、地域住民同士の支え合いの場という観点から見てみますと、柳川市社会福祉協議会が今年度の4月から設けております地域食堂支援助成金はその目的に近いのではないかとと思われます。この助成金は、子供から大人まで、年齢や障がいなどにかかわらず、地域の支え合い活動を推進する目的で、柳川市内で地域食堂を実施する団体へ経費の一部を助成する制度でございます。食事の提供を通して、子供が一人で食事を取ることの防止や地域住民との世代間交流に取り組むことが助成の条件となっております。

社会福祉協議会の独自事業であり、今年度の4月に創設したばかりでございますので、申請予定が1件とのことでございますが、そちらの活動内容については、月に一、二回程度、場所を借りて地域住民への食事提供を行っているということでございます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

どうもありがとうございました。柳川市社会福祉協議会様が今年度の4月から新しく創設をされましたこの地域食堂支援助成金でございますが、本当に素晴らしい取組でないかというふうに思っております。

私も実はこの地域食堂に一度ボランティアとして参加をさせていただいたことがございます。本当にボランティアの方々、80歳近い方々とかもいらっしやっただけですけども、皆さん喜んでお手伝いをされてあり、また、お見えになった方々もにこにこ、今日はおいしかったというふうに喜んで帰っていかれたのが本当に印象的でした。これからもさらに、本当にこれはいい取組として続けていただけたらというふうに思っております。

それでは、その中で、実際に市民の方から子供食堂を始めようと思っているんだけど、どこに相談していいのか、また、どのように進めていいのかが分からないんですというお声をいただいております。

そこで、お尋ねいたします。

子供食堂に対する相談窓口はどこになりますでしょうか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

子供食堂を始めたい、それからまた、運営などについてのお尋ねがあった場合は、現時点では、先ほど申しました地域食堂支援助成金の対象として社会福祉協議会で対応していただいております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。子供食堂を運営していく上で、まずは社会福祉協議会で対応をされるということでございますね。分かりました。

では、その運営をしていく上での質問になりますけれども、開催場所、この件が特に聞か

れることが何件かございましたので、お伺いいたします。

地域の公民館などはお借りすることは可能なのでしょうか。コロナ禍での制限などがありましたら、教えていただきたいと思っております。

また、運営費軽減のために部屋の使用料などを控えたいと思っておりますが、減免等を受けるにはどのような要件を満たさないといけないのでしょうか。

あと、公民館以外で開催場所として利用できる施設があれば教えてください。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

公民館、いわゆる市内のコミュニティ施設の利用については、食材などの保管や保存はできないものの、利用は可能でございます。また、コロナ禍での制限は現在解除されていますが、黙食での利用をお願いしております。

次に、使用料の減免などについてですが、活動内容にもよりますが、子供食堂のような公益性の高い活動については減免の措置がございます。

また、市の施設以外で子供食堂が開催できるような場所は把握しておりませんが、市のコミュニティ施設以外の水の郷のような市の施設においても、公益性がある場合は減免の措置がございます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。再度確認で、公益性がある場合は減免の措置があるということですね。ありがとうございます。

それでは次に、保健衛生面で気をつけなければならないことはありますでしょうか。

また、この食堂を開催するに当たって、何らかの資格、または研修会参加などは必要になりますでしょうか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症拡大により特に衛生管理を徹底する時代でございます。保健衛生面で注意することについては、当然ではございますが、食材、設備、スタッフの衛生管理を徹底していただきたいと考えております。

また、何らの資格が必要になるのかといった御質問に関しましては、保健福祉環境事務所に尋ねましたところ、子供食堂のように子供とその保護者を対象に食事を提供する場合は資格は要らないようでございます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

それでは次に、食材の調達についてお尋ねをいたします。

子供食堂は、子供たちに無料、または安い値段で食事を提供されてあります。一品でも多く栄養のある食事をとの思いで作られますが、運営資金をやりくりしていくことは大変なことです。

そこで、食材を提供していただける機関、また、企業などありましたら教えてください。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

今のところ恒常的に食材を提供していただける企業などは把握しておりませんが、社会福祉協議会に尋ねましたところ、地域食堂支援助成金を申請予定の団体におかれましては、現在のところお知り合いの農家さんから米や野菜の寄付、それ以外の肉や調味料などは久留米市にあるフードバンクから調達をされております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

子供の居場所づくりとなっています子供食堂でありますけれども、それに対する国の補助事業などありましたら教えてください。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

国の交付金として、内閣府が示しております地域子供の未来応援交付金というものがございます。そのメニューの中の一つが子供の居場所づくりを支援するもので、居場所の具体例として子供食堂や学習支援が挙げられます。子供を子供食堂や学習支援といった必要な支援につなげる事業に対し、その費用が補助されます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

国の交付金で地域子供の未来応援交付金というものがあり、NPO等に委託するなどの条件があれば4分の3の補助で、団体当たり最大で1,250千円の補助があるということで、これが使えたら本当にいいのではないかなというふうに思うんですけれども、このことに関しましては、これから子供食堂を始めようとお考えの方にはぜひとも知っていただきたい内容だと思っておりますので、相談、申込み等があった段階ではお伝えをしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、周知についてお尋ねをいたします。

子供食堂を利用していただくためには本当に周知が大事であると思っておりますが、しかし、実際にチラシ作りなどが苦手ななどでおっしゃられる方もいらっしゃいます。そのよう



な場合は、市でチラシ作成のお願い、また、チラシなどは窓口、庁舎内、学校内に掲示することというのはできるのでしょうか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

子供食堂に関するチラシ作成や掲示などの広報全般に関しましては、現時点ではこの子供食堂の活動をどのように市が支援していくかという体制が整っておりませんので、明確にお答えすることができません。しかしながら、子育て支援を推進する担当課といたしましては、子供の居場所づくりは重要な活動であると認識しており、できる限り活動を支援していきたいと考えております。

先ほどから申し上げております社会福祉協議会が実施しております地域食堂を支援する助成制度ですが、今後、市が連携することで、さらに支援内容が充実することも考えられます。簡単に申しますと、社会福祉協議会が持つ地域とのつながりを生かし、市が国からの資金援助へつなげるなど、市と社会福祉協議会の双方の強みを生かせば、さらなる事業の普及及び推進を図ることができるのではないかと考えております。

またその一方で、子供食堂を必要としている子供が来てくれるのか、また、安い食事ができるというだけで安易に利用する人がいないかといった、本来の子供食堂の目的から逸脱してしまうといった課題もあるようでございます。まずは社会福祉協議会と情報を共有しながら、活動の状況を把握していきたいと思っております。

また、今後は関係各課とも連携し、先進地の導入事例などを調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

子供の居場所づくりは重要な活動であるということ、また、できる限り活動を支援していきたいと考えていますということで、本当にうれしい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

また、市と社会福祉協議会が連携することで、さらなる普及及び推進を図ることができるのではないかとのお考えも伺うことができまして、ぜひとも進めていければなというふうに考えております。実はこの連携なんですけれども、既に近隣市で取り組まれているところもありますので、ぜひとも早い段階で調査研究をお願いしたいと思っております。

子供食堂を開催するに当たり、本当に多くの課題もあると思いますが、子供食堂は子供のためだけではなく、子育て中の親、ボランティアの高齢者やひきこもりの若者などにとっての居場所となっています。子供の貧困対策、子育て支援、介護予防、そして虐待予防など、本当にいろんな機能を持つ地域住民のコミュニケーションの場というふうに私は認識をしております。子供も大人も笑顔になって、地域が元気になる、その目的のための子供食堂であ

ります。本市が子供食堂への支援体制などが整っていないということでございましたので、一日も早い支援体制の構築をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、よかったですら市長のほうから子供食堂についてのお考えを直接伺うことができると思っておりますが、お願いできますでしょうか。

市長（金子健次君）

今村議員のほうからいろんな形について御提言をいただきました。ありがとうございます。今、担当課長のほうからいろんな形で積極的に支援をしていくと申しあげましたように、ぜひそういう方向で考えているところです。

以上です。

4番（今村智子君）

今、市長のほうから積極的に取り組んでいくということで答弁いただきましたので、何とぞよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時7分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、7番菊次太丸君の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆様こんにちは。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って順次質問をさせていただきます。

今回は2点質問をいたします。1点目に、人口減少対策、2点目に、産業振興であります。質問は自席で行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

7番（菊次太丸君）続

近年、世界的な半導体の供給不足が続いております。日本国内での安定調達課題となっている中、国の成長戦略では、政府が主導して台湾の企業であるTSMCが熊本県菊陽町に工場を建設し、2024年から製造を開始することが決まっております。総投資額は1兆円、新たに生まれる雇用は1,700人規模に上ると予想されております。コロナウイルス感染症によって打撃を受けた経済の再生に期待が寄せられているところでもございます。九州各県の2022年度の関連予算も52億円を超え、服部誠太郎知事も県内企業に取引拡大の効果が生まれると期待の声を寄せているとともに、オール九州で様々な課題に取り組むことが確認をされ

ております。

そこで、お伺いをいたします。

本市、また、近隣市には半導体関連企業がございますけれども、本市においてもその波及効果が生まれるとお考えでしょうか。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

半導体につきましては、デジタル化の進展並びにコロナ禍における新たなニーズの発生により、世界的に不足している状況となっております。また、世界の半導体市場は、今後10年間で現在の2倍以上となる100兆円規模まで成長すると見込まれているところです。

それから、熊本県菊陽町の半導体工場につきましては、面積約21.3ヘクタールの土地に約8,000億円を投資して建設される大規模な工場であることから、取引する企業も多数必要となると思われます。したがって、半導体関連の市内企業にもビジネスチャンスが生まれると期待しているところです。

以上です。

7番（菊次太丸君）

世界の需要というか、規模というのも2倍ほどになるということで、そして、私もそれを大いに期待しております。

ただ、この波及効果によって事業の拡大ということになれば、土地の問題、こういったものも解決をしていかなければなりませんし、あと、人材をどうやって確保していくのか、こういった明確な施策が必要となってくるかと思えます。

福岡県では本年2月、産学官によるグリーンデバイス開発・生産拠点協議会が発足をいたしました。福岡県には現在、400社の半導体関連事業が集積していると聞いております。現在、工場の建設が進んでいる菊陽町と福岡県の半導体企業が多く集まっております県北部のちょうど中間に位置するのが本市であります。

最近、シリコンを使わない次世代型の、いわゆるパワー半導体が国内で開発されていると聞いております。生産に当たっては従来の設備をそのまま使えるということで、日本の半導体事業がこれからもっともっと大きく発展していくものと考えております。

服部知事は、福岡県の強みを生かしてカーボンニュートラル時代の製造業を支えるグリーンデバイスの開発、生産拠点を福岡に形成したい、また、新たな関連企業を呼び込むとともに、地元企業の新たな設備投資や新製品の開発を促進し、人材の集積を図りたいと発言をいたしました。

そこで、お伺いをいたします。

協議会発足を受けて、本市で取り組まれたことは何でしょうか。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

令和4年2月2日に発足しました福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点協議会につきましては、半導体需要が高まっていることから、省エネや低消費電力化を実現する半導体や関連製品を開発、生産する拠点を福岡県に形成するために設立されました。構成員といたしましては、福岡県、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団、九州経済産業局、北九州市、福岡市、大学、大手半導体関連企業となっています。また、取組内容といたしましては、半導体の安定供給、半導体関連企業の誘致などについて協議することとなっております。

本市につきましては、この協議会に対して直接関われる立場ではございませんが、半導体関連企業の動向を注視していく必要があることから、協議会情報の収集に努め、福岡県と連携し、企業立地促進条例に係る奨励措置や過疎法に基づく固定資産税の課税免除措置を活用しながら、半導体関連企業の誘致につなげていきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

もうちょっと具体的なことが決まっていくのかなというふうに期待をしておりましたけれども、全然かなと。

あと、地元の関連の企業さん、こういったところから御意見、こういったことを望まれてあるのか。当然、先ほど言いましたように、規模を拡大しようと思っても、隣の土地は農振の用地であると。今までも私はずっと申し上げてきていましたけれども、人材の確保、これをどうしていきますかということで、具体的なそういった施策というのは打ち出しがされていない、そういう現状でもありますので、今後しっかりとそこら辺の対策を練っていただきたいなというふうに思っております。

これは前回、柳川の風景を生かした企業誘致、これは6月議会で質問をいたしておりました。あれから1年がたちましたが、そのときの答弁では研究、検討していくということでございました。掘割の美しい風景の中に企業を誘致していくモデル事業を展開して、市内外の企業に対し、メディアも活用しながら柳川市全体の職場環境のイメージアップを図っていく戦略が必要ではないかと、このように思っております。

Wi-Fiの環境さえ整えば、どこでも仕事ができる時代でございます。掘割の上にガラス張りのオープンカフェをイメージさせる建物を造り、掘割の風景を眺めながら仕事ができる職場があってもいいと思っております。その後の研究、検討の成果をお伺いいたします。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

観光地である本市において、掘割の美しい風景などに魅力を感じる企業に焦点を当てて企業誘致を進めることは一つの手法であると考えます。例えば、観光地域に企業が進出することは、新たな雇用を生み出すだけでなく、観光客の増加や新しい特産品、サービスを生み出

し、地域を活性化させる可能性があります。また、他市では観光地域へＩＴ関連企業を誘致し、観光客の増加や地域活性化に成功した事例があるようでございます。

したがいまして、企業誘致の候補地として学校再編後の小・中学校跡地を考えることとなった場合の観光地域に位置する跡地への誘致手法の参考にしたいと考えておるところです。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

先ほどの答弁も、前回、柳川らしい掘割のある環境の中への企業誘致について研究、検討を重ねていきますという答弁をいただいております、1年間たって全く変わっていないとか、そういう印象を受けました。やはりインパクトのあるとか、柳川市は何をやっているのかと。企業誘致を頑張っていくんだ、そういうモデルとしてこういう活用をしていくことが重要だというふうに思っているんですね。

先ほどおっしゃっていただきました。当然、学校の統廃合をやれば、必要なくても必ず土地が生まれてくる。そういう活用というのは当然、必要なですけども、手法としてこういったことも本当に真剣に考えていただいて、こういうやり方があるんだということを先行でまずやっていただきたいな、そういう思いでありますので、よろしく願いをいたします。

そして、パブリックコメントについての質問でございますけれども、過疎地域発展計画策定のために市民からの意見を募るパブリックコメントを実施されましたけれども、その中で株式会社ファナック創業者と柳川の縁を紹介されたものがございました。

株式会社ファナックは日本大手電気機器メーカーで、工作機械用のＣＮＣ装置で世界首位、産業用ロボットでも世界首位の世界を代表するメーカーでございます。その代表取締役会長兼ＣＥＯが稲葉善治氏で、日本ロボット工業会会長も務めておられます。その奥様が小学校1年生から高校卒業までを柳川で過ごされ、伝習館高校を卒業後は東京女子大学に進学され、その後、中学校の国語の教師をされて、そのときに親戚の紹介で見合い結婚をされたそうでございます。人格形成に大きな影響を与えた時期をこの柳川で過ごされ、柳川への愛着も想像に難くないところでございます。

現在、ファナックは世界的な生産拡大の要望に応えるために、国内に新工場を検討されております。パブリックコメントでは、すぐにも柳川市が企業誘致に手を挙げて、熱心に誠実に訴えていけば必ず反応があるだろうと、このようになっておりました。すぐにも奥様に直筆の手紙をしたためてはどうかというものでありましたけれども、本市のその後の対応はどうだったのでしょうか。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

過疎地域発展計画におけるパブリックコメントにつきましては、新工場の建設を予定している株式会社ファナックの会長の奥様が柳川に縁がある方であったことから、本市への企業

誘致を提案されたものでございました。

株式会社ファナックにつきましては、本社が山梨県にあり、資本金690億円、従業員約8,200人の産業用ロボットを製造する企業でございます。また、国内に4つの大規模な工場を有しており、山梨県にある本社工場が176ヘクタール、茨城県の筑波工場が60ヘクタール、栃木県の壬生工場が70ヘクタール、鹿児島県の隼人工場が17ヘクタールの面積があります。

パブリックコメントによる御提案を受け、市長から、早急に出向き、行動を起こすようにと指示を受け、まずは株式会社ファナックの工場建設担当部署と電話協議を行ったところでございます。担当者からは、新工場を建設するための土地については、既に存在する国内工場の敷地が決定されているとお断りを受けたところでございます。

また、電話協議後の調査で、株主向けの決算説明会において、生産能力を伸ばす必要性に応じて、筑波工場の敷地、壬生工場の敷地の順に建設することが報告されていることを確認したことから、企業の方針が揺るがないと判断し、企業誘致を断念いたしました。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

前回の質問のこの企業誘致のときに、私、市長にこのように申し上げました。なかなか企業誘致はできませんと、それでも次の時代に花開くように、御自身がその踏み台になるという強い決意を持っておられますかと、このようにお聞きをいたしました。そして、今回はファナックの件に対して市長のほうからは、出向いて、そして、しっかりとお願いをするようにとのことであったようですけども、実際の対応というのは電話でされたということでありましたね。そして、パブリックコメントの中では、情熱を持って、そして、誠意を持って伝えていきなさいよということであったかと思うんですけども、その後の調査ということで、株主総会の資料ですか、そういうことで1回こっきりで断念をしたということだったと思うんですね。

今の現状、柳川では、やはりそうならざるを得ないなと思うんですね。今、企業誘致のための適地選定を12か所やっていたいておりますけれども、先方から場所はどこですか、住所はどこですかと聞かれたとき、いや、うちは12か所あるんですよとしか答えられない現状だと思うんですね。大川もみやまも、これは場所がしっかりと決まっている。その中で、こういった企業誘致、そういった話がしっかりとできていくんだらうなと、道筋が立つんだらうなというふうに思うんですね。

今後、どんなにいい条件、どんなにいいお話があったとしても、そういう場所が決まらないような状況であるなら、柳川での企業誘致はなかなか前に進んでいかない、このように思うんですけども、市長、今後どのような道筋を立てられるのか、その思いをちょっと教えてください。

市長（金子健次君）

パブコメの段階で、市内企業の社長のほうからそういうお話がありました。ファナックは世界をリードするロボットの会社ということで、そのトップの方の奥様が柳川の出身、伝習館高校を出てあったということであると聞きまして、本当にいいチャンスだったというふうに思っております。最終的には断念したような形になってはいますが、いつかは会長の奥様とお会いしたいなというふうに考えています。全国あちこちに工場を持っておられますので、これからはいろんな形で工場を会社のほうも充実されると思いますので、そういうチャンスは逃したくないというふうに思っております。

ふるさと柳川の地で育たれたということで、結局は夫婦間の中では、恐らく逆にほかの市町村よりも有利に展開するんじゃないかと。ただ、そういう場所をですね、工場がこちらに来れるような場所をきちんとやっぱりしておかないといけないと痛切に感じて、こういうゾーンがありますよというだけでは会社は来ないというふうに思いますので、本当にいい話だったということで、今回、断念したような形になってはいますが、そういうチャンスで、いつかは山梨のほうに本人さんとお会いして、そういうまちで頑張っていますよというお話をしたいなというふうに考えています。

以上です。

7番（菊次太丸君）

しっかり御本人とお会いしてお話がしたいなということ、したいということは、ちゃんとお土産があるということで理解をしていいんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はいということで、分かりました。

では、奨学金の補助制度導入について質問をさせていただきます。

前回、近隣市のみやま市、大川市の実績を紹介していただきました。そして、その内容、効果について調査、研究をされるということでございました。本年4月からは筑後市でも若者定住促進奨励金返還支援事業として始まっております。定住や転出抑制、中小企業者、第1次産業等への就職の促進を図ることを目的に、奨学金を返還している市内在住の30歳以下の若者に対し、奨学金返還額の一部を最大1,000千円支給するものでございますけれども、本市におきましても、若者の市外流出、労働力の確保は喫緊の課題であると思っております。

これは3回目の質問となります。今後、本市はどのようにこれを取り組んでいかれるのかどうか、お考えをお聞きします。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

奨学金返済支援制度を実施している近隣自治体の内容については、大学、高校など在学中に奨学金の貸与を受けた人が市内や筑後地域の中小企業等に就職、市内で起業、第1次産業に従事し、市内に住所を有する場合に奨学金返済の一部を支援するものでございます。

大川市については、大川市奨学会が独自に運営しており、大学等奨学生が大学等を卒業後

1年以内に市内に居住し、継続して3年が経過したときに大学等奨学金の全額を返済免除するものでございます。

みやま市については、みやま市に住所を有し、筑後地域内の企業等に就職した方、市内で起業した方、第1次産業に従事した方を対象に、奨学金返済額の4分の3、年180千円を限度として最大3年間支援するものでございます。

筑後市については、申請時点において筑後市に1年以上住民登録のある方で、筑後地域内の企業等に就職した方、筑後地域で起業した方、筑後地域で第1次産業に従事した方を対象に、支給申請の前年度返還額の3分の2以内、年200千円を限度として最大5年間支援するものでございます。

各市の実績等の状況は、大川市は平成28年度から実施しており、令和3年度までの6年間で6人、みやま市は平成30年度から実施しており、令和3年度までの4年間で34人、筑後市は令和4年度から開始しており、相談が2件、交付決定が1人となっているところでございます。

本市といたしましては、他市の制度を参考にしながら、若者の定住促進に向けて奨学金返済支援制度導入について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

やっと検討をという言葉をいただいたんですけども、みやま市、そして、筑後市、大川市、既に始められて、外堀を埋められたとか、周りを埋められたんですけども、こうしている間にも、いい条件のところは若者たちが移っていくと心配をしておるんですけども、これは遅くとも来年度からスタートされるということでの検討なんでしょうか。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

来年度というふうなお話が出ておりますけれども、早く始めることにこしたことはないと思いますけれども、せっかく始めるのであれば、できるだけ有効で、定住につなげる施策となるよう、周りの先進地の状況等を確認しながら、課題、成果等も確認しながら慎重に検討していきたいと思います。時期については、早めにやりたいとは考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

なかなか遅いですね。市長、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

外堀は埋まっている。後ればせながら次年度には考えていきたいと考えています。

以上です。

7番（菊次太丸君）



ありがとうございました。やっと安心できました。

そうしましたら、次の質問に行きますね。

柳川の伝統の文化、イグサ、ござの生産について質問いたします。

柳川は古くからイグサの生産が盛んでありました。現在、日本で使われているイグサの80%ほどが外国から輸入している現状であり、国産のイグサもそのほとんどが八代産であります。柳川の生産者数も最盛期に比べて激減していると聞いております。後世にも残していきたい、このように考えております。

柳川の就農者も高齢化しているとのことで、現状はどうでしょうか。柳川のイグサ栽培の生産の状況と課題をお聞きした上で、今後の対応策をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

農政課長（木原隆文君）

菊次議員の御質問にお答えします。

まず、現状について、柳川市のイグサの栽培農家の推移ですが、10年前の平成25年で生産者戸数が7戸、作付面積が6.17ヘクタールに対して、令和4年で生産者戸数1戸、作付面積は0.7ヘクタールとなっています。

また、県内のイグサの栽培農家の推移は、平成25年で生産者戸数が17戸、作付面積が16.47ヘクタールに対して、令和4年は生産者戸数が4戸、作付面積は2.33ヘクタールとなっております。内訳は、柳川市、大川市が1戸で、大木町が2戸です。過去にイグサ農家に聞き取りした記録によりますと、生産コストが高い、畳表の単価が安い、重労働といった理由から、高齢になったことをきっかけにイグサの栽培をやめられた農家が多いようです。課題としては、イグサの生産における収益性の向上であると考えます。

今後の対応策についてですが、これまでい業の振興策として、柳川市い業振興会では、市民向けに畳表替え助成事業を行っております。また、い業振興会の会員に対するい製品品質向上対策事業として、イグサ生産者への有機質肥料の助成、そして、畳表生産者に中止まり防止機などの助成を行っております。さらに、県い業振興協会では、県産畳表のユニット畳の市内保育園などへの無償提供、イグサの栽培情報や巡回、苗安定生産の支援、作柄調査、福岡県畳工業組合との連携等による販売やPRを行っております。

今後も関係団体と連携をして、あらゆる支援を継続してまいりたいと考えております。

また、柳川市の就農者の平均年齢についてですが、詳細なデータを持ち合わせておりませんが、経営耕地面積が30アール、3反以上、または農産物販売金額が500千円以上の農家、いわゆる販売農家ですが、664経営体の年代別の構成を申し上げますと、20歳代が4、30歳代が21、40歳代が51、50歳代が106、60歳代が216、70歳代が206、80歳代以上が60経営体となっています。このことから、販売農家は50歳代から70歳代に集中しています。

また、柳川市の認定農業者、個人ですが、230経営体の平均年齢は58歳となっております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

あらゆる手を今後も尽くして頑張っていきたいということでありました。

やっぱりこれは10年たってしまうとどうなるかと物すごく不安に思ったんですね。10年前は生産者戸数、そして作付面積、どんなに今まで努力をされても減って、今、実際にイグサ生産をされてある柳川の方は1戸ということで、また、そのようになった原因というのが、労働の割に収益性が低いということで分析をされてあるようでありました。そして、柳川の就農者、この就農者全体としてはデータがないということであったようでありますけれども、この認定農業者の平均年齢は58歳と、10年たてばおのずと68歳という形になるかと思いません。

やはり若い人たちにとって魅力のある、そういう収益性の高い農業に転換をしていかなければ本当にいけないなと感じるところではあるんですけれども、本年3月、参議院予算委員会で公明党の秋野公造参議院議員が屋内での熱中症対策の質疑をいたしました。イグサ、ござの生産地として柳川を紹介され、エアコンの使用だけにとどまらず、イグサの持つ温度調節、湿度調節機能と併用することで熱中症予防の効果が期待できるのではないかと、そのような質問でありました。今年は7年ぶりに政府による節電要請が出されております。イグサのよさが見直され、熱中症対策の自然素材として環境省が認めれば、大きなビジネスチャンスが生まれます。柳川の実産者も期待を寄せているところであります。

イグサの機能性を示すデータを生産者と共有して、柳川市としても環境省に対して働きかけをしていく必要があるんじゃないでしょうか。どのように今後関わっていかれるのか、お伺いします。

農政課長（木原隆文君）

柳川市内での豊表や花ござの実産者数は、令和3年度末現在で豊表が11戸、花ござが18戸で生産されてあります。また、花ござのほかにも様々なイグサ製品が製造販売されてあります。柳川ブランド認定品としても、全60品目中、い草ラグやマット、座布団、枕、イ草フラワーなどの12品目がブランド認定品となっています。さらに、柳川市のふるさと納税の返礼品として、農産物や水産加工品などと並びイグサ製品もございますが、令和3年度の寄付金総額660,979,400円のうち、12,136千円の寄付金相当がイグサ製品を返礼品として選ばれてあります。このことから、柳川のイグサ製品を好まれるファンの方がいらっしゃる事が分かるかと思えます。

議員お尋ねの屋内での熱中症対策として自然素材としての環境省への働きかけについてですが、全国い生産団体連合会の資料によりますと、イグサの持つ機能と効能について、北九州市立大学の森田洋教授、農学博士の研究を基に、7つの機能と効果を紹介されており、その中に温度調節機能と湿度調節の機能が挙がっております。例えば、昔から夏場の就寝時に

用いる寝ごさがございます。ひんやりとした感じや肌触りのよさで、冷房が嫌いな方でもぐっすり眠れる品物であると思います。

このような昔から私たちの身近にあるイグサ製品を熱中症対策の自然素材として環境省に認めてもらうように働きかけをとということですが、環境省が具体的にどのようなデータが必要なのか、どのように進めていくべきかなどを県い業振興協会と連携をし、調査をしてまいりたいと考えます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

県ができること、そして、地元柳川でできること、これをしっかりと調査をしていただいて、本当にこの柳川の伝統的なイグサでございます、そういったものがしっかり残っていくように協力してあげていただきたいなというふうに思っておりますし、逐一御報告をいただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

そして一方、地元事業者が柳川のブランドであります花ごさを経済産業省、特許庁に地域団体商標登録の出願をしておると聞いております。柳川市として、今後、それに対してどのように関わっていかれるのでしょうか。

農政課長（木原隆文君）

地域団体商標制度とは、地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による地域経済の活性化を目的として、2006年、平成18年4月1日に導入されました。地域ブランドとして用いられることが多い地域の名称及び商品の名称等から成る文字商標について、登録要件を緩和する制度です。

花ごさは令和3年3月に申請をしていると伺っております。結果が出るまで、早くも2年ほどかかる予定でございます。

登録後には知名度アップを図るためのPR活動を行い、消費者から安心して買ってもらえるような商品を届け、この産地を残していきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

登録を申請されて、今1年ぐらいがたっているということになるんですね。登録後から動き始めるのではなくして、今からすぐにでも動いて、団体、企業さんがどういったことで御協力をしていただきたいとか、そういう要望があるのかをチェックをちゃんとやっていただいて、今後、連携をして進めていただきたいというふうに思いますけれども、よろしく願いをいたします。

イグサには調湿機能、有害物質吸着性、香りからくるリラックス効果、抗菌効果、集中力が持続することからの学習効果等、たくさんの機能があります。今以上に公共施設でのイグサ製品の活用を業界と連携しながら行っていくことが必要だと考えております。

イグサ製品の持つ機能について検証し、その効果を市内外に発信していく必要があると考えますが、どうでしょうか。

農政課長（木原隆文君）

柳川市内の公共施設におけるイグサ製品の活用ですが、これまでもコミュニティ施設、白秋生家、旧戸島家住宅、総合保健福祉センターなどの和室では、福岡県畳工業組合柳川みやま支部を通じて、市内の畳店で畳替えをしています。また、県い業振興協会は県産畳表について消費者の理解を深めるため、公共施設等への畳表や保育園、幼稚園等へのユニット畳を提供する事業を行っています。

機能の検証についてですが、イグサの持つリラックス効果の検証は、ユニット畳を設置した保育園への聞き取り調査を行うなどして実施できるのではないかと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

様々な検証をやっていただきたいと思います。そして、特に子供たちにイグサのよさ、これをやっぱり伝えていかないといけないなとも思うんですけれども、先ほど保育園、幼稚園とかに配ってあるということでありましたけれども、今後は学童のほうにもそういう形で使っていただく、子供たちの落ち着きが出てくれば、学童の支援員さんとか、そういったところも楽になれる部分もあるのかなとちょっと思ったものでですね。そうやって聞き取りをやっていく中、逆にそれが商品開発につながっていくということもあろうかと思います。そういうことで、こういう取組の促進をさらに行っていただきたいなというふうに思っております。

イグサは食品や医薬品としての活用方法もあるようでございます。昔はろうそくの芯として使っていたことから、生薬名をトウシンソウというそうです。現在、中国産のイグサを使い、薬を製造しているメーカーも多いようでございます。

食の安全性という観点から国産が望ましいと考えますし、柳川産のイグサを使っていたければ農家の所得向上にもつながろうかと思えます。販路をつくり出していくことも、これも大変重要でございますけれども、このことをどう思われますでしょうか。

農政課長（木原隆文君）

イグサの食品、薬品としての活用ですが、昔は薬草として利用されていたそうですが、現在は漢方薬や、八代地方では食品としてお茶や麺、キャンディー、コンニャク、スイーツ、ふりかけに用いられ、販売されております。食品としてのイグサの原材料は八代産であります。議員が言われるとおり、食の安全性という観点から原材料は国産が望ましいというのは、そのとおりであると思えます。

柳川産のイグサを原材料にというお考えについては、現在、柳川市で栽培されてあるイグサは70アールで、全て畳表として畳表市場に出荷されています。今となっては大変貴重な柳

川産のイグサであります。

また、食用、薬用としてイグサを栽培する際、管理作業の工程や農薬の取扱いが畳表用の場合と異なってくると思われます。そして、食品・薬品メーカーと価格交渉を行い、契約栽培を行うといった販路の確立が必要になるとと思われます。したがって、イグサの食品、薬品としての活用については、県い業振興協会と連携をして調査、研究をしていく必要があると考えます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

認識がお互い違ったようであるんですけども、イグサの歩留りについて私は聞いたかったというか、イグサを製品にするためには、両サイド耳を切って、それで畳にしたり、ござにしたりするんですね。そうやって捨ててしまうとか、あまり高価に扱わずに利用している部分、そうした部分を活用して、薬とか食品とか、そういったものに使えないだろうかということでした。そうすることで、所得の向上、これが目指せるんじゃないだろうか。

そういう意味で、県が今指導をされてあると思うんですね、農薬の濃度であるとか。そういったものをお聞きしていただいて、それが食品としてその基準に合うのかどうかということと調べていただきたいなということでの質問でございました。また後で調べて教えていただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

農水省は、2050年までに日本の耕作面積に占める有機農業の割合を0.5%から25%まで引き上げる方針を打ち出しました。農水省が進める緑の戦略、いわゆる有機農法によるブランディングがうまくいけば、農家の所得向上、新規就農者の増加にもつながるものと期待しております。そのように考えれば、移住・定住政策の中でも議論されなければならないとも考えております。本市の今後の取組について教えてください。

農政課長（木原隆文君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

有機農業とは、平成18年度に策定された有機農業推進法において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

食料・農業・農村基本法において、農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性に鑑み、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならないとされています。また、国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとされています。

有機農業の最大のメリットは、信頼感の高い作物を生産できることとあります。安心でき

るものを食べたいと考える消費者には、化学物質を使って栽培してほしくないという意識もあり、この点で化学的に合成された肥料及び農薬を使わない有機農業は魅力的であります。

デメリットとしましては、認証が厳しいという実態があります。有機農業を対外的に示すものの一例が有機JASマークですが、このマークを使用するには、農林水産省の登録認証機関の検査で一定基準に沿うことが認められなければなりません。書類審査や実地検査があり、認証費用もかかるため、費用はかなり大きいです。また、化学肥料、農薬を使わないなどはもちろんのこと、周辺から使用禁止資材が飛んでこないようにしたり、播種、または植付け前の2年以上、有機肥料で土づくりした田畑で生産したりする必要があります。

これらを鑑みて、柳川市での有機農業を検討しますと、柳川市の農地は平地で開けており、従来型の農薬や化学肥料を使った栽培方法である、いわゆる慣行農業がほとんどで、そこで有機農業を行う場合、隣接する慣行農業の田畑からの農薬の飛散から避けるための工夫が必要となります。また、市内の大半の農地は集落や住宅街と混住化していることから、有機農業を進める際は、臭いなどの発生を少なくする工夫や有機農業に対する市民の理解を深める必要があります。

そこで、柳川市で今できそうな具体例としまして、畜産、牛の飼料用として、稲発酵用粗飼料、WCS、ホイールクロップサイレージを作付したり、農業用ハウスで完全に外部と遮蔽した状態で野菜などを作付したりするというようなイメージを考えています。

また、有機農業によるブランディングで農家の所得向上を図り、新規就農者の増加へ結びつけていくということについてですが、有機栽培の普及指導体制の確立や販売ルートの確立、そして、収益性の確立という課題を解決していく必要があります。

このようなことから、他市町村の先進事例を参考にし、また、関係機関と連携し、柳川で実現可能な方法を研究していきたいと考えます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

柳川で実現可能な方法として、ハウス栽培を先ほどおっしゃられたと思います。ハウス栽培といえば、やっぱり新しい農業というふうなイメージがあって、やはり若い人にしかできない。それなりの投資もかかりますので、ペイするのに一定期間がかかるということですね。

今回、国のほうは25%という目標値設定をしました。柳川市にもやっぱり目標値を設定して、先ほど柳川で可能なもの、それはハウス農業、ハウスで栽培するものだということでおっしゃられました。若い人たちがその農業に取り組もうと魅力を感じるというのは、やはり収入ですね。明確にこれだけの収入を設定して、面積と設定をして、それに柳川市が取り組んでいくことが今後必要ではないかというふうに思っております。

今後、目標を定められましたら、そのときまた質問をさせていただきたいと思っております。

すので、この件はこれで終わります。

本市は過疎脱却に向けた計画であります柳川市過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。市民の意見を募るパブリックコメントも実施されたことで、市民の皆様が求めている思いに触れられたことと思います。

過疎事業債を活用するための要件として、この持続的発展計画の策定をし、将来的に実施し得る事業を盛り込むこととなっておりますが、単に過疎債を活用せんがための計画の策定であってはならないと感じております。そのためには、柳川市の現状を他の自治体と比べてどうなのか、数字でもって示していくことが大事であります。

若者の結婚、出産、子育て、教育、住まい等の希望をかなえるために必要な支出と柳川に実際に住んで得られる収入等を明らかにすることで、市内外の方々に移住・定住を進めていくときの具体的な説明ができるのではないのでしょうか。また、本市が真に取り組むべき課題も明確になると私は思っておりますが、どうでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

菊次議員の御質問にお答えをしたいと思います。

現在、移住・定住の促進のために市役所内で庁内連携会議を昨年度より行っております。会議のメンバーといたしましては、総務部長を筆頭に、企画課を事務局といたしまして、仕事や子育て、高齢者、住まいのことなどを中心に話し合うため、12の課が市役所内での意思疎通や情報共有を円滑に行うため、会議を開催しております。その中で、近隣市町からの転入、転出や所得状況、市内外で働く人の就業状況、保育料や医療費制度などの比較を行い、柳川市の現状を分析しているというところでございます。

今後はその中で市民や移住者に対しまして、柳川市の強みや魅力をもっとPRできるよう、また、柳川には何が足りないのか課題を見つけながら、その課題を解決できるよう事業を検討していくという予定にしております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

事業を展開していくためにも、やっぱり具体的にもっとしていく必要があるかと思えますので、移住・定住を市内外に発信をするに当たり、それぞれの方が求めているライフスタイルでシミュレーションをしていく必要があるのではないかというふうに思います。そういったモデルをつくっていく必要があると思っておりますけれども、どうでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

御質問にお答えいたします。

移住・定住の情報を発信する際に、ライフスタイル別の情報が必要ではないかということでございますけれども、まずは毎年、東京で開催をしております移住フェアに参加をいたしまして、関東周辺の移住希望者の相談を直接対面で受けて、柳川市のPRをしております。

また、一昨年からは、コロナ禍ということもありまして、オンラインでの移住相談会を行っております。昨年度は福岡県が主催をいたしましたオンラインの移住・就職相談会「働くばい（by）ふくおか」にも参加をいたしまして、2回で8件の相談を受けております。相談に来られる方は、独身の方や家族連れの方、子育て世代の方、高齢者の御夫婦など、多様な人から相談をお受けいたします。それぞれの方が望まれる生活スタイルが違いますので、相談者に合ったライフスタイルでの情報を届けられるよう、企画課の窓口では移住支援センターの窓口も兼ねているというような状況です。

相談を受ける中で、柳川での暮らしを実感していただくためには、移住体験施設もえもん家を利用していただくということを一番にセールスしております。しかし、今後は議員からの御提案にありますように、ライフスタイル別のシミュレーションも、代表的な世帯として考えられる子育て世帯や退職後の高齢者世帯、独身向けなど、柳川に住むとしたらどんな感じかをイメージできるプランの作成も行っていくことで、もえもん家を利用できない方にも柳川を知っていただくという一つの手段となるように作成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

そのように取り組んでいただけるということですので、どうかよろしく願いをいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後3時57分 延会



## 柳川市議会第4回定例会会議録

令和4年6月21日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

### 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	高	田	啓	介
市	民	松	藤	満	也
保	健	島	添	守	男
建	設	中	村	正	光
産	業	松	永		久
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
総	務	武	田	真	治
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	内	田		猛
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
水	路	梅	崎	秋	敬
市	民	乗	富	英	一
子	育	古	賀	順	一
観	光	山	田	秀	太
商	工	松	尾		強
学	校	野	田	真	功
学	校				
教	育				
首	席				
指	導				
官					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
議	会	事	務	局	次	森		康	貴
長	兼	議	事	係	長				
長	補	佐	兼	庶	務				
係	長								

5 . 議事日程

日程（ 1 ） 会議録署名議員の追加について

日程（ 2 ） 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	15 番 矢ヶ部 広 巳	1 . 水害対策について 2 . からたち文人の足湯について 3 . マイナンバーカードについて 4 . 4 千万円「誤振込」について 5 . 学校のコロナ対応について
2	5 番 新 谷 信次郎	1 . 防災体制について 2 . 学童保育の今後について 3 . 柳川市立小中学校における働き方改革について
3	20 番 三小田 一 美	1 . 学校統廃合が終了した場合の、各小学校の跡地利用について 2 . 難病罹患者の実態と医療費助成の現状について
4	13 番 高 田 千壽輝	1 . 小中学校の再編に伴う学童保育の方向性は 2 . 成人年齢が18才になった影響は
5	17 番 白 谷 義 隆	1 . 学校再編について 2 . 公共工事における予定価格等の事前公表について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の追加について

議長（藤丸正勝君）

日程1 . 会議録署名議員の追加について。

本定例会の会議録署名議員として、2番橋本憲之議員を追加指名いたします。

日程第2 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程2 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、先月15日、矢ヶ部校区の社協の総会が開かれました。その席上で、この頃、矢加部駅付近で、女性に向かって卑わいな言葉をかけ、下半身をさらけ出す男が散見される様子が目撃されています。もしそういう現場を見られたら、すぐに警察へ御連絡くださいと協力をお願いがありました。幸いなことに、今月10日午後4時半頃、現行犯で64歳の男が逮捕されたと報道されました。何とこの容疑者は久留米市からわざわざ車で来ての犯行だったそうです。余罪もあったようで、再逮捕されています。ただ、地元民が心配するのは、果たしてこの男が矢加部駅付近でうろついていた男だったのか、これが心配で、不安はいまだに解消されておりません。逮捕されたのが蒲船津であります。そんなに離れていませんから、同一犯であることを願っております。

さて、私は最初に、水害対策について、次に、休止されているからたち文人の足湯について、3番目に、マイナンバーカードについて、4番目に、40,000千円誤った振込について、最後に、学校のコロナ対応について、以上5項目にわたって質問をさせていただきます。

あとは自席で行います。議長のお取り計らいを願ひまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初に、水害対策についてお伺いいたします。

いつどこで起こるか分からないのが災害であります。昨年は8月11日から1週間、柳川市では降り続けました。降った雨の量が何と平年の年間の半分の量であったと言われております。驚きです。異常です。もう異常が異常でなくなった、異常が当たり前になった、これが近年の気象状況であります。

私は3月の一般質問で水害対策について要望をさせていただきました。1つ、国や県に対して排水計画の見直しを、2つに、小坪排水機場の能力アップを、3つに、小坪樋管から若宮樋管までの定期的なしゅんせつの工事を、その結果を教えてください。

産業経済部長（松永 久君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

令和4年3月に一般質問されました矢ヶ部校区における排水能力の向上に対する要望についてお答えします。

まず、前回の一般質問に対する答弁と重複する部分もございしますが、これまでの経過について少し説明させていただきます。

この要望については、令和2年12月16日、乗富校区会長をはじめ、矢ヶ部校区の有志により、近年の大雨による冠水被害を解消するため、排水能力向上に対する要望書が提出されたところでございます。これを受けまして、本市では令和2年度末から令和3年度にかけ、国

や県に対しまして、市内全域における現状の排水計画の見直しを要求するとともに、小坪排水機場の能力向上について強く要望を行ってまいりました。この要望の内容に関しましては、同じ課題を持つ福岡県、佐賀県の筑後川下流の8市3町で組織します筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会におきましても、計画雨量等の見直しを含めた排水計画の再検討に係る調査の実施要望として要望書を提出しておるところでございます。このことにつきましては、3月の議会でも答弁させていただいております。

そしてまた、市長に同行いたしまして要望書を提出した主なものとしたしましては、令和3年3月に福岡県庁で栴島県議及び板橋県議の地元県議立会いの下、農林水産部の鐘江部長以下、幹部の方々と面談しまして、福岡県知事宛ての要望書を提出しておるところです。また同様に、7月と11月には九州農政局長宛ての要望書を提出し、同じく11月には上京いたしまして、藤丸代議士同行の下、農林水産省の農村振興局の安部次長と面談しました。この面談につきましては、福岡県農村森林整備課の因課長も同席されております。要望の際には、冠水被害の実情や営農者の声を訴え、要望書を提出しておるところです。また、古賀先生や進藤金日子参議院議員にも面談いたしまして、同じような要望書を提出しているところでございます。その後、11月30日は九州農政局の長野地方参事官が本市を視察されまして、冠水状況についての説明を行っているところでございます。このことにつきましては、3月議会で答弁させていただいているところでございます。

このような要望と多くの議員の方々からの御尽力をいただいた結果、国営事業に関しましては、令和4年度より国の機関である九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所におきまして、近年の異常降雨に基づく排水解析調査を実施いただくことになっております。また、県におきましても同様の調査が実施されることとなっております。小坪排水機場等については、この国の調査のエリアとなります。

この調査は、矢ヶ部校区をはじめ、筑後川下流地域を対象に新たな地域排水計画の構築を行っていくこととなっております。今後はこの解析結果を基に、排水機場など農業水利施設の増強や改築といったハード面の整備はもとより、流域を対象とした効果的なクリークの先行排水のルール化など、ソフト面についても取り組むこととなっております。

また、県営事業により設置しました小坪排水機場の老朽化に伴い、排水機能が低下した施設の更新として、ストックマネジメント事業を1年間前倒ししまして、令和3年度より事業着手しておりますが、令和4年度についても引き続き事業を実施する予定でございます。

まずは本市としましては、排水解析調査を早急に完了し、冠水被害の軽減につながる事業の早期着手に向けて、スピード感を持って引き続き国や県に対して強く要望を行ってまいります。

また、小坪排水機場の下流の沖端川につきましては、県の土木事務所でしゅんせつをしていただけるということをお聞きしておるところです。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

水害というのは毎年来るわけでございますから、それは財政的な問題があることは確かに承知しておりますが、できる限り早めてもらいまして、住民が安心して暮らしていただきますように今後も御尽力を心から願うものであります。

それでは、この項は終わります。

壇上で言った順番とちょっと異なるかもしれませんが、次に2番目に、からたち文人の足湯について伺います。

なぜ利用が中止されているのか、私は市民の皆さんからこの電話をいただきまして、恐らくコロナの関係で中止になっているだろうと、一人そのように合点しておりましたが、実はそのようでなかったというのが判明いたしました。それで、なぜ利用が中止されているのか、その理由を教えてください。

観光課長（山田秀太君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問のからたち文人の足湯の休止につきまして御説明いたします。

まず、市で管理しております温泉の供給施設の状況について御説明いたします。

現在、弥四郎町に市の泉源地といたしまして、温泉の供給施設がございます。現在、平成3年に掘削いたしました3号井戸と平成15年に掘削しました4号井戸の2つの井戸から温泉をくみ上げておりまして、1日の平均のくみ上げ量が約130トン、貯湯タンク3基ございまして、最大125トンの温泉をためまして、必要な分の温泉を供給しているところでございます。

温泉の供給先といたしましては、民間会社2社と柳川総合保健福祉センター水の郷、それに足湯の4か所ございまして、足湯以外は有料で供給しているところでございます。

矢ヶ部議員お尋ねの足湯の休止についてでございますが、令和3年12月5日に泉源地の管理の委託先でございますシルバー人材センターより、このお湯をためる貯湯タンクに温泉がたまらないと報告がございました。翌日、12月6日に3つのタンクの合計貯湯量が10トンまで下がりまして、各施設の温泉供給に支障を来す事態となりました。市といたしまして、直ちに配管の施工業者、温泉設備の管理事業者、井戸のポンプ管理業者等に依頼しまして、原因究明の調査を行いました。究明に至りませんで、応急的な措置といたしまして、唯一の無料施設でございます足湯を休止することとしたところでございます。

その2日後には温泉タンクの貯湯も一定の回復を見せまして、現在は足湯以外の供給先3施設につきまして何とか安定供給ができているところでございます。

平成21年度と平成26年度におきまして、井戸からのくみ上げの湯量が不安定になった時

期がございました。この際にも調査を行いまして、くみ上げポンプの取替えやポンプの位置を調整するなどして復旧したところでございます。

この温泉は地下800メートルから1,000メートルくらいの深さからくみ上げているものでございまして、昨年12月の温泉貯湯量の急激な減少の原因がいまだに判明しておりませんで、温泉の供給量も完全な回復を見せておりませんで、足湯につきまして利用再開が現在できていないという状況でございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、再利用のめどはあるのかどうか、伺います。

観光課長（山田秀太君）

昨年12月の温泉くみ上げの急激な減少に伴いまして、昨年度には3号井戸から泉源地に入ってきます湯量のメーターを新設しますとともに、今年度の予算におきまして、温泉埋設管調査費ということで4,300千円を計上させていただいておるところでございます。この予算を活用させていただき、温泉をくみ上げております井戸から温泉供給施設でございます泉源地まで、また、泉源地から温泉を供給しております施設までの配管の調査をいたしますとともに、今後のメンテナンスを効率的に行えますよう、詳細な配管図を再作成することにしております。この調査などによりまして、昨年12月の温泉貯湯量の急激な減少の原因を究明しまして、温泉の利用再開を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

もしも再利用のめどが立たんならばどうするのか、伺います。

観光課長（山田秀太君）

先ほど答弁させていただきましたとおり、今年度事業の温泉埋設管の調査などによりまして原因究明を行い、足湯の利用再開を目指していく所存でございます。再利用ができなくなるということは想定しておりません。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱりそげん時間のかかっとかんも、調ぶつとに。私はその辺はぬるいなと思うですよ。声を大にして私は申し上げます。多くの市民の皆さんが一日千秋の思いで、市民の憩いの場、健康づくりの場、コミュニケーションの場、ニュースソースの場となっております足湯を一日も早く再利用できるように心からお願いいたしますが、どうでしょうか。

観光課長（山田秀太君）

できるだけ早く御利用いただけるよう進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いますよ。本当に市民の皆さんはやっぱり待っておんなはっですよ。そして、あそこに12月何日かに、当分の間か、当面の間、休止させていただき、あとはホームページで知らせます。この高齢化社会にホームページで調べるといったっちゃ、若い人ならいいですよ。簡単にいけますよ。私たちが今度これをもたらしましたがね、習得するまで親子げんか。子供とか孫からもばかにされてくさんも、どうしけん、じいちゃんのそげん覚えきらんとねと。それはそうやろうち、3人の孫の子供の名前でんいまだに覚えきらっさんもんねち。かといって子や孫とけんかしたら、あとは全然教えられんけんがら、じっとしてこらえとるばってんがら、本当そういう状況ですよ、現実、なかなか。なぜか。やっぱりすぐ忘るもんじゃいけん。もう少しホームページでどうのこうのというよりも、今でも毎日くさんも、足湯さん見に行きよらっしゃる人のおっとですよ。わあ、まだ駄目やん、まだ駄目やんと。やっぱり経過を市民の皆さんに知らせるといのは、看板ばちょっと上げりゃよかやっかんも。当分の間、当面の間言いよったばってん、まだもう少し時間をくれとか、それが市民に対する親切というもんですよ。私は何となくそういうのが足らんという気がいたしております。

ひとつその辺の配慮も切にお願いいたしまして、この項は終わります。

次に、マイナンバーカードについて伺います。

申請手続や交付の場所が変わりました。なぜ変わったのか、その理由が知りたいのであります。どうでしょうか。

市民課長（乗富英一君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

今年5月まではマイナンバーカードの申請やマイナポイントの手続については、柳川庁舎3階の会議室で行っておりました。しかし、この会議室が、明日、6月22日に告示される参議院議員選挙の期日前投票会場として、また、9月25日に告示される市議会議員選挙の期日前投票会場として引き続き使用されることから、利用できなくなりました。このため、市民が利用しやすく、柳川庁舎の会議室程度の広さが確保できる公共施設を検討した結果、6月から水の郷に会場を移すことになりました。

水の郷の特設会場では、マイナンバーカードの申請から交付、マイナポイントの手続など、マイナンバーカードに関する手続を全てワンストップでできますので、利用者からは喜んでもらっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

俺はそれも配慮が足らんち思うですよ。なぜならば、参議院選挙と市議会議員選挙は前もっ



て何月何日に大体あるということはほぼ分かっただけでしょうが。何で年度の途中で変えますか。私はその辺がどうものう、あなっつぁんたちは市民の声が聞こえとらんような気がしてなりません。

変わったために取扱時間が短縮されました。不便になっております。そして、例えば、大学生なんかは居住地は柳川に住居は届けとる、そのままとして、熊本とか鹿児島とか、そういうところに大学生として行くとる者もおるわけですよ。住民票が柳川市にあるけんがら、必ずしも柳川に住んどるというわけいかんですよ。そうすると、わざわざ交付のときも帰ってきて取りに行きよる、そういう実態は結構あつたですよ。そういうともほんなつて調べてもらわんとでけん。本当に困つとつたですよ。

私はこれでは国の奨励方針に逆行していると思いますが、どうでしょうか。

市民課長（乗富英一君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

特設会場の移設については、先ほどから説明しておりますけれども、参議院選挙や市議会議員選挙のためということでもあります。また、時間が短縮しているということについては、会場に従事する職員が開設までの事前準備、それとか、柳川庁舎からの移動、また、窓口終了後の事後処理などの時間が必要となるため、時間を午前9時半から午後4時までということとで運用させてもらっております。

国の方針ですけれども、マイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置づけておまして、今年度末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードを普及させるということを目指し、様々な施策を展開しております。6月30日から本格的に始まりますマイナポイント第2弾では、マイナンバーカードへの健康保険証機能の追加と公金受け取り口座登録で最大20千円相当のポイントが受けられるということです。

市も国の方針に基づき、普及率の向上に努めておりますが、5月末現在のカードの交付率が約35%と、国や県の平均約45%ありますけれども、10ポイント低く、非常に危機感を持っております。県内ではコロナ対策の臨時交付金を活用して、マイナンバーカード取得者に地元商店で使える商品券を交付してカードの交付率を上げたという自治体もありますので、そうした先進事例も参考にしながら、広報紙でのPRや企業、各種団体、また、大型商業施設への出張申請など、あらゆる施策を積極的に展開し、交付率の向上に努めてまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましても、マイナンバーカード普及への御理解と御協力をお願いして、お知り合いや御近所の方へぜひお声かけをいただければと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今言われたように、取扱時間が9時半から16時までばんも。よそに、福岡なり久留米辺り

に勤めよる者な、とてもやないが、16時までに来られんでしょうもん。その辺がのも、国は奨励しよる。そん代わりお役所仕事で、9時半から16時までです。そこんにきがへんてこち思わんとこころが俺はおかしかち思うですね。

この制度は確かに2015年10月から番号が通知されまして、翌年1月から運用が開始されたとは私には思っていますが、今答弁があったように、柳川市の普及は5月末現在で35%ですよ。一方で、国や県平均は45%ばんも。10%も低かっですよ。それはなぜか。1つには、情報が悪用される危険性があるということも1つの理由だと思います。それと、最大の理由は、持ったらんでも別に困らん。そうでしょう。最初これを運用することになったときは、健康保険証云々もこれを持っとかんとでけんですよということで宣伝をされた。ところが、だんだんにそれがダウンしていったでしょう。だから、持ったらんでも何も困らんなら、そして、20千円の何ばやるとか餌ばっかりやってくさんも、これではどんな餌をまこうとも普及率が上がるはずがありませんよ。それは私は火を見るよりも明らかであると思います。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、確かに福岡県下の中ではワーストスリーになっております。一昨日、金子総務大臣が発表いたしまして、来年4月から地方交付税の算定の基礎にすると。いいところは上げてあげますよという御褒美みたいな形ですけどね、そういう形になって、柳川市も至上命令で職員は全員と。扶養者についてもですね。そういうことで、実際行いました。それと併せまして、先日、JAさんがおいでになりましたので、それぞれの事業所巡りを私が先頭に立って、商工会議所や、いろんな形について、非常に恥ずかしいと、うちのほうが総務省からにらまれていると、下位になっているので。議員さんたちも全部登録してあると思いますけれども、そういうことで御協力をお願いしたい。矢ヶ部議員の質問はいい機会だと思いますけど、市民に対しても、あらゆるところでの挨拶の中でぜひお願いをしたいということと、恐らく下位になればペナルティー。

いずれにいたしましても、こういうITの中で必要であるというふうに政府は言っていますし、最終的には医療カードにもなりますし、そういうことで、ぜひお願いを声を大にしてですね、私も先頭に立って、課長が言っていましたように、いろんな形で鋭意努力をして、最低、福岡県の間ぐらいいかなければならないというふうに思って頑張っって、恐らく6月以降、恐らく20千円の給付になると。またまたほかの市町村も普及率が上がってくると思いますので、またまた取り残されていくような感じがいたしますので、また今度の7月臨時議会でそういう分の給付については、なぜよそが高いのかというのは私も知っているんですけども、いろんな形で、要するに御褒美みたいなものを作って、商品券を5千円ずつ出しているんですね。そういうところは急に上がりました。それも併せて検討しておりますので、よろしく願いして、私からの決意を述べたいと思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、次の項に入ります。

40,000千円誤った振込について伺います。

この問題を対岸の火事と片づけていいのか、まず伺います。

会計管理者（高田啓介君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

今、議員が申された件につきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金46,300千円を1人の方に振り込まれた件かと思えます。

初めに、本市の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支払い事務の流れについて申し上げますと、担当課であります福祉課におきまして、該当すると思われる世帯にまず確認書をお送りして、その回答を基に、担当者がシステムに入力し、振込データの該当者リストを作成しております。この支給準備の過程におきまして、振込件数とか、金額とか、世帯数などの確認も行っているところでございます。

リスト作成後に所属の決裁を経まして、作成したデータを会計課に送信いたしまして、併せて紙ベースでの支出伝票及び総合振込依頼通知書、いわゆる引渡票でございますけど、それと該当者リストを会計課に提出しているところでございます。それを受けました会計課では、担当課より送られてきた支出伝票と添付してある資料を基に、決裁とか支出科目、金額、支払い日、添付資料などに誤りがないかを私を含め3名で順次支出命令審査を行い、そして、決裁を行っているところでございます。その後、支払い担当者がデータと支出伝票を照会いたしまして、4営業日前までに承認を行い、指定金融機関であります福岡銀行へ送信を行っている、こういう流れでございます。もし万が一、承認後に誤り等が発見された場合、4営業日以内なら振込を取りやめることも可能でございます。

さらに、担当課ではその間に該当世帯への振込済通知書を作成し、郵送も行っております。この通知書の作成過程におきましても、再度発送件数とか振込数の確認等も行っております。

このように、担当課では二重、三重のチェック、そして、会計課におきましても同様のチェックを行っていますので、これまでに臨時特別給付金の誤った振込は一件も発生しておりません。

なお、今回の誤った振込では銀行とのやり取りをフロッピーディスクで行っていたということが報道されております。本市におきましては、平成22年1月から指定金融機関であります福岡銀行とインターネットを利用した銀行取引サービスであります法人版のインターネットバンキング・ビジネスバンキングを使ってリストを送っているところでございます。

今回の件につきましては、今、議員から御質問がありました対岸の火事と捉えるのではなく、他山の石との気持ちを持ちまして、先ほど申し上げました本市の支払い事務の流れ、シ

ステムの中で、これからもヒューマンエラー、すなわち人為的ミスがないように、担当課ともども適正な財務処理と伝票処理による出納事務に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ダブルかもしれませんが、でないとするならば、その対応策が新たに何かありましたら伺いたいと思います。

会計管理者（高田啓介君）

先ほど本市の臨時特別給付金の事務の流れを申し上げましたけど、二重、三重のチェック体制の中でいかに人為的ミスをなくすかということかと思えます。今回の誤った振込については、関係する福祉課、そして、会計課内において、まず、どうしてこのようなことが起こったのか、本市の場合に置き換えた場合はどうだったのかなどについて早速話し合いを行っております。そして、确实、正確に振込を行うよう確認を行ったところであります。

そして、今回の件に限らず、会計課の出納事務につきましては、これまでに課内で支出業務マニュアルを作成しておりまして、そのマニュアルに基づきまして適切な支出業務を行っております。また、職員対象には歳入及び歳出について科目別に事務手続を詳細にまとめた財務会計事務の手引や、各課の財務担当者等からの問合せに対して会計課が回答した内容等をまとめた伝票Q & Aを作成し、毎年度、必要に応じて見直しを行い、適正な会計事務に努めるよう周知、指導を行っているところでございます。

市民の皆さんの大切なお金をお預かりしております会計課といたしましては、今後とも引き続き本市の信頼失墜につながりかねない重大な誤りであります金額の誤り、口座の誤り、債権者の誤りがないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

現代では、とても考えられないようなワンタッチで事務処理ができる時代になりました。でありますから、答弁があったように二重、三重のチェックが必要であると思えます。うっかりミスでは済まされない。一昔前のように、数字の大きさの感覚が私は薄らいでいると思えます。1,000千円も、10,000千円も、1億円も、1兆円もワンタッチでされますから、大きさの価値が薄らいでいるから私はこんなミスが起きると思えます。もう少し数字の感覚、日頃から一、十、百、千、万と数えよらんと、どうしても数字に薄らいでいるというのが私は今の実態ではないかと思えます。

それでは次に、最後の項に入ります。

最後は学校のコロナ対応についてであります。

脱マスクの意見もある中、どうするのか、教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、現在も変わらず重要であり、基本的な感染対策である3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気等については引き続きこれからも行っていく必要があるというふうに考えております。このことは4月1日に改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の最新号においても、きちんと示されております。

このマニュアルにおいてマスク着用については、教育活動の様態や児童・生徒の様子などを踏まえて臨機応変に対応することとされ、マスクを着用する必要がない場合の例示も示されておりました。例えば、十分な身体的距離が確保できる場合や、気温や湿度、暑さ指数が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合がそれに当たります。このことについては教育委員会でも定例で行っております校長会等で確認を行ってきたのですが、マスク着用が児童・生徒や保護者の間ですっかり定着してきたことや、まだまだ気温、湿度等が高くなかったこと等の理由により、初めは十分に徹底していない傾向が残っておりました。

ただ、これから夏季を迎えるに当たり、気温、湿度や暑さ指数はますます高くなっていきます。そこで、現在では熱中症は命に関わる重大な問題になり得るとの認識を持って、場面によっては熱中症対策を優先してマスクを外すよう、熱中症対策の観点からの指導を進めているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

これから暑くなる中で、熱中症の心配は計り知れないものがあります。特に、体育の時間、スポーツクラブの時間での対応は、大げさに言えば命に関わる問題でもあります。私が一番心配するのは、今の子供は体力がありません。中には朝食を取っていない子供さえいると言われております。食べてもパンを一切れとか、やっぱり日本人は飯を食べないと駄目ですよ。早寝早起き朝御飯、朝は飯に、みそ汁に、卵、学校では飯をたくさん食べるように広めるべきではないかと私は思います。飯を食わんことには体力はつきません。

話はそれでしたが、そこで、質問しますが、暑い中での体育の時間の対応はどうなっているのか、教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

今後、気温、湿度や暑さ指数がますます高くなっていく中、児童・生徒が常時マスクを着用し続けることは、議員がおっしゃいますとおり、熱中症のリスクが高まることが心配されます。熱中症は命に関わる重大な問題になり得るとの認識をしっかりと持って、マスクの着用が不要な場面と、それに際した留意事項の徹底を各学校で図っていかねばならないと思っております。

具体的には、熱中症の危険性を児童・生徒に指導することや、議員御指摘があった体育の授業、運動部活動の活動中、そして、登下校中については、熱中症対策を優先してマスクを外すよう指導すること、それについて保護者に対しても御理解、御協力を求めることを各学校宛てに通知しております。お子さんによっては自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい場合もあるかもしれませんので、一人一人を見ながら声かけしていくように指示をしているところです。

これらのことについて、今月10日に文部科学省から発出されました通知と併せて、小・中学校それぞれの会長を通じて共通理解を図っていったところ、児童・生徒の中にも場面に応じてマスクを外していいものだという考え方が浸透し始めてきたところだというふうに捉えております。暑さに体が慣れていない梅雨の晴れ間や梅雨明けには、ますます熱中症のリスクは高まると思われれます。これまで続けてきた感染症対策と熱中症対策の両立を図りながら、市内児童・生徒の命と健康をしっかり守っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんおはようございます。5番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

あさって、6月23日は77回目の沖縄「慰霊の日」です。そして、1972年5月15日の沖縄本土復帰から今年が50年。先月、5月15日、朝日新聞には「基地負担、続く50年」という見出しが載りました。太平洋戦争における沖縄戦では約20万人の命が失われ、そのうち沖縄住民の犠牲者は約9万4,000人とされています。戦後は米軍の拳銃とブルドーザーによって島の3割に至るまで米軍基地に強制接収され、50年前の本土復帰においても基地のない沖縄の願いは踏みにじられました。現在、沖縄南西諸島全体においても軍事基地化が進められ、沖縄が再び戦場となる可能性が高まっています。沖縄に真の平和が訪れるためには、本土の私

たち自身が問われていると思います。

さて、この柳川も梅雨入りとなりました。2年前の令和2年7月豪雨においては、熊本県球磨村、人吉市、芦北町などで83名が犠牲となり、2人が行方不明となりました。また、大型台風10号が九州を襲いました。これまでの経験、規模を上回る災害が頻発しています。こういうときだからこそ防災・減災のための防災体制について一般質問を行います。

ほかに、教職員の働き方改革、小中再編における学童保育について質問いたします。2番と3番、順序を入れ替えておりますけれども、御了承願いたいと思います。

以後は自席にて質問を行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

5番（新谷信次郎君）続

防災体制のうち、避難所の運営について質問いたします。

2012年、平成24年、矢部川、沖端川決壊時の避難所の状況として、開設した避難所の数、開設日数、市職員の配置数や役割はどうだったでしょうか。

総務課長（武田真治君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

平成24年九州北部豪雨の際の避難所の状況についてお答えを申し上げます。

7月14日午前7時50分に指定避難所である市立公民館、そして、小・中学校全25校、市民体育館を加えた全38か所を避難所として開設しました。閉鎖時間は避難所ごとで違いますが、最も遅く閉鎖したのが三橋公民館で、15日の午後2時30分に閉鎖をしておりますので、開設日数としては1日と7時間程度となっております。

避難者受入れのピーク時は14日の午後5時でありまして、2,829人が避難をされております。

職員の配置数は避難所により配置人数は異なりますが、交代まで含めて延べ166人が従事しました。

なお、小・中学校は開設時から14日の午後5時までは教職員で対応をしていただいております。その後、市職員を配置しております。

配置職員の役割といたしましては、避難所の開設準備として施設の通信手段、給排水設備、消防用設備等の確認、避難所内の使用区域の設定、物資の確認を行っております。また、受付や避難者名簿の設置、避難所看板や各種案内表示の掲示、そして、避難者の避難状況を把握して災害対策本部への連絡ということを行っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

平成24年の九州北部豪雨の避難所を開設する際には、その当時の市役所の職員数、ちょっと正確には分かりませんが、まず、約450人と推定すれば、そのうちの166人は、約37%の方たちが避難所開設の仕事に当たられたということになるわけです。しかも、受付だ

けでなく、避難所運営に関する様々な業務を担われたということですね。

それでは次に、2020年9月7日、最大瞬間風速40.9メートルで柳川市に最接近した台風10号、これは2次避難所まで開設されて、蒲池や昭代の避難所は100人を超えました。また、昨年8月、お盆の豪雨では避難が長引いたということでした。

その台風10号の場合及び昨年8月の豪雨での避難所での市職員の配置状況についてお聞きしたいと思います。

総務課長（武田真治君）

2020年9月の台風10号の際は、第1次避難所21か所、第2次避難所28か所、伝習館高校の計50か所を9月6日の午後1時に避難所として開設をいたしました。その後、避難者がいなくなった避難所から閉鎖をしております、9月7日の午後2時30分に全避難所を閉鎖しております。

避難者受入れのピーク時は6日午後10時でありまして、2,901人が避難をされました。

職員の配置状況は、交代まで含めて延べ115人が従事しております。

昨年8月の大雨の際は、自主避難所として市民文化会館、大和・三橋生涯学習センターの3か所を8月13日の午後6時に開設し、昭代就業改善センター、蒲池農村改善センター、2か所を14日の午前9時30分に追加して開設をしました。その後、避難者がいなくなった避難所から閉鎖をしております、8月15日の午前9時30分に全避難所を閉鎖しております。

避難者受入れのピーク時は14日午後2時であり、83人が避難をされております。

職員の配置状況は、交代まで含めて延べ47人が従事しております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

多いときには市内全体で3,000人近い避難者がおられるということですね。そんなにたくさんの方を避難所では市の職員の方が受付等の対応に当たられるわけですが、その対応に当たられる市の職員の方、本当に御苦労をかけていると思いますけれども、その市職員の方が避難所に来られる途中で、冠水のために迂回路を通らなければならないという場合もあるのではないのでしょうか。また、昭代、蒲池のように1か所に100人以上の避難者が来た場合、市の職員だけで対応できないという場合がないのでしょうか。そのことについてお聞きしたいと思います。

総務課長（武田真治君）

大規模災害時は、冠水で避難所へ向かうのに迂回路を通らなければならない場合もあり得ます。行政区などに出向いて行っています災害対応の出前講座では、避難所までの経路を複数確認することを推進しております。また、多くの避難者が来られる場合も想定されます。収容人員以上の避難者が来られた場合、近隣の学校を急遽避難所として開設した事例もあります。また、避難者が多い避難所には職員を多く配置するなど、対応しております。



なお、避難所の混雑状況は、パソコンやスマートフォンで確認できるVACANや柳川市公式ウェブサイトでお知らせをして、避難者の分散化を図っているところです。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

迂回路の件は、避難者の方の迂回路ではなく、避難所に向かう市職員の方が冠水のために迂回して行かなくてはならないという実例を聞いておりましたので、その例を取り上げておりました。

さて、今答弁にあったように、大勢の人数の避難者、そして、長期の避難生活を強いられた場合の避難所運営をどうするのか、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

なお、通告しておりました段ボールベッドの組立て及びテントの使用については、ちょっと時間の関係で省略したいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（武田真治君）

避難が長期化した場合、職員は他の災害対応に当たるため、多くの職員を避難所対応に配置することは困難になります。そのため、避難所の運営は自主防災組織やボランティアの協力を得て、避難者自身の自主運営の形態で行う必要があります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

避難が長期化した場合は、市の職員だけでの対応には限界があるということですね。しかも、道路が冠水すれば、駆けつける市の職員も迂回して駆けつけなくてはならないということも想定されるわけです。実例としても確かめております。こういうことから、各地域での自主防災組織が必要になるということが明らかになっていると思います。

さて次に、避難要支援者個別計画について質問いたします。

2020年9月議会のときにも自主防災組織づくりについて質問しました。その際の答弁で、高齢者や障がい者などが実際に避難するため、避難を呼びかけ支援する協力員を決めている者の割合のことである個別計画作成率が現在25%、昨年が24%、今後の避難行動要支援者への避難支援強化策としては、自主防災組織などの地域の共助の力がなくては行政だけでは難しいと思っています。したがって、これからも自主防災組織の組織化や組織化後の活動の支援をしっかりと行っていきたいと考えていますという答弁がありました。

それ以降の個別計画作成は進んでいるでしょうか。

総務課長（武田真治君）

個別計画ですけれども、現在、作成率が22.2%になっております。率が下がっておりますが、これは計画作成済みの高齢者がお亡くなりになりまして減少しているものでございます。

今後、避難行動要支援者の避難支援強化策としては、自主防災組織などで行うことが重要だと考えておりますので、自主防災組織の組織化、また、組織化後の活動の支援を行って

きたいと思っております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

それでは、自主防災組織づくりの進捗について詳しくお聞きしたいと思います。

今、答弁の中で、避難支援強化策として自主防災組織などの地域の共助の力が必要であるという回答でした。自主防災組織づくりの進展と働きかけはどうなっていますか。まずは東宮永自主防災会の現状はいかがでしょうか。

総務課長（武田真治君）

東宮永校区自主防災会は令和2年に設立され、令和2年8月1日には設立総会が開催されました。その後、令和2年の台風9号、台風10号の際には避難所運営を協力いただきました。また、地域の被災状況調査も行われております。さらに、11月には地域の防災マップづくりも行われております。また、令和3年6月には防災マップの全戸配付をされており、8月の大雨の際には地域の被災状況調査、9月の台風の際にも避難所運営に協力をいただきました。11月には市が「備えよう！突然やってくる災害に」という災害の出前講座で研修を行っております。さらに、令和4年6月5日には、今年6月5日ですね、東宮永小学校で防災訓練が行われております。雨の中に300人近く集まれ、連絡網や避難経路の確認が行われていると聞いております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

それではもう一つ、蒲池の本村自主防災組織の現状はいかがでしょうか。

総務課長（武田真治君）

蒲池地区の南本村行政区、北本村行政区では、両行政区長や民生・児童委員が中心となりまして、本村地区の避難行動要支援者を対象とした危機管理体制についてを作成されています。その中で、市が警戒レベル3、高齢者等避難を発令し、区長が第1次避難所開設の連絡を受けたときは本村公民館を避難所とすることとされておりまして、要支援者を対象とした支援体制や連絡体制を構築されておりまして、実際の活動の例として、令和2年7月豪雨と9月の台風の際には本村公民館に立ち上げられ、数名の方が公民館に避難されております。そういった支援体制が確立されております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

東宮永や蒲池本村の自主防災組織は既に実働しているということですね。

それでは、そういう自主防災組織づくりのモデル地区を基にしたほかの地区の自主防災組織づくりは進んでいるのでしょうか。

総務課長（武田真治君）

東宮永校区自主防災会をモデルとして、具体的な自主防災会設立の経緯や会則、組織などを令和2年9月の行政区長代表委員協議会で各行政区の代表区長に紹介をいたしました。また、実際の東宮永校区自主防災会の会長であります坂本行政区長に設立時の状況についてお話をいただきました。

さらに、校区まちづくりと連携した自主防災組織づくりの取組といたしましては、令和2年8月に校区まちづくり協議会を設立された豊原校区で最初に自主防災組織づくりに取組をされました。令和3年7月には福岡県の防災危機管理局から講師を派遣してもらい、市職員も参加し、地域の防災について、この豊原地区で研修を行いました。そして、令和3年12月1日に豊原校区自主防災組織設立総会が開催され、豊原校区自主防災組織が設立をされております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

東宮永校区、そして、引き続き豊原校区で自主防災組織ができたということですが、さらに、今後の自主防災組織づくりについてはどのように考えておられますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

ここ2年間はコロナ禍の影響もあり、地域での話合いもままならない状況でありましたので、自主防災組織づくりがなかなか進んでいない状況でもあります。

今後の防災対策は、自主防災組織などの地域の共助の力がなくては行政だけでは難しいと思っております。したがって、これからも自主防災組織の組織化に尽力したいと考えておりますし、組織化後の活動の支援もしっかり行っていきます。特に、豊原の例にありますように、校区まちづくり協議会が設立された地区に自主防災組織も組織化していただくように働きかけをしていきます。具体的には、城内地区では現在、校区まちづくり協議会の準備委員会が立ち上げられておりますので、校区まちづくり協議会を設立後は自主防災組織も組織化していただくよう協議をまいります。

また、ほかの地区にも出前講座などを通じて、災害時には特に地域の連携、人と人のつながりが大事だということや自助、共助の重要性を説明し、自主防災組織が設立できるよう、設立した地区の情報提供を行うなどして自主防災組織づくりに努力をまいります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

一步一步自主防災組織づくりも進んでいるというふうに受け止めました。

さて、自主防災組織づくりについては、これまでの答弁にもあったように、まずは高齢者の避難が必要な場合の個別計画づくりを第一歩にしたらどうでしょうか。蒲池の本村等もそういう取組からスタートしているようです。また、頻発する豪雨、台風災害に対して避難所に大勢が押し寄せ、長期化した場合などは市の職員だけでは到底対応できませんから、そこ

から自主防災組織の必要性について、さらに各校区、行政区の市民の皆さんへの理解を広げていけないかというふうに思います。

そういう提案を最後に行いまして、次に、災害対策本部体制についてお聞きしたいと思います。

2020年、台風10号のとき、あるいは2021年、去年8月豪雨の際の市民からの問合せ、情報提供などの状況と、その対応を災害対策本部のどこがしたのか、それについてお聞きしたいと思います。

総務課長（武田真治君）

災害時の市民からの問合せや情報提供で多いものは、避難所に対する問合せ、また、浸水、道路通行不能の情報提供や水路の水位などの情報、その他台風のときは倒木や構造物の飛散、そういった情報が市のほうに上がってきます。現在のところ対応といたしましては、通報内容によって、主に総務課、建設課、水路課でそれぞれ電話を受けているような状況です。そして、通報を受け、必要であれば現場確認などを行い、速やかに災害対策本部に報告し、対応策を決定するようにしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

先月、5月27日の有明新報に、大牟田市では本格的な出水期に備え、災害対策本部機能を強化するために、発災時に市民からの通報を受け付けるコールセンターを開設して対応に当たる。このコールセンターは災害対策本部が立ち上がったときに設置され、これまで市民からの通報や情報提供を直接災害対策本部で受け付けていたのを強化する。令和2年7月豪雨災害時には2日間で約500件の通報が災害対策本部に寄せられた。これは大牟田市の場合ですね。このときの電話回線は4回線。今回、市民からの情報提供や通報に迅速に対応するため、新たに設置されるコールセンターでは最大で10回線、市職員15人体制で対応するという報道がありました。

柳川市においてもこのようなコールセンターの設置の必要性はないでしょうか。

総務課長（武田真治君）

コールセンターを設置すれば、1か所で情報が集約できる利点は確かにあります。しかし、その情報を選別し、担当課に伝えなければなりませんので、災害時のように緊急を要するときは各担当で電話を受けたほうが迅速な対応ができる場合もあります。そのため、コールセンター設置も含め、こういった組織体制で情報を受けたほうが災害対策本部や各担当課、あるいは消防署、自衛隊などに速やかに情報が伝わるのか、迅速な災害対応ができるのか、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

担当課長が電話が殺到して本来の業務に支障を来している場合もあると聞いております。そういうことも含めて、コールセンター設置も今後検討していただきたいというふうに思います。

以上をもちまして防災体制づくりについて質問を終わります。

次に、順番を入れ替えまして、柳川市立小・中学校における働き方改革について質問いたします。

まずは県の教育委員会が今年、令和4年4月に配付した「教職員のみなさんへ」というリーフレットがあります。インターネットで引きましたら、こういうふうに「教職員のみなさんへ」という、インターネットのリーフレットの裏側はオレンジで、「ストップ不正打刻」という何か派手な色づきがありました。

その内容、主立ったものを取り上げますと、目標として、教職員の働き方改革取組指針により数値目標を設定しています。令和3年度から令和6年度までの4年間で、超過勤務を年360時間以内、月45時間以内とする。さらに、緊急の課題というのがありまして、令和4年度までに、つまり今年度中に月80時間超の超過勤務の解消に取り組むとあります。そして、裏側に派手なオレンジの色づきがありましたけれども、「ストップ不正打刻」と題して、勤務時間を形式的に減じるために、退勤打刻後に業務を行う。つまり、もう帰りますよというふうに退勤した時間を記録しておいて、その後、またこそっとじゃないですけども、仕事をするとようなことが行われたり、あるいは実態と異なる除外時間、つまり勤務時間から休憩時間、休息時間等を引いた、その時間を実態と異なって入力することは不正ですというような、最後に感嘆符がありますけれども、そういうリーフレットを県の教育委員会が配付したわけです。

恐らくそれに基づいて柳川市の教育委員会が5月に配付したリーフレットがあります。そのリーフレットを比較してみたんですけども、内容としては、最新情報として、市立小中学校管理規則を改正し、超過勤務の上限について定めています。1か月の超過勤務について月45時間以内、1年間の超過勤務について360時間以内という最新情報も載っていますけれども、裏側はなぜか真っ白で、あの県の教育委員会のリーフレットで派手な色づきで「ストップ不正打刻」というかなり危機感をあおった、そういう内容が柳川市の教育委員会が配付したリーフレットにはありませんでした。

そこで、お聞きします。

福岡県教育委員会が作成した「教職員のみなさんへ」は、いつ柳川市教育委員会に届いたのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

新谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

こちらのリーフレットでございますが、令和4年、今年度4月13日付で福岡県教育庁教育

総務部教職員課、本庁のほうからメールにより、県立学校の教職員向けに配付しましたということで、「教職員の超過勤務縮減に向けたリーフレットの配布について」という表題で、参考までに送付しますということで市教育委員会に送られてきております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

それでは、柳川市が作成した「教職員のみなさんへ」はいつ配付したのでしょうか。それと、配付について何か学校現場から問合せがなかったのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

柳川市が作成をいたしました「教職員のみなさんへ」のリーフレットにつきましては、令和4年5月11日付で、市教委からメールによりまして各小・中学校へ送信という形で配付をいたしております。

また、この件につきましては、中学校の先生から1件問合せがあったところでございます。以上です。

5 番（新谷信次郎君）

県の教育委員会からの通知があつて、柳川市の教育委員会が配付するまで1か月近くかかっているわけですね。それはなぜでしょうか。県の教育委員会からいろんな通知がたくさん来るとは思いますけれども、その通知が来て、各学校へ、あるいは学校長へ伝えるのに1か月も遅れることがよくあるのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

時間を要してしまいましたけれども、これに対する対応について、判断が早急じゃなかったというふうなこともあると思います。こちらのほうにつきましては、こちらのほうで柳川市としてはどう対応するかというふうなことを検討して、各学校に通知をしたというふうな状況でございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

柳川市の状況に応じて対応するために時間をかけられたということでした。

中学校からの問合せというのは、どういう問合せだったのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校の先生のほうからは、県教委からこのようなリーフレットの案内が来ていると思うがというふうなことでお尋ねをいただいたところでございます。そういったこともありまして、柳川市としてのリーフレットの在り方について検討をさせていただいた、そして、通知もさせていただいたというような状況がございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

福岡県の教育委員会のホームページにですね、働き方改革についてのこのリーフレットもホームページに載ったわけですね。それでも柳川市の教育委員会からは何らそれに基づいた通知が来ないので、それで現場のほうから問い合わせたという話を聞いております。ちょっとその点が、1か月も時間がかかるという点も含めて、非常に納得し難いところがあります。

それで、令和4年4月13日付の福岡県教育委員会教育長から各県立学校長宛ての通知には、勤務時間管理システムを適正に運用し、正確な記録の徹底を図るとともに、教職員の正確な打刻を意識づけ、持ち帰り残業を防止するために別添のとおりリーフレットを作成しました。先ほどお見せしたとおりです。所属にて出力の上、全職員に速やかに配付し、超過勤務縮減に努めるようにお願いしますとあります。

県の教育委員会が服務監督できるのは県立学校の教職員ですから、宛先はそうなりますけれども、普通、この文書の趣旨は、県下市町村立学校教職員にも同様に通知するという意味のはずです。全職員に速やかに配付しとあるのに、1か月も問合せがあるまで配付しないのは、県の教育委員会のこのリーフレットの趣旨を無視することにはならないでしょうか。それについてお答えください。

学校教育課長（古賀 洋君）

あくまで県教委のほうから市教委の実情に応じてというふうなことでございますので、こちらのほうで対応を検討し、通知をさせていただいたということでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

以上の答弁を踏まえた上で、次に、先ほど内容も紹介しました県の教育委員会が作成した「教職員のみなさんへ」の主眼は、やはり緊急の課題というふうに書いてあるんですからね、これが非常に大きな内容になると思います。緊急の課題として、令和4年度、今年度中までに月80時間超の超過勤務の解消に取り組む。そして、裏側の色がつけてあった「ストップ不正打刻」、勤務時間を形式的に減ずるために退勤打刻後に業務を行う、また戻って仕事を行うということ、あるいは実態と異なる除外時間を、休憩時間等を、つまり私も経験がありますけれども、昼休み時間、生徒指導とか保護者対応とか、いろんなトラブル等でほとんど昼休み時間が取れないような場合もあるわけです。しかし、そういう場合も45分勤務時間から除外しろというようなことがあってはいけない、これも不正になるんだというリーフレットの主眼が削除されているわけですね。

だから、これは県の教育委員会はかなりの危機感を持ってリーフレットを作成していると思いますけれども、そういう主眼が削除された理由について再度お聞きしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

今回、県教委から頂きましたこの通知、リーフレット案でございますが、県立学校長宛て

に通知した内容の参考という形で送付をされてきているということでございます。また、その中で、この添付されているリーフレットにつきましては、それぞれの市町村の教育委員会の状況に合わせ、適宜修正の上、御活用くださいというふうになっておりました。そこで、県教育委員会が作成しましたこのリーフレット、これを参考にして、本市の状況に合わせ作成をしたのが、今回、柳川市で各学校にお送りしたリーフレットという形になります。

内容についてでございますが、県教育委員会が作成しましたリーフレット、こちらについてはチラシというふうな位置づけかと思いますが、両面でかなり情報量が多い内容という形になっております。そのため、本市教育委員会では、こちらを柳川市の各学校に送るに当たりまして、もう少しポイントを絞って焦点化いたしまして、教職員が読みやすいという観点、そして、読んでいただいて、超過勤務の縮減の取組が徹底できるというふうな内容にしたという考え方でございます。

議員がおっしゃいます内容、緊急の課題でございますが、こちらについては、県教育委員会が令和3年3月に改定をいたしました県教委の教職員の働き方改革取組指針の内容でございました。あくまで県の内容でございましたので、市がそれをそのままというわけにいきませんので、この部分については外させていただきました。

また、不正打刻の取組につきましては、このチラシ、リーフレット以前にも各小・中学校長宛ての文書で、万が一にも管理職が不正打刻を命ずるような重大な不正があった場合には懲戒処分の対象となり得ると、こういったことについて指導をしているところでございます。また、今回のリーフレットにつきましても、不正打刻等に対します通報窓口については記載をいたしております。

このような理由によって、県教育委員会が作成したリーフレットそのままということではなく、柳川市の内容に合わせ配付をしたというふうな経過でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

柳川市が配付しました「教職員のみなさんへ」には、市内小中学校管理規則を改正し、超過勤務の上限について定めていますとあります。超過勤務の上限を超えることは管理規則違反とならないか。これはイエスかノーで端的に教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

それではまず、端的なお答えをさせていただきます。

当然、管理規則で定めているということですので、事実としてそれを超えるということであれば管理規則に反するという形になります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

管理規則に規定してある上限を超えれば、管理規則違反になるわけです。



次に、昨年度、超過勤務が100時間を超える、あるいは80時間を超える、あるいは45時間を超えた小・中ごとの教職員の人数について教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

令和3年度の状況でお答えをさせていただきます。

まず、小学校でございます。在校時間でございますが、月に100時間超という形で人数が13名、80時間を超えた人数が52名、45時間を超えた人数が156名でございます。中学校におきましては、これも月の在校時間でございますが、100時間を超えた人数が3名、80時間を超えた人数が12名、45時間を超えた人数が71名ということになっております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

ちょっと確認しますが、今のところ在校時間の時間数として言われましたけれども、これは超過勤務時間ということでの数字ですね。ちょっと確認です。

学校教育課長（古賀 洋君）

こちらはあくまで在校時間として把握している分でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

在校時間と超過勤務時間との違いというのはどういうことでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

ICカードを教職員のほうにお渡ししておりまして、出勤時に打刻、退勤時に打刻ということで指導をさせていただいております。あくまで出勤時間、退勤時間という形で管理をいたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

分かりました。

それでは、先ほど学校管理規則の中での上限時間、それを超えたケースはどうだったでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

上限時間を超えたケースというのが、先ほど数字でお示した分についてが主なケースかというふうに思います。

御質問の趣旨が、もしそのケースはどうなるのかというふうなことであれ……（発言する者あり）御質問の趣旨がいま一つ分からなかったんですけれども。（発言する者あり）

議長（藤丸正勝君）

新谷議員、質問の趣旨を。

5番（新谷信次郎君）

管理規則にある上限時間ですね、月45時間、年360時間の上限を超えた教員の人数、それをちょっと今確認したわけです。超えたらどういうふうにするかということは、それは聞いておりません。

学校教育課長（古賀 洋君）

超えた場合でございますけれども、管理規則については罰則規定等がございませんので、超えた本人、そして、所属長である学校長に対して処分がなされるとか、そういったことはございません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

それでは、先ほどの小学校、月の在校時間が100時間を超える人数が13名、80時間を超えた人数は52名、45時間を超えた人数は156名というのは、つまり管理規則の上限を超えた人数として確認していいわけですね。

学校教育課長（古賀 洋君）

あくまで在校時間として把握をしている部分でございます。ただ、これがもし勤務時間というふうなことになるれば、管理規則に反するという形になります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

それでは次に、不正打刻についてお聞きします。

さきの3月議会において、矢ヶ部広巳議員が一般質問の中で、学校での長時間労働の状態が生んだ犯罪行為を取り上げました。教育長は、本腰でこんなことが二度とないように勤務時間の適正化をしっかりと図ると答弁されました。

この問題について、もう少し質問します。

この犯罪が行われたのが2021年12月18日土曜日の午前5時40分、この場合、ICカードによる出勤の打刻がされていたでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お尋ねのケースでございますが、これにつきましては、当時、被害に遭った侵入された学校の職員ではない者が、前の職場なんですけれども、そちらの学校に侵入をしたということでございます。したがって、職場ではございませんので、当然のことながら打刻はございません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

警備会社には当日の開錠の記録があったでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

警備会社のほうでは、全てのセキュリティーシステムの解除、セットの記録が残っており

ます。当然こちらの記録も残っております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

その警備会社からの記録について、これは教育委員会及び学校長は確認していたわけでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

こちらについては、月初めに前月分が月報という形で学校、教育委員会のほうに提出をされております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

今の質問は、要するに警備会社には開錠、施錠の記録が自動的に記録されるわけですが、しかし、中には、教職員がICカードによる記録、これを正確に行わないために、教職員の勤務実態がその警備の記録とは食い違う、そういう実態があったのではないかと、それが先ほどの矢ヶ部議員からの3月の質問にもなっていたのではないかと思います。

そういうことで、柳川市立小・中学校における犯罪や超過勤務、これが100時間、80時間超えるという実態があるとするならば、県教委のリーフレットの内容にある令和4年度までに月80時間超の超過勤務に取り組む「ストップ不正打刻」というのは、そのまま配付したらよかったのではないのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

当然、不正打刻につきましてはあってはならないことでございますし、常日頃からこちらのほうについては学校、校長会等を通じて話をさせていただいておるところでございます。

本市の実態ということで申し上げますと、まずは打刻漏れというのがまだ非常に多い状況でございます。まずは自分で打刻をしっかりとってもらうところから呼びかけなければいけない状況もまだ続いているというふうなことでございます。こちらについては、また御意見をいただきましたので、改めて校長会等におきまして、きちんとした打刻を各教職員一人一人が自分たちのためにも行っていただくということで指導をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

県の教育委員会の通知に、それぞれの各市町村の実態に応じてこのリーフレットの内容を変えていいですよということだったですね。それで、学校教育課長も柳川市の実態に応じて作り替えたんだという答弁でした。そうすると、先ほど言いましたように、柳川市の学校管理規則の上限を超えている実態、あるいは犯罪につながるような、そういう実態があるならば、県教育委員会のリーフレットの通知よりもより厳しい、そういう内容にすべきではな

かったかというように思います。その点について、教育長いかがでしょうか。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

先ほどのリーフレットの件については、4月当初に送ってまいりまして、私も見ました。そこで課長等に申し上げたことは、これをみんなが見やすいような形にしてくださいと。そして、効果が上がるような形にするということで内容を絞らせていただいたところでございます。

今おっしゃられます、県のほうは月に80時間という中途の目標を設定しています。我々はやはり月目標45時間というのに到達したいということで、中途の目標は少し省いたところでございます。

不正打刻についても、今、課長が答弁で申し上げているとおりでございます。危機感を持って、この働き方改革には取り組んでいきたいというふうに思っております。総括的なこととなりますけれども、給食の公会計化、また、部活動の外部指導員の導入、また、会議のスリム化等を図りながら、緊張感を持って、この件については取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

県の教育委員会の通知やリーフレットを基にすると、給特法が改正されて、給特法にも月45時間、年360時間という上限が明記されたということで、これを超えたら法令違反ですよということをやはり教育委員会、そして、管理職が特に意識する。もちろん教職員もそうですけれども、そのことが一番強調されていたと思うんですね。ですから、課長のほうが打刻漏れ等があるような実態だというふうにおっしゃっていましたが、上限時間を超えるということは、まずは服務監督権者である教育委員会、校長の法令違反にならないようにという意識をしっかりと持ってもらうことが大事だろうと思います。勤務時間後も仕事をするとか、あるいは打刻漏れがあるという教職員一人一人の責任に転嫁することがなく、法令違反になったということですから、これは行き着けば、裁判で訴えられれば当然結果は目に見えているわけです。ですから、文部科学省や県の教育委員会についても、絶対に法令違反にならないように、そういうことだからこそ、まずは今年度、月80時間超の教職員を解消するという内容になっていると思います。そういう上限を超えれば法令違反になるという認識をしっかりと教育委員会及び管理職にまず持っていて、じゃ、それを守るためには、上限を超えないためにはどうしたらいいか、それは教育委員会、学校長がまず教職員に明確に示すべきではないかということをお願いして、この点についての質問を終わりたいと思います。

なお、申し訳ありません。学童保育についての質問もする予定でしたけれども、時間がありませんでしたので、その点は省略したいと思います。申し訳ありません。

以上で質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで13時15分まで休憩といたします。

午前11時44分 休憩

午後1時15分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、20番三小田一美議員の発言を許します。

20番（三小田一美君）（登壇）

皆様こんにちは。三小田でございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をいたします。

本市においても、新型コロナウイルス感染症は幾分か感染者の数は減少しつつあると言え、いまだに終息に至らず、市長が最も力を入れてある観光産業はまだまだ瀕死の状況であると言えます。一日も早い終息と日常生活、産業の回復を希望するところであります。

また、ロシアのウクライナへの侵攻は多くの戦死者や行方不明者、孤児や未亡人を生み、悲劇をもたらしています。地球上に至るところの戦禍は、21世紀を生きる私たちが一日も早く解決すべき課題でもあります。亡くなられた方の御冥福をお祈りし、残された家族の皆様が希望を持って生きられることを祈念するばかりであります。

思い起こされませんが、やはりいろいろなことがありましたが、1市2町の合併後、購入費と売却費の間に、ちょっともやもやが残りますが、解決したピアス化粧品工場跡地の問題、いまだに実現をしていない柳川市の柳川城の再現及び大河ドラマの誘致の件であります。城の復元については、合併後すぐに一般質問で柳川の観光の目玉として復元を呼びかけました。本当は今回一般質問でお尋ねをしようかと思っておりましたが、所管の委員会でございますので、委員会のほうでお尋ねしたいと思います。執行部の方、よろしくお願いをしたいと思っております。（「質問してよかやん」と呼ぶ者あり）何ですか。（「質問してよかやん」と呼ぶ者あり）

議長（藤丸正勝君）

ちょっと三小田議員、矢ヶ部議員も、一般質問中でありますので、私語はやめといてください。

20番（三小田一美君）

また、NHKの大河ドラマの誘致に成功し、城の復元のきっかけになればと願っていましたが、NHKのドラマ制作はシナリオがすれば、早くても3年ないし4年後と思います。ぜひ現市長の悲願でもありますドラマの誘致が成功することを願っています。

それでは、通告をしています一般質問に入りますが、分かりやすいように自席より一問一答で行いたいと思いますので、演壇での質問はこれで終了いたします。

あとの質問は議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

20番（三小田一美君）続

それでは、現在、教育委員会によって随時で進められていますが、小・中学校の再編の問題についてお尋ねしたいと思います。

私自身は今回の統廃合については賛成の立場、むしろ遅きに失したと思っていますが、今回の再編の不安を感じる点をお尋ねしたいと思います。

初めに、市町村合併後の答申には時期尚早と見送られ、児童・生徒の数が少ない小規模のほうで先生方の負担も軽く、きめ細かい指導によって児童・生徒の学力も伸びるとされていましたが、10年前の国が実施した学力調査と昨年の学力調査で大きな伸びは確認できていますでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

それと、今回、再編を進めることになると、先生方の負担も軽く、きめ細かい指導ができるとされた利点が大きく変わるとは思いますが、そこに対する対策はどのようになされるのでしょうか。

以上、学力の調査と対策をお答えしていただきたいと思います。

教育長（沖 毅君）

三小田議員の御質問にお答えしたいと思います。

学力の件と対策という点ですけど、まず、学力の点ですけれども、全国学力調査については10年前との比較のお尋ねですが、10年前、平成24年度と昨年度の国の平均を100とした結果だけで申し上げますと、小学校においては平成24年度103に対して、令和3年度は106.9、中学校では同様に96.1から99.2となっております。いずれも、僅かでございますが、3ポイントほど上昇しております。

数字上は上昇しておりますが、統計の母集団となる試験を受けている児童・生徒が年ごとに異なりますので、この結果の推移をもって学力がついたかどうかをはかることはやや難しいというふうに考えています。

対策のほうですけれども、今のまま小規模校のほうできめ細かな指導ができるとされていることについてですが、確かに10人程度の学級は教師の目が行き届きやすいといったいい点もあるというふうに思います。しかし、少人数でも児童・生徒は多種多様であり、若年の教職員が増えている中で、少人数であっても、小学校の場合ですけれども、一人で学年全部を担当することに負担を感じている教職員も増えているところでございます。再編を通して、1学年の学級数が複数、2学級、3学級になりますと、職員間で同学年の先生方が協力してチームで子供たちを見ることができ、そういう対応に当たることができるというふうに考えています。また、職員集団も増えることによって、仕事、校務分掌も組織的に協力し合

いが生まれてくるというふうに思っているところでございます。

今回の学校再編を契機として、柳川市教育委員会ではこうした教職員体制の整った学校づくりを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、次に入りたいと思いますが、現在、小学校を単位として活動されている社会教育団体、例えば、小学校のPTA、子供会、婦人会、校区公民館、地域団体などの活動の拠点として小学校の体育館や運動場が利用をされています。

そこで、社会教育団体や地域活動団体の学習活動は校区コミュニティセンターが利用をされていますが、運動や多くの皆さんが集まって集会などを今までどおりに再編後に廃止された小学校を活用することができるかとお尋ねしたいと思いますが、いかがなものでございましょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在、社会教育団体や地域団体などは小学校の体育館や運動場を活動拠点として利用し、様々な事業を実施されております。

さて、市は現在、学校再編の大枠についてのみ説明会を開催している状況であり、跡地利用についてなどの具体的な協議はなされておられません。しかしながら、現在利用されている団体の活動については継続して行っていただけるよう何らかの配慮を行う必要はあると考えます。

したがって、当面は廃止された小学校施設の利用についても検討してまいりますが、施設の状態によっては、安全な管理運営ができないなどの理由により利用できない場合もあると思います。その場合は再度協議し、代替案を検討してまいります。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

もしも活用ができる場合には、使用願などはどこに提出すればよいのでしょうか、それをお尋ねしたい。

また、利用時の管理責任はどこにあるんでございましょうか、それもお尋ねしたいと思います。

2点、よろしく申し上げます。

生涯学習課長（新開文隆君）

現状を申し上げますと、小学校の施設を利用しようとする場合は、一度小学校に赴き、空

き状況を確認後、申請書に利用券を添付して申請する流れになっております。しかしながら、再編後、廃止となった小学校施設の使用願などに関しても、現時点においては具体的に検討はなされておりません。ですが、こちらにつきましても、先ほどの答弁同様、配慮を行う必要があると思いますので、使用方法については今後検討してまいります。

また、利用時の管理責任についてでございますが、例えば、小学校の跡地を防災施設として利用する場合は防災担当課が、スポーツ施設として利用する場合は生涯学習課が担当するなど、管理を行う所管課が決定すれば、その所管課が責任を担うと考えております。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、保護者を中心に説明が進められていますが、学校再編の過程の中で、旧大和町の区域においては、小学校は一旦現在の中島小学校に再編をし、現在の大和中学校が改修できた後に再移転するとの計画ですが、このような手順は旧柳川市、旧三橋町についても同様にされるということでしょうか、そこを教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

三小田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

旧大和町地区の小学校におきましては、既に複式学級に該当する学年を持つ学校がございます。したがって、早急に対応すべきと考え、一番最初に取り組むような計画となっております。その上で、統合後に使用する校舎を大和中学校というふうな案にいたしておりますことから、この大和中と三橋中、統合案で再編統合が行われるまでの間、中島小学校の校舎を言わば仮校舎という形で移転をするようなものでございます。

このように再編後に移転という計画になっているのは、大和町地区の小学校だけでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、答弁によれば旧大和町だけのようでございますが、旧小学校に改修して、新しい中学校を先に整備をして、中学校の再編が終わった後に旧大和中学校を改修し、小学校の移転を行う手順のようですが、そうなれば、新しい中学校が整備された学校、うわさでは豊原小学校とお聞きしていますが、その学校は、整備期間中はもちろん、その後も廃校されないの、体育館や運動場は使用できない状況になります。中学校の施設に使用すればとの考えがあるかと思いますが、時期によっては休日にも中学生徒は使用しますので、使用に対する自由度が極めて低くなります。

これは大事なことでございますので、その代替施設はコミュニティセンターの近くに新た



な体育館や運動場を整備していただくのか、それとも、廃止された他校の施設を利用することになるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

教育部長（袖崎朋洋君）

豊原校区では社会教育団体でありますとか地域団体が豊原小学校を御利用され、豊原夏祭りなどの様々な事業をされていることは承知しております。

議員がおっしゃいますように、今回の学校再編計画案では、大和中学校と三橋中学校の統合中学校を現在の豊原小学校に置く計画でございます。計画案が議会をはじめ、市民の皆様に了承され、成案となり、順調に再編が進めば、令和9年度の統合中学校の開校に向け、令和6年度から令和8年度にかけ、豊原小学校の敷地内で統合中学校の建設工事を行う予定でございます。したがって、工事を行います3年間は地域活動を豊原小学校の場所でできなくなります。市教育委員会といたしましては、地域活動に支障を来さないよう、できる限りの支援をしていかなければならないと考えておるところでございます。

なお、代替案として新たな施設の整備ということでございますけれども、令和2年6月に策定されました柳川市公共建築物個別施設計画で新規の施設整備は原則行わないとされております。したがって、コミュニティセンターの近くに体育館や運動場を整備する考えは持ち合わせておりません。既存の社会体育施設や整備後の統合中学校の施設の利用をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

あとの質問は、また次の機会にお願いしたいと思います。

それでは、次に入りたいと思いますが、旧大和中学校と旧三橋の中学校の再編について、廃止される小学校の改修では、体育館の建て替え、運動場の拡幅、管理棟の特別教室、普通の教室の増改築といった工事が必要となり、用地の買収、工事の期間中は、改良工事が進められてきている国道208号への工事関係車両の集中による渋滞など、いろいろ障壁が考えられます。

また、今回の再編は通学区域がかなり偏る地区も生じるようですが、統廃合ではなく、再編と言われていることからすれば、当然、通学の区域も再編し、新柳川市とゼロから再構築されるという考えでよろしゅうございますでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

通学区域の件でお尋ねでございます。

今回の再編案では、現在の校区を組み合わせることで新しい学校の校区とするように案をつくっているところでございます。特に、小学校の校区につきましては、公民館活動等のコミュニティ活動や自治活動の単位となっていることから、これを分割せずに組み合わせ、中学校についても小学校区の組合せ、こういうふうになるように案をつくっております。通学

区域もそれに沿って、これまでの通学区域を組み合わせた形となっております。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

分かりました。

次に入りたいと思います。

小学校では2キロメートル、中学校では4キロメートルが適当となっております通学の距離ですが、この範囲を超える地区はどの程度生じますか。小学校、中学校ごとをお願いをしたいと思います。

また、範囲を超えた地区の児童・生徒の通学手段としてはどのような方法で考えてありますか。スクールバスの路線によって、かなり時間が必要となる地区も生じてくると思われるので、いかがでございましょうか。

3点ほどよろしくをお願いをしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

まず、通学の距離でございますが、どの程度という部分についてははっきりとした回答が難しいところではございますが、まず、一番最初に取り組む小学校であります大和町地区について例で申し上げたいと思います。

小学校では、仮に移転をいたします中島小学校から2キロの直線で見ただけの場合、中島小学校、六合小学校、大和小学校、皿垣小学校、こちらの学校の校区の半分以上は2キロ以内というふうな形になります。豊原小学校と有明小学校は一部を除いて2キロ以上という形になります。また、現在の中島小学校の校区の南のほうですね、南部のほうも2キロ以上になる区域がございます。

中学校を豊原小学校に開校した場合でございますが、この場合は現在の有明小学校区が校区の大半において4キロを超える校区という形になります。また、校区の約半分強が超えてしまうのが、三橋町地区になりますが、中山小学校の校区、そのほかに校区の一部が4キロを超えるという小学校区が中島小の校区、皿垣小の校区、矢ヶ部小の校区、二ッ河小学校の校区という形になります。

通学手段の確保につきましては、小学校ではおおむね2キロを超える場所についてスクールバスを導入するというのを考えております。この運行に当たりましては、家庭を個別に回るのではなく、停留所方式とすることで、運行時間が長くないようにというふうに考えておるところでございます。この詳細につきましては、新しくできる、新設される小学校ごとに設置される学校再編協議会で詳細について協議をして決定をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

次に入りたいと思いますが、難病の罹患者の実態と医療費の助成の現状についてお尋ねしたいと思います。

現在、腎臓障がいによる人工透析患者が増加していると報道がありますが、柳川市における5年間の人工透析患者数の推移についてお尋ねをしたいと思います。

福祉課長（内田 猛君）

議員お尋ねの人工透析患者の全体数につきましては把握が難しく、18歳以上の身体に障がいのある方に日常生活能力等の回復、改善をすることを目的として行われます医療、更生医療制度にあります人工透析支給認定者数5か年の状況でお答えいたします。

本市における更生医療制度の人工透析支給認定の状況によりますと、平成29年度が221人、平成30年度が198人、令和元年度が205人、2年度が217人、3年度が212人となっています。5年前に比べますと、人数で9人の減、約4%の減となっております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、人工透析の患者さんは身体障がい者に該当するとお聞きしていますが、平均的な治療費は国などの助成金を含めてどの程度でございましょうか、それを教えていただきたいと思います。

また、国などの助成金額、もろもろの支援策にはどのようなものがありますでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

福祉課長（内田 猛君）

人工透析に係る月額の治療費は個々のケースで違いますが、総額でおおよそ400千円程度かかるようです。

次に、透析患者に対する各種支援策についてですが、まず、高額となる医療費の支援として、特定疾病療養受療制度、更生医療制度、重度障がい者医療費助成制度の3つ制度がございます。それぞれ自己負担額に上限が定められており、患者の負担軽減につながっています。月額の自己負担上限額は特定疾病療養受療制度が10千円もしくは20千円、更生医療制度では最大20千円まで、重度障がい者医療費助成制度が通院の場合で1医療機関ごとに65歳未満は500円、65歳以上は無料となっております。ただし、重度障がい者医療費助成制度は所得制限により対象とならない場合がございます。

そのほか、人工透析を受けられている方で身体障害者手帳を取得することで、ヘルパーなど日常生活を支援するサービスや、所得税、住民税の障がい者控除の適用、自動車税の減免、有料道路料金や公共交通料金の割引などが受けられます。

高速道路などの有料道路につきましては、自ら運転する場合はもちろんですが、同乗の場

合でも重度の障がいの場合、事前に登録された自動車1台に対して料金が最大50%以下の範囲内で割引になります。

また、公共交通機関の障がい者割引についてですが、JRの場合、障がい者本人単独での利用の場合、片道101キロメートル以上の利用に限り、普通乗車券の利用料金が半額となります。介護者同行の場合、障がい者が重度の障がいなら本人及び介護者の普通乗車券、回数乗車券、普通急行券などが半額となります。西鉄電車につきましても、重度障がいを持つ方及び介護者は半額、重度障がい以外の方は本人のみ半額で、介護者の割引はないようでございます。重度の障がいであるか否かの判断は、お持ちの身体障害者手帳に1種、2種の記載がございます。1種が重度障がい、2種が重度以外の障がいとなっております。

そのほか、バスやタクシー、飛行機、船舶などについても割引があるようです。割引につきましては、事業者ごとで取決めがあるようですので、利用される場合は事前に確認を取られるようお願いいたします。

人工透析を受けている方には、条件に適合すれば、福祉タクシーチケットや福岡県腎臓疾患患者福祉給付金による夜間透析に係る通院費用の一部助成、NHK受信料の免除や障がい基礎年金などの請求も考えられます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それで、一度人工透析を受けるようになれば、一生受けなければ生活に支障が出る病気で、本人はもとより、家族の支援も大変となります。そこで、早い段階に病気を察知する検査もあるようですので、市独自の健診の中に組み込むことはできないでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。また、費用の面からも大幅な軽減につながると思います。いかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われますように、早期治療に取り組むためにも、病気を早期に発見することが大切でございます。本市におきましては、国民健康保険被保険者を対象に特定健診を実施しておりますが、この健診の中で市独自の検査項目として、腎臓の機能低下の程度を把握するためにクレアチニンという検査項目を事業開始当初の平成20年度から実施しております。

この特定健診の結果により、生活習慣病の重症化を予防するため、保健師や管理栄養士が家庭訪問をし、日常生活において適正な塩分、たんぱく質の摂取や適度な運動を心がけるとともに、肥満、高血圧、脱水などの憎悪因子を避けるようにすることなどの保健指導を行い、腎機能の維持、人工透析の回避に努めているところでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

頑張ってくださいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次に入りたいと思いますが、死亡率の上位にランクされていますがんでありますが、柳川市における10年間の推移についてお尋ねしたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

がん患者数については把握することができませんので、柳川市国民健康保険の全医療費に占めるがん医療費の割合をお答えしたいと思います。

柳川市国民健康保険データベースシステムから求めますと、国民健康保険の全医療費に占めるがん医療費の割合は、過去5年間で平成29年度12.8%、平成30年度14.3%、令和元年度15.2%、令和2年度16.1%、令和3年度16.0%となっており、年々増加しております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それで、患者さんの平均的な治療費は種類や進行度によってなかなか難しいと思いますが、資料があればお願いをしたいと思います。

また、国などの支援策が、例えば、障がい者への認定や治療費の助成制度があれば教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

がん患者の総医療費につきましては、先ほど議員が言われますように、一人一人その病状が異なっておりますので、月額幾らぐらいになりますというお答えができません。

ちなみに、国民健康保険被保険者のある月のがん医療費を確認したところ、数百円の人から二百数十万円の人がいらっしゃるなど、治療の内容により大きな差があります。

次に、自己負担額につきまして、医療費が高額である場合、当然、支払いの心配をされる人が多いと推察いたしますが、残念ながら健康保険においてはがんに特化した支援策はありません。御存じのとおり、健康保険制度では、保険の利く治療であれば年齢や所得に応じて総医療費の1割から3割の一部負担金の支払いで済みます。さらに、高額療養費支給制度により世帯ごと、または個人ごとの自己負担限度額を超えた医療費は申請により支給されます。しかし、一時的に高額療養費を立て替えておく必要があり、支給までに一定の時間を要することから、支払いの負担感を緩和するためには限度額適用認定証の利用をお勧めしたいと思います。

がん治療のように高額な治療を行うことが当初より分かっている場合、この限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、高額な一部負担金を支払う必要はありません。医療機関の窓口で自己負担限度額だけ支払えば、残りの医療費は保険者から医療機関へ支払うことになります。

なお、マイナンバーカードを保険証として利用する登録をした人が対応する医療機関で受

診する場合は、限度額適用認定証を持たずとも限度額までの支払いで済みますので、こちらもお勧めいたします。

このように、限度額適用認定証制度やマイナンバー制度を利用していただくことが世帯の生活の安定に寄与するものと思料しております。

また、がん患者への身体障害者手帳の交付、障がい者認定については、がんを患われたということだけでは障がい者に該当しません。がんを患い、身体の機能に障がいが生じ、日常生活に制限を受ける状態にならなければ身体障がい者に該当しないのが現状でございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、人工透析の方とがん患者とでは各種の支援策に大きな差があるように思いますが、住みよいまち、暮らしやすいまちづくりの視点から、市独自で患者を抱える世帯への支援について、市長、お考えがあれば求めたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

市長が答弁をいたします前に、私が本市のがん患者への具体的な支援策について申し上げます。

本市におきましては、がん患者やがん経験者の方に対し、治療に伴う心理的負担の軽減や療養の質の向上を目的として、アピアランスケア推進事業を行う予定としており、今議会に医療用ウィッグや補整具等の購入に要する費用について助成を行うための補正予算をお願いしております。また、既に実施している事業としては、介護保険サービスを受けることができない14歳未満の若い世代の末期がん患者の自宅療養生活を支援するため、療養時に要する福祉サービス費用について1人当たり月額54千円の助成を行うものがあり、本年度もこの費用について当初予算で措置を行っております。

市長（金子健次君）

私のほうに三小田議員から求めてありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

がんの宣告を医師から受けると、誰しも心に大きな衝撃を受けると拝察いたします。しかし、今日、がんは2人に1人がかかる病気と言われております。治りにくい難治性のがんもあれば、完治可能ながんもあります。治癒度、治療費にも差が生じてくることは議員御承知のとおりでございます。

一方、透析の患者につきましては、その治療を中止することは命に関わる可能性が非常に高いと言わざるを得ません。したがって、人工透析患者に対し、法の定めにより支援があるものと認識しております。

議員が言われる趣旨については私も十分共感をいたしておりますし、先ほど担当課長が説

明したとおり、本市でもがん患者への支援を進めておりますが、今後も国や県等の動向を見極めながら、さらなる支援策についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

またよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 4 分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。13番高田千壽輝です。議長のお許しを得ましたので、一般質問を始めたいと思います。

国民の皆さんがコロナ禍の中で苦しく不便な生活を送っている中で、給付金詐欺グループが摘発されています。これは貴重な税金であります。また、グループの一員に国税局職員が入っていたことに私は大変驚いております。こんな国税局に皆さん税金を納めたいですか。私は少なくとも払いたくはありません。もう少し国はしっかりこのことを反省していただきたいと思っております。

また、ウクライナ紛争が始まり、物の値段はどんどん上がっております。現に私の家庭ではエンゲル係数はうなぎ登りになっておりますが、皆さんの家庭はどうでしょうか。また、物価が上がって給料が上がれば問題はありませんが、実際は給料も上がらず、また、年金は下がり、年金で生活している方たちは大変だと思えます。これからの季節、熱中症に注意しなければなりません。電気料金は燃料代の高騰と円安の影響で高くなっています。安心して空調が使えるように、国は何らかの施策をしてほしいものです。

また一方、たまに私も高速道路を利用します。その際、国道443号バイパスを通りますけど、矢部川の橋を挟んで、みやま市側はどんどん造成が始まり、建物もどんどん建っておりますが、一方、我が市、柳川市のほうは全然開発が進んでおりません。不思議でなりません。このことについては、また別の機会にお聞きしたいと思っております。

今回の質問は、小・中学校の再編時における学童保育の方向性と、今年4月から成人年齢が18歳になった影響をお聞きします。

質問は自席にて一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

13番（高田千壽輝君）続

早速質問に入りますけど、学童保育の問題は私も常々委員会で言っておりますが、これは学校教育課と子育て支援課が一体となって連携して問題を解決していく必要があると思います。

初めに、学校教育課に質問いたします。

予定では令和6年に大和町の小学校6校が中島小学校を利用することになっておりますが、今の中島小学校の校舎で一番クラス数が多いときは、支援クラスを含め21クラスあったと思います。この6年度の再編時に予定してあるクラス数は何クラスになりますか、お答えください。

学校教育課長（古賀 洋君）

高田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在開催をしております再編計画案の説明会でお示ししております資料の推計でお答えを差し上げます。

普通学級で20クラスの予定でございます。ただ、そのほかに、これはあくまで推計というか、予測の域になりますが、特別支援学級が恐らく4クラス程度必要になると考えられます。合わせますと24教室が必要になる、このように見込んでおります。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

24教室の必要性があると言います。

今現在、学童保育とアンビシャス広場というものがあって、これに一般教室を3教室提供していただいている状況でありますので、再編時にこの教室は使えるのか、それとも、使えなくて一般教室にそれを利用されるのかをお聞きいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、中島小学校につきましては、6学年で普通クラスが6クラス、特別支援学級で2クラスでございます。今後、計画案が決定となって、大和町地区の再編に向けて取り組んだ場合、先ほどもお答えしましたとおり、通常学級と特別支援学級を合わせまして24教室が必要になる見込みでございます。現状では教室数が不足をいたしておりますので、教室として利用が可能な多目的室、歴史資料室、そして、それに加えて、現在アンビシャスや学童保育が利用しております教室などを改修、転用した上で、全て学級の教室として利用するということを考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、学童保育等につきましては、今の校舎内に部屋を確保するというのは非常に難しい状況でございますが、学校敷地内への設置が必要であるというふうには考えておるところでございます。したがって、現在の学校の敷地内で学童保育所が



開設できるように、子育て支援課と協議をしてみたいと。当然、再編統合されるわけですので、今、学童保育が2教室使っておりますけれども、それ以上の教室が必要になることも見込まれるところでございます。必要な部屋を学校の敷地内に確保する方向で子育て支援課と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

ということは、余裕教室はないということですよ、結論から言ったら。なら、今の施設では学童保育に転用するような場所はないということで認識してよろしいでしょうか。（発言する者あり）よかっちゃう。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

では、子育て支援課のほうに質問をさせていただきますけど、正直言って2年切っているんですよ。だから、検討しますじゃなくて、具体的な例を出さなきゃいけない時期なんです。だから、具体的に答弁していただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

再編時に、まず、今現在6校ある学童保育をどうされるのか、1つにまとめられるのか、それとも、幾つか分散されるのかといういろんな方法があると思いますけど、市としてはどう思っているんですか、お答えください。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

現在実施されております小・中学校の再編計画案の説明会において学童保育に関する御質問をいただいていることに関しましては、教育委員会とも情報を共有いたしております。

学童保育は、保護者が仕事などで昼間家にいない小学生の児童を放課後や夏休みなどに預かる施設でございます。子供たちは学校での一日が終わり、解放感にあふれ、放課後を過ごします。そんな子供たちが学童保育は自分の居場所であると実感しながら過ごしてもらいたいと思っております。そのためには、子供が安全で安心して過ごせることが重要だと考えております。したがって、学童保育所の設置場所については、児童の安全確保を最優先とし、また、放課後、学校から学童保育所への移動により子供たちの放課後の貴重な時間が削られないよう配慮したいと考えております。

こうしたことから、学校再編後の学童保育所は小学校再編に合わせて、再編後の小学校敷地内に設置したいと考えております。大和地区を例にしますと、計画では、先ほどおっしゃいましたとおり、現在の6つの小学校は現在の中島小学校に統合されます。よって、学童保育所も再編後は現在の中島小学校の学校敷地内に設置することを最優先に考えております。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

ということは、今現在の6つを1つに集約するという理解でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、現在6校の学童保育の利用者数を教えてください。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

令和4年度の大和地区6校の学童保育の利用者数を申し上げますと、皿垣小学校で10人、有明小学校で12人、中島小学校で26人、六合小学校で25人、大和小学校で33人、豊原小学校で40人、合計146人となっております。大和地区の全児童が628人ですので、全児童の約23%が学童保育を利用していることとなります。

また、学年別で見ますと、1年生が44人、2年生が41人、3年生が37人、4年生が15人、5年生が9人、6年生はゼロ人となっております。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

総計が146人ですね。なら、多分2年後もそれぐらいの人数が予想されると思いますが、学童保育は法律で1人当たりの面積が決まっていますよね。なら、今現在146人が利用するのはどれだけの広さの施設が必要ですか、それをお答えください。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

現在、学童保育として利用している中島小学校の教室を例に取ってみますと、1クラス当たり35人程度の児童が利用できることとなります。令和4年度の大和地区の学童保育を利用している児童数が146人ですので、再編後の大和地区の小学校で5クラスということになり、普通教室を利用した場合、将来的には4つから5つの教室が必要になってくると考えられます。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

5クラスですね。今の中島小学校の敷地内に5クラスのスペースをつくる余裕があるのか。また、ずっと中島小学校を使えたらいいですよ。でも、何年後にはまた大和中学校に移設するんですね。なら、その造った施設の費用対効果とかを考えれば、何か無駄な無駄と言っちゃいけませんけど、必要なもんだから造らないといけませんけど、何かもったいないような気がするんですね。現施設が使えたら一番いいんですけど、費用もそんなにかからない。柳川市が潤沢に資金があればいいんですけどね。

5クラスとなると、支援員も1クラスに最低2名が必要ということは、常時10名の支援員も必要だということで、かなり支援員さんたちも本当にできるのかという疑問の声もあって、今勤めてある支援員さんたちが全員残ってくればいいですけど、中には再編時には私は辞めるといような方もいらっしゃるみたいで、すぐにこれは待たないんですよ。支援員が集まりませんけん学童保育はしませんじゃできないわけです。だから、ちゃんとその

前にいろんな話合いをして、子供たちが安心して通える学童保育をしなきゃいけないけど、現実的にどうですか、中島小学校の敷地内に5クラス分の施設が造れますか。その辺はどうですか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

学童保育の整備方針の基本的な考え方といたしましては、確かに余裕教室の活用を第一に考えております。しかし、余裕教室のない場合は、教育委員会と協議していくことが前提となりますけれども、学童保育専用施設の建設も検討し、児童の安全、運動場の活用などを考慮して、できる限り学校敷地内に設置したいとは考えております。

学童保育を利用している子供たちにとって貴重な放課後の時間を有意義に過ごしてもらうためにも、学校敷地内の設置を最優先に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

私は現場を見て、言っているんですよ。課長、中島小学校を見に行かれたですか、敷地は。だったら、どこの場所に建てますか。具体的な例を教えてくださいよ、新しい施設を造るんだったら。どこら辺に建てるか分かるでしょうもん。見に行かれたら、そういう計画もなければ駄目ですよ、今は。どうですか、その辺は。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

今後、教育委員会とも十分協議をして検討していきたいと思えます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私はそのスペースがないんじゃないかと言っているんですよ。それは分かりますよ、一番子供たちが安心して通うのは敷地内が一番いいですよ。でも、現にそのスペースが今の中島小学校にないから、私は大丈夫ですかち聞いているんですよ。今から学校教育課と検討してしますと云うたっちゃ敷地が広がるわけないでしょうが。課長、どう思いますか。もう一回、再度お聞きしますけど、無理だったら無理と言わなきゃ仕方ないでしょうもん、今のスペースに建てる余裕がありませんなら、ありませんち。なら、再度、学校教育課に、そういうスペースがありますか、課長。

学校教育課長（古賀 洋君）

スペースの問題等々に併せてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、確かに中島小学校の校地、すごく狭いというふうな御意見は重々分かるところでございます。ただ、学童保育も設置をしないとはいけません。したがって、場所等々についてはいろんな想定をいたしておりますが、場合によっては遊具の撤去、藤棚等の撤去、体育館等々の渡り廊下の部分とか、そういったところも含めて、場合によっては

2階建てのプレハブとか、こういったものもやむなしというところで、確保することを最大限というふうなことで十分協議をしながら、学校の敷地内に確保することを大前提に協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そういう施設で、私、ちょっとそこで苦言を申し上げますけど、藤棚とか、いろいろ校舎の前にちょっとした樹木を植えているのを造っていますけど、あれは中島校区の住民さんが寄付で、開校何年か記念とか、そういうことで造っている施設なんですよ。だから、そういうのは勝手にそれを撤去してそこに施設を造りましたじゃなくて、そういう場合は必ず地元の方たちに、まず、こういう計画をしたいんですけどよろしいですか許可をもらうことが必要だと思うんですよ。過去に中山小学校の改築したときも、100年樹齢とか、そういうのを勝手に伐採して、後で問題になったことがあったでしょう。そういうことにならないようお願いしたいと思います。

どういう建て方をするかは、中島小学校をずっと永久的に使えるなら恒久的な施設でもいいですけど、予定では6年ぐらいですかね、しか使わない可能性があるんですよ。だから、施設をどうするか、ちょっとそこら辺はもう少し検討 もう検討して結論を出さなきゃいけない時期になっていると思うんですよ。今から検討しますじゃ再編時に間に合わないですよ。

これは現場の声をお聞きしていますけど、再編時の、今、各地区では説明会が終わり、また、パブリックコメントを終えて、皆さんのあれができれば、設立委員会を学校はつくるということでありましたけど、私はこれも学童保育もそういう準備委員会を並行して立ち上げて、聞いたら、6校で運営の仕方がいろいろ違うと。1つになるためには、その運営方法を統一しなきゃいけません。父兄にもちゃんとその辺は、いや、前んときはこげんしよったばってん、何で今度はでけんとかんとか言われたら支援員さんたちは困りますから、ちゃんとした一本筋を通したルールをつくっていく必要があると思うんですよ。だから、本当に各6校から代表とかを集めて、準備委員会か、また、学童保育の運営委員会とかをつくらなきゃいけないと思うんですけど、その辺に関してはどう思いますか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

小・中学校の再編計画案の説明会において学童保育に関する御質問をいただいておりますように、特に、令和6年度に再編を迎える大和町地区において学童保育を利用されている保護者の方々におかれましては、今後の学童保育所がどのように運営されていくのか、御心配されていらっしゃると思うしております。

再編後の大和地区の小学校は1校となり、令和6年度の開校となっております。仮にその

再編後の1校に学童保育所を設置するとなりますと、新体制での運営委員会の設立も必要となっており、議員がおっしゃいますとおり、まずは大和地区の6校の運営委員会の会長さん方と話し合う場を早急に設けまして、再編後の運営委員会について今後協議をしていきたいと考えております。

学童保育を利用されている児童や保護者の方、また、これから学童保育を利用される予定である方も含めまして、子供が安全で安心して過ごせる場所が提供できるよう速やかに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

今、会長さんを中心にと言われましたけど、ぜひ施設の支援員の代表も入れてくださいよ。実際動かしているのは支援員さんたちですからね、会長さんじゃなくて。会長さんはあくまでも代表で責任者でありますけど、実際現場で動いているのは支援員さんたちですからね、支援員さんたちの意見をしっかり聞いていただく必要がありますので、必ず支援員を入れてください。後で私たちは全然聞いていなかったというようなことにならないようお願いいたします。

また、現状は、私もちょっと聞いておりますけど、支援員不足。これは今、大和町のことにに関してだけ言っていますけど、各学童保育も支援員不足はかなりあるみたいですけど、その辺に対して市は支援員の不足をどう把握してありますか。これは質問通告でしていなかったですけども、支援員のほうから聞いてくださいという話もあったけん、お答えができたらお願いします。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

確かに学童保育の支援員不足については私も把握をしております。現状、実際、勤務体制とかが非常に厳しい方もいらっしゃると思いますので、実態を把握して、今後、支援員の確保に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

勤務体制が厳しいんじゃないんですよ。支援員がいないんですよ、現に。だから、よその施設から手伝いに行っているところがあるでしょう。そういうのは把握してありますか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

その件についてはお聞きしております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

だから、私も過去にも支援員の処遇改善をしなければ支援員が確保できませんとか何回も質問してきておりました、そのたびに少しずつは改善してありましたけど、やっぱりもっと改善する必要があると思うんですよ。学童保育がなければ皆さん安心して仕事ができないと、この140名の父兄の方たちは口々に言ってありますので、方向性を早急につくって、支援員もしっかり確保する。何か聞くと、全部投げ渡してみたいな感じですよ。支援員も各運営委員会で見つけてきてください、市はノータッチみたいな感じで。本当に苦労してみんな探して探してあるんですよ。もう少し協力をしてくれという現場の人たちの意見があります。課長も今年になって、まだその辺は大変でしょうけどですね。

最後、市長にお伺いしますけど、そういう現場の声を聞いて、市も不足分を補うようなことをしていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

高田議員の質問、また、課長とのやり取りを聞いていますと同時に、あわせて、私も市長になる前は福祉事務所の所長をしておりましたし、全部の小学校区に学童保育所を付設することが私の役割だなと思って、そういうことを進めてきました。そういうことで、今日の学校の統廃合によって形態が変わってくるし、また、スタッフの労働条件等も変わってきますので、高田議員の心配、懸念される分についても、いろんな形で鋭意検討しながら、スムーズに移行できるような形を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そうじゃなくて、私は支援員不足をどう解消するかなんですけどね、実際勤務体制がかなり厳しいと言われるよりも、不足している今の学童保育もありますからね。

市長（金子健次君）

給料面、また、スタッフ数の分を含めて、いろんな形で、どういう形で それは恐らく高田議員は現場の支援員の声を聞いたところで発言をされておると思いますので、十分そこから辺を踏まえて、支援員が働きやすいような形を取っていかなければならないというふうに思いますので、十分意見を聴取するように申し上げたいと思います。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

これは1つの例ですけど、過去に保育士の資格を持って、今退職されて家庭にいらっしゃる方とか、そういう情報が市で分かれば、各地区の運営委員会にこういう人材がいらっしゃいますよという情報を流していただいて、それを聞いて、各運営委員会がその方に交渉に行くとか、そういう方法が取れるから、そういう情報があったらどんどん流していただきたいと思うんですけど、その辺に関してはどうでしょうか。

子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

各運営委員会で把握している状況とか把握できない状況とか、いろいろあると思います。そういった支援員の不足に関しましては、各運営委員会と連携を取って、こちらも情報を提供していきたいと思っております。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

では、移行時にスムーズに学童保育運営ができるように期待しております。

この質問は終わります。

次の質問は、今年4月から成人年齢が18歳に引き下がりました。いろいろ影響があります。私も携帯電話の調子が悪かったので、ドコモショップに行きまして、何げなく待ち時間に携帯電話本体の価格を見ておりましたら、新しい機種で130千円以上するんですね。それが18歳になったら、以前だったら保護者が承認しなくては契約できませんでした。ところが、成人年齢が18歳になったら、高校生の18歳でも自分でドコモショップに行って、簡単に契約ができるようになっております。もし私が親だったら、一緒に行って、そげん高かつば買わんちゃよかやっかと、ちょっと型の1個2個古か安いやつば買えち言いますけど、勝手に本人たちが自分で行けるんですから、そして、自分一人で契約できるんですから、多分、中には、わあ、よかな、こん一番高かつば契約しようとかいう人も出てくると思うんですね。また、18歳になって高額なクレジット契約もできるようになっております。18歳で仕事して自分の収入があって、高額なクレジット契約して自分で責任持って月々払っていけばいいんですけど、無収入の高校生が、今いろんな詐欺があって、そういうクレジット契約やフィッシング詐欺があって、高額で、いや、月々幾らでよかですよとかいって、そういう詐欺に近いような商売の仕方もしているところもまだまだあります。そういうところに引っかかって、必ず後で、そして、それが解約ができないような状況になることもありますけど、現在そういうような報告は柳川市にはあっておりませんか。

商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

高田議員の御質問にお答えします。

民法改正に伴い、令和4年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、親の同意を得ることなく有効な貸付けの契約を締結できるようになりました。

柳川・みやま消費生活センターでは、相談内容について年代別で統計を取っており、20歳未満の区分を見ますと、令和3年度が22件、令和2年度が31件の相談があり、健康食品やオンラインゲームについての相談が多い傾向にございます。

令和4年度は4月、5月で3件の相談がっておりますが、現時点において成人年齢引下げによる18歳、19歳のいわゆる若年者のクレジット契約による金銭的トラブルの相談はあっておりません。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今はあっていないけんいいですけど、今後、ないことが一番いいんですけどね、多分出てくるんじゃないかなと私も予想しておりますので、その辺の対策をしっかりとっていただきたいと思っております。

この質問は終わります。

また、今度は選挙管理委員会にお尋ねしますが、前は20歳のときは20歳以上の人たちしか選挙運動に関与することができませんでしたけど、今度は18歳になったので、18歳はもちろん選挙運動に関与できると思いますけど、その18歳の中には高校生もいらっしゃいますよね。その高校生の方たちの選挙運動はどうなっているか、お答えください。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

高田議員の御質問にお答えします。

本年4月、成人年齢の18歳引下げに先立ちまして、平成28年6月に施行された公職選挙法の改正によりまして選挙権が満18歳に引き下げられております。

選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得、または得させるために直接、または間接に必要な行為をすることと解されております。この選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙の公示日、または告示日に候補者が立候補の届出をしたときから投票日の前日までの間の選挙運動期間内に行うことができるということになっております。この期間中であれば、18歳の高校生でも選挙運動はできます。ただし、同じ高校生でも18歳未満の選挙運動はできないということになります。

なお、公職選挙法では選挙運動については様々な制限の規定がありまして、違反した場合、罰則等が定められておりますので、違反した場合は18歳の高校生に限らず、18歳以上の者も罰せられるということになります。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

分かりました。

では、我々もすぐ選挙が控えておりますけど、18歳の高校生に手伝ってもらっても何も問題ないということで理解してよろしいでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

ただし、校則等で規制される場合がありますので、そこは確認していただきたいと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

分かりました。皆さんそこら辺は配慮して、皆さん選挙運動されると思いますので、いろ



いるまた準備もあると思いますけど、これで私の質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時52分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、17番白谷義隆議員の発言を許します。

17番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。17番白谷でございます。今議会最後の一般質問になります。いましばらくお耳をお貸しいただきたいと思います。

それでは、議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

今回は 2 点予定をしております。1 点目は、学校再編について、2 点目は、公共事業における予定価格等の事前公表についてであります。

詳細については自席よりお尋ねしますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らい方お願いいたします。

17番（白谷義隆君）続

本年 2 月、本市の小・中学校の再編計画案が示され、先月から保護者を対象に説明会が開催され、現在、地域住民への説明会が行われており、再編の必要性や再編後の学校運営等については市民の皆さんへの周知も進んでいるように思われます。そうした中で、今回の計画で疑問に感じているところがありますので、お尋ねをいたします。

学校適正規模・適正配置化検討委員会の答申では、中学校については 1 学年 3 学級から 5 学級、そして、1 学級当たり 30 人程度が望ましいとしています。すなわち 1 学年 100 人から 150 人が適正規模としており、その理由として、部活動など様々な学校教育活動の充実を図るためとしています。今までの議会においても、学校再編についていろいろ議論をされてきました。その中で、小規模校における部活動への弊害も指摘をされてきました。また、教育委員会の説明においても、学校教育環境の充実を図るためには、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、お互いを認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、人間関係を築きながら社会性や協調性を身につける必要があります。そのためにはクラス替えができるある程度の集団が必要であるとしてきました。それが今回の答申で示された 1 学年 100 人から 150 人だと思います。

しかし、今回の再編案では、令和 7 年度の開校時の蒲池中学校の 1 年生は 48 人、令和 8 年開校予定の昭代中学校では 57 人となっています。そして、20 年後の蒲池中学校の 1 年生は 47

人、昭代中学校の1年生は49人としていますが、本市の人口の推移を考えたとき、実際の生徒数は再編案よりも少数になると思われ、単学級となる可能性は高いと思います。そうした中で、なぜ今回、昭代中、蒲池中を再編の対象にしなかったのか、お聞きします。

学校教育課長（古賀 洋君）

白谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会といたしましては、昭代中学校と蒲池中学校については、それぞれ校区の小学校と再編統合し、義務教育学校とする案といたしております。白谷議員の御質問は、なぜそれぞれの中学校をほかの中学校と統合する案としなかったのか、こういう御趣旨かと思っております。

答申後に今回の再編計画を作成するに当たって、教育委員会のほうで、既存の校区を分割しない、小学校区については旧市町の区域を超えない、既存の施設を極力活用する、こういった方針を立てて再編計画案を作成してまいりました。これは現在の小学校区と強く結びついたコミュニティを壊さないこと、財政面も考慮し、既存の施設はできるだけ活用することを意識したものでございます。

こうした考え方の下、この2つの中学校区については、隣接はいたしておりますが、接している部分が大変短く、統合した場合には新たな施設が必要となるような形状でございました。その上で、仮にそうやって再編統合したとしても、通学にはあまり便利ではないこと、昭代中についてはほかに隣接する校区が沖端川で分かれておりまして、統合した場合の通学の利便性に若干難があること、蒲池中の場合は昭代中のほかに隣接しているのは三橋中の校区であることから、小学校区も含めて考えますと、隣接校区との再編統合が難しい状況でございました。

一方で、この2つの校区はPTA活動を含めて小学校と中学校の結びつきが非常に強く、活動も活発になされている現状があり、加えて、現在、中学校と小学校が隣り合って立地をしているという環境がございました。

そこで、教育委員会では、新しい学校の制度であります義務教育学校をこの2つの中学校区に導入し、小学校から中学校まで9学年制の学校とすることによって、学校の小規模化に対する課題の解消を目指すことにいたしました。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

今の答弁によりますと、再編計画に当たり、既存の校区は分割しない、小学校区については旧市町の区域を超えないなどの方針が説明をされましたが、既存の校区は分割しないとは小学校区のことなのか、中学校区のことなのか、それと、その理由を教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

結果として両方とも校区は分割してはおりません。基本的に小学校区は、皆さん御承知の

とおり、現在でも行政区活動、公民館活動、非常に小学校の区域と密接な関係を持っております。これを分割することは、これまで培ってきたコミュニティ活動の舞台を分割することになりかねませんので、これは分割をしないという方針を立てておりました。そして、結果として、中学校区につきましても、再編統合した小学校区を組み合わせ、そのまたさらに小学校区の区域を組み合わせるものにするということになりますので、結果として中学校区も既存の校区を分割しないという結果になりました。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

先ほど説明がありましたけど、既存の小学校についてはコミュニティの結びつきが強いという説明でしたね。そのことは私たちの小学校区を見ても確かにそうだろうと。ただ、中学校についても結びつきが強いというような説明がありましたけど、そこまで全てをがんじがらめにしてしまうと、再編計画そのものがどうしても選択肢の幅が狭くなってしま、そういう懸念はするんですが、小学校について旧市町の区域を超えないという説明がありましたね。それは今さっき言いましたように、旧小学校についてはそうだろうと思います。ですから、ここで今説明があったのは、新しい小学校区は旧市町の区域を超えないということですよ。その理由を教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

旧小学校区の組合せですね、これが旧市町の範囲を超えないということですが、先ほどから御説明をいたしております。小学校区については、非常に地域コミュニティとの結びつきが強うございます。そして、現状でも、例えば、行政区の区長会にしても、公民館組織にしても、やはり旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の単位で活動されている部分が大変多うございます。こうした活動を考えましたときに、小学校区というものを旧市町を超えて組み合わせていくということについては、こういった活動に関しての支障になる可能性があると考えまして、今回このような方針を立てて、案を作成いたしております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

さっき小学校区については、区長会とか、そういった地域コミュニティとの結びつきが強い。ただ、新しい小学校区ですね、先ほどから出ました。例えば、大和町を取れば、新しい小学校区は6校合わせた分ですからね。ただ、さっきも言いましたけど、今の現状のコミュニティのつながりというのは、旧小学校区を基盤にしたコミュニティのつながりだと思うんですよ。区長会とかもあると言われましたけど、そうしたとき、例えば、今の大和町を6校統合したときに、その中で既存のコミュニティをそのまま維持していこうすれば、それはちょっと私は違うんじゃないかなと思うんですね。ただ、合併後、合併して16年過ぎていますね。そうした中で、これから30年後、50年後の柳川市の教育の在り方を検討している場合

に、市町の区域を維持していく、そのことが、そのまま30年後、50年後までそういったことを踏襲していくというのは私は疑問に思うんですね。

結局、先ほども言いましたが、私が思うに、今の教育委員会の再編案は、基本的にはいろんな理由をつけながら波風を立てないように選択肢の幅を狭め、そして、議論の余地をなくしてしまっていると私は思っているんですよ。本当に本市教育の30年後、50年後を見据えた計画になっていくのか。今、子供たちにとって最善の教育環境をどうつくり上げていくか、それこそが本市教育委員会、そして、市に課せられた責務だと思っております。私はどうも今の再編案は違うんじゃないかと。通学区域にしても、元から指摘されているように、無理な部分があるじゃないですか。そういった部分に目を向けなくて、あくまで旧市町の区域にこだわって、それにそうした方針とかをつくって選択肢を狭めている、私はそういうふうに使われてなりません。

私の思いが教育委員会に伝わるのかどうか分かりませんが、ただ、伝わるのを期待して次に行きますが、そうすると、今の計画案のまま昭代中学校と蒲池中学校における部活動などの多様な教育活動、教育環境の充実を図るための対応をお聞かせください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

白谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、昭代地区と蒲池地区におきましては、それぞれ義務教育学校の導入を案として計画しております。義務教育学校は、現在の小学校と中学校の9か年で行っている指導を1つの学校で行う仕組みになっております。9年間を見通して指導の計画を考え、1つの職員集団で指導に当たるため、一貫性のある教育活動が行えるよさがあると思っております。また、1年生から9年生までという幅広い年齢集団で学校生活を送るため、上級生が下級生を思いやり、下級生が上級生に憧れを持ったりすることが大変強くなるという話を既に実施している学校からはよく聞いております。

ほかに、担任以外の職員配置がなかなか実現できない現在の小学校と比べると教職員数も余裕が出てくるため、指導体制に柔軟性が生まれます。例えば、中学校の英語の先生が小学校で今教科化になっている外国語の指導をするなどございます。

部活につきましても、先進校の事例で申しますと、5年生以上で参加を認める学校ということも出ておりますので、可能になってくる形態だと思っております。ただ、中体連の公式戦への参加となると中学生相当以上の学年でなければなりません、部活動の活性化の一助にはなるのではないかと考えております。

隣接校区との再編統合に難しさがある昭代、蒲池地区については、この義務教育学校の制度を取り入れることにより児童・生徒の縦方向の人間関係が広がることによって小規模化による課題を解決し、教育効果を上げようというふうに考えております。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

今、義務教育学校のすばらしいところを説明していただきました。そう聞けば、ほかのところからも、うちも義務教育学校にしてくれよという声が聞こえてきそうな気がしますけどね、ただ、もともとこの再編計画は小規模の弊害を解消するために始まったんですね。ですから、私たちは当初、義務教育学校とかという認識がなかったんですけどね。確かに義務教育学校はいいでしょう。ちょっと言葉はあれかもしれませんが、山間部とか、孤島とか、そういうことならそれなりの意義はあると思うんですけど、全部平地ですよ。学校区の中に旧市町の区域が入っている、あるいは川が流れている、そういった理由じゃないですか、義務教育学校を入れられた理由が。果たして本当の再編、10年前から統廃合の話が出たんですけどね、そのときから見れば、私は10年前ももちろん議員にいましたので、もう少し思い切った再編案が出てくるのだろうと期待はしていましたし、また、審議会等でもそういった発言をしてきました。ただ、今出たのは義務教育学校というだけですね。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、いろいろ問題が出そうなところは義務教育学校という制度に逃げ込んでしまったんじゃないかと、私はそういうふうにちょっと感じております。

今、教職員の柔軟な指導体制や、1年生から9年生という縦のつながりの中で、年齢集団、学校生活の中で教育効果を上げていきたいという説明でした。確かに上級生が下級生を思いやり、下級生が上級生に憧れを持つこともいいでしょう。悪いとは言いません。小学校5年生からの部活の参加もいいでしょう。しかし、部活動など多様な教育活動、教育環境の充実を図るためには、やはり身近で影響を受けやすい同年代の様々な大きさのグループの集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら社会性などを身につけていくことは私はとても重要なことであろうと思います。そうした中で、小規模校でそうした環境をどうつくっていくのか、これはやっぱり大きな課題となっています。

そこで、お尋ねしますが、昭代中学校と蒲池中学校の合同のクラブ活動や、それと、中体連などの対外試合への参加、あるいは交流授業など、そうした取組はできるのか、また、今どういうふうに考えてあるのか、お聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

これは昭代中、蒲池中という組合せにかかわらず、中学校が部活動を合同で行うということは可能でございます。ただ、合同チームをつくっての対外試合の参加という形になりますと、中体連、中学校体育連盟主催の大会では、個人戦がなく、かつ部員数が不足して団体戦に参加できない場合は合同チームの編成が可能と、こういった規定がございます。例えば、バレーボールなどでは部員数が不足している学校同士で合同チームが編成をできるということですが、剣道のように個人戦がある競技ですと、団体戦への合同チームの参加は認められていないというふうな形になります。

もちろん中体連以外の一般の大会ですね、民間の主催する大会についてはこういった規定

はほぼほぼないようでございますので、こういった場合には合同チームを編成して大会に参加するというふうなことが可能になってまいります。これにつきましては、各学校の部活動での判断という形になります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

そういうふうのできる限りですね、小規模の中で同年代の生徒に限られる場合、やはり同年代の中での広がり、そこでのいろんな経験を一緒にしていく、私は子供たちの成長にとってはそこは欠かせないだろうと。そういった対応、そういった方法をやはり積極的に取り入れながら、子供たちが小規模であっても大きな学校に負けないように、その中で友達をつくって、そして、社会性を身につけていく。多感な中学生の中ですから、そうしたことが子供たちにとっては一生の財産になる、私はそう思います。

ですから、ただ単にこの学校再編は学校の組合せ、そういうことじゃなくて、先ほども言いましたけど、子供たちにとっての最善の教育環境をどうつくり上げていくのか、そこをできればもう一度原点に返って考えていただきたい、そのように思います。

これで学校再編については終わります。

次に、公共事業における予定価格等の事前公表についてお尋ねをいたします。

本市の公共工事に係る予定価格等の事前公表等についてお尋ねいたします。

本市では、市が発注する工事について、予定価格及び最低制限価格の事前公表が行われております。しかし、予定価格を入札前に公表することは、予定価格が目安となり、落札価格が高止まりになることや談合が容易になる可能性があることなどの弊害が指摘をされております。また一方、最低制限価格の事前公表についても、価格のたたき合い等による弊害も懸念をします。

そこで、お尋ねしますが、昨年度の本市における10,000千円以上の工事の件数と、そのうち、落札率95%以上の件数を教えてください。

また、同じように10,000千円以上の工事で最低制限価格での入札者が複数あり、くじで落札者が決定した件数を教えてください。

総務課長（武田真治君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

昨年度の本市における10,000千円以上の工事件数は45件です。そのうち、落札率95%以上の件数は30件です。

また、10,000千円以上の工事で最低制限価格のくじにより落札した件数は14件です。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。

落札率95%が高いかどうかはそれぞれの判断だろうと思いますが、私は高いと思っております。

市としてどのように受け止めてあるかは後ほどお聞きをしようと思いますが、今の答弁によれば、昨年度の10,000千円以上の工事は45件、そのうち、落札率95%以上が30件、最低制限価格でくじによる落札が14件、95%以上の落札率の件数と最低制限価格での落札件数を合わせれば44件ですね。45件中44件が高い落札率が最低制限価格での落札となっております。また、最低制限価格での落札状況を調べたところ、14件の総入札者は197人、うち191人の方が最低制限価格での入札となっております。平均すれば1工事当たり14人の入札者のうち13.6人が最低制限価格での入札となっております。市長はこの状況をどういうふうと考えられますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

予定価格の事前公表により落札率が高止まりになっているのではないかと、また、最低制限価格の事前公表についても価格のたたき合い等による弊害が出ているのではないかとこの議員の御指摘であると思います。

私のほうから予定価格や最低制限価格の事前公表についての市の考え方について申し上げます。

事前公表している大きな理由は、予定価格や最低制限価格を事前に探ろうとする職員への不正な働きかけの防止に有効であること、また、予定価格や最低制限価格の漏えいなど職員の不正防止に有効であるためです。

次に、令和2年度現在の県内の予定価格を事前公表している市町村の率を申し上げます。60市町村のうち48市町村が事前公表をしております、率でいうと80%の市町村で予定価格を事前公表しております。

議員は予定価格の事前公表により落札率が高止まりになっているのではないかとということで懸念されておりますけれども、県内で全案件事後公表している市の落札率を調査しました。八女市が全案件事後公表としておりますけれども、八女市の落札率が94.6%、太宰府市が94.3%でした。柳川市は94.7%となっており、大きな差はありませんでした。

したがって、予定価格の事前公表について、現時点では特に弊害が生じているわけではなく、不正防止の観点からも今後続けたいと考えております。

次に、令和2年度現在の県内の最低制限価格を事前公表している市町村の率を申し上げます。60市町村のうち35市町村で、58.3%の市町村で最低制限価格を事前公表しております。

ちなみに、福岡県もいずれも事前公表をしているところです。

議員は最低制限価格の事前公表で価格のたたき合い等により弊害になっているのではないかと懸念だと思っておりますけれども、最低制限価格につきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき、国土交通省が設定した計算式に準じて算出をしております。その計

算式は企業が継続するために必要な経費が考慮されておりまして、定期的な見直しごとに最低制限価格は上昇をしております。令和3年度時点では予定価格の約89%と高額であります。くじによる落札ではありますけれども、適正な価格での入札であると考えております。

したがいまして、最低制限価格の事前公表については、職員への不正な働きかけの防止、また、職員の不正防止の観点からも今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

職員への不当な働きかけ、そのことは公共事業ではいつも起こり得ますね。確かにそういうことが発端になって事前公表が始まったんだらうということは容易に推測はできますけど、ただ、職員には守秘義務はあるわけですから、どこの企業でもそういった守秘義務はあるわけですから、そうした働きかけにどう対応していくのか、そういったことも行政としては方策を考えていかなければならないと思うんですよ。ですから、働きかけがあった場合は必ず職員に報告をして、それを公表していくとか、そういったことで手だてを講じていかなければ、私は本当の対策にはならない。

先ほど課長は結局はよそでも、事後公表のところでは八女市では94.6%、太宰府では94.3%ですね。そうすれば、じゃ、柳川市も、私は95%以上と言っていましたけどね、そしたら、柳川市はどれだけになっているんですか、最低制限価格を除いた場合、入札率は。分かりますか。今そういうふうに言われたから私は言いよるわけで。私も調べたんですけど、落札率99.9%とかあるんですよ。そういう工事もあるんですよ。それは業者の方が積算した結果だと言われればそうかもしれませんけどね。そして、最低制限価格でも、先ほど言いましたけど、1工事当たり14人の入札のときに、1つの工事ですよ、入札で13.6人の方が最低制限価格で入札されているんですよ。普通に考えても、ちょっとこれは本来の競争の原理が働いているのか、私は疑問に思いますよ。

ですから、最初言ったように、この状況をどう思いますかと聞いたら、よそはこうだと言われましたね。うちも全部が95%じゃありませんよ。高いのは99.9%もあるわけですから、あるいは98%あるわけですから、よその平均で、うちは高くないち、95%は高くないという話は私はどうかなと思いますよ。

そうすれば、今、課長が代わって答弁されましたけど、本市の入札状況、今話しましたように、95%以上が30件、最低制限価格が14件、45件のうち44件がそれに当たっている。まして最低制限価格は、1工事当たり14人の入札のうち13.6人が最低制限価格で入札されている。その状況はどう考えられますか。その回答をいただいていたので。

総務課長（武田真治君）

先ほど申しましたけれども、最低制限価格は企業が継続するために必要な経費が考慮されておりまして、高額の基準となっております。そういうことを考え合わせますと、適正な価



格で競争性が担保された適正な入札が行われているとっております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

要するに課長は正当な競争が行われているというふうに認識をされるんですね。どうぞ。

総務課長（武田真治君）

はい。適正な入札が行われているとっております。

17番（白谷義隆君）

私は今言ったような数字から、明らかに事前公表の弊害だろうとっております。事実、市内の業者の中にも事前公表はおかしいんじゃないだろうと言われる方もいらっしゃるんですよ。やはり個々の企業の育成という意味からいけば、私はこれはゆがんだ制度じゃないかと思えます。たとえ県内でどれだけの自治体がそういう方法を取っていようとも、本市にとっては私はあまりいいことじゃないなとっております。課長は問題はないと、正当な競争ということですからね。

ただ、それでもほかの自治体では事前公表を見直すところもあるんですよ。実際調べてあろうから分かると思うんですけど、最後に、事前公表についての見直しの考えをお聞かせください。

総務課長（武田真治君）

議員言われるとおり、事後公表に見直している市町村もあります。しかしながら、先ほど答弁したとおり、事前公表をしている大きな理由は、予定価格や最低制限価格を事前に探ろうとする職員への不正な働きかけの防止に有効であること、また、予定価格や最低制限価格の漏えいなど職員の不正防止に有効であるためでございます。

令和2年6月には朝倉市で非公表の予定価格を教えたりした謝礼として現金を受領して、市の係長が逮捕された事件がありました。このような重大な事件を防ぐためにも事前公表を継続していきたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

職員が予定価格を漏らしたと、そういうために事前公表を続けたいということですが、ちょっとばっかり私は疑問に思いますが、これ以上は仕方ありませんので、これで私の質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は明日22日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日22日は休会といたしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、明日22日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時35分 散会

## 柳川市議会第4回定例会会議録

令和4年6月29日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

2番	橋本 憲之	3番	佐藤 勝広
4番	今村 智子	5番	新谷 信次郎
6番	江口 義明	7番	菊次 太丸
8番	立花 純	9番	近藤 末治
10番	佐々木 創主	11番	河村 好浩
12番	荒木 憲	13番	高田 千壽輝
15番	矢ヶ部 広巳	16番	緒方 寿光
18番	田中 雅美	19番	樽見 哲也
20番	三小田 一美	21番	藤丸 正勝

### 2.欠席議員

1番	伊藤 法博	14番	諸藤 哲男
17番	白谷 義隆		

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
敬	介				
会	計	管	理	者	高
啓	介				
市	民	部	長	松	藤
満	也				
保	健	福	祉	部	長
守	男				
建	設	部	長	中	村
正	光				
産	業	経	済	部	長
兼	大	和	庁	舎	長
松	永				
久					
教	育	部	長	兼	三
橋	庁	舎	長	袖	崎
朋	洋				
消	防	部	長	松	藤
敏	彦				

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長	徳	永	喜	美	香			
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
庶	務	係	長	森	康	貴			

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務常任委員長報告について

議案第47号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について

議案第49号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 柳川市過疎地域持続的発展計画の変更について

請願第13号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

建設経済常任委員長報告について

議案第53号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 市道路線の認定及び変更認定について

議案第56号 令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ

いて

議案第57号 令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

教育民生常任委員長報告について

議案第48号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第52号 柳川市橋本集会所(公民館)条例の一部を改正する条例の制定について

請願第14号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について

日程(3) 議案の上程について

議案第61号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

議案第62号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

議案第63号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について

日程(4) 閉会中の継続審査申出について

請願第15号 世界平和の灯事業実施の請願

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員17名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(藤丸正勝君)

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長(緒方寿光君)(登壇)

おはようございます。令和4年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、6月28日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第61号から議案第63号までの3議案の一

括上程であります。

提案理由の説明後、3議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

日程4が閉会中の継続審査申出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

#### 日程第2 各委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程2．各委員長報告について。

まず初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月14日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに6月16日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

## 4 結果

### (1)議案第47号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「12億9,141万円」を追加し、補正後の予算総額を「322億4,889万4千円」としようとするものであります。

審査の過程で、子宮頸がんワクチン予防接種の料金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で新たに給付対象となる世帯数の積算根拠、資源物貯留施設整備を本市が単独で実施することになった経緯、クリーンセンター解体工事における監理業務の内容、工事实施における水質検査の実施、及び周辺住民への説明会の開催等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (2)議案第49号 原案可決

本案は、柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

最近の物価変動等に鑑み、国の選挙における選挙運動に関し、公職選挙法施行令が改正さ

れ、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたため、必要な改正を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第50号 原案可決

本案は、柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律及びこれに関連する政令等が公布されたことに伴い、市県民税における住宅ローン控除の見直し、及び上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しなど、必要な改正を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第55号 原案可決

本案は、柳川市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

令和2年国勢調査の結果により、旧柳川市が一部過疎地域に追加指定されたことに伴い、現在、旧大和町を対象地域としている「柳川市過疎地域持続的発展計画」を旧柳川市を含む計画に変更するものです。

審査の過程で、パブリックコメントで出た意見に対する市の感想、計画の今後の見直し等の考え方、過疎地域から脱却するための柱を見出すなど、市としての具体的な方向性を早く示して計画を遂行していくべきでは等の質疑や意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)請願第13号 採択

本件は、地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書についてであります。

2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に対し意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択とすることに決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で総務常任委員長報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

6月16日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

#### 4 結果

##### (1)議案第53号 原案可決

本案は、柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市営筑紫団地の駐車場を整備したことに伴い、駐車場契約者から駐車場使用料を徴収するため、条例の別表に、新たに筑紫団地を加えて、所在地及び使用料を定めるものです。

審査の過程において、市営住宅の駐車場整備の今後のスケジュール及び駐車場料金設定についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2)議案第54号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更認定についてであります。

区画整理事業及び国営水路事業に伴う7路線を新規認定、区画整理事業及び寄附採納に伴う2路線を変更認定するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (3)議案第56号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金「4億1,259万3,908円」のうち「5,963万3,353円」を減債積立金に積み立て、残余を令和4年度に繰り越すものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (4)議案第57号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金「3,337万2,007円」のうち「2,336万1,007円」を減債積立金に積み立て、「1,001万1千円」を建設改良積立金に積み立てるものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告は終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）



議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

6月14日本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに6月16日本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

##### (1)議案第48号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、必要な額を増額するもので、歳入歳出それぞれ「99万9千円」を増額し、補正後の予算額を「86億3,113万5千円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2)議案第52号 原案可決

本案は、柳川市橋本集会所(公民館)条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

橋本集会所(公民館)の建替えに伴い、条例の別表中「会議室(和室)」を「大会議室」に、「研修室」を「小会議室」に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (3)請願第14号 採択

本件は、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長(藤丸正勝君)

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

各常任委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

議長(藤丸正勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第47号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第49号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第50号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第55号 柳川市過疎地域持続的発展計画の変更について討論を行います。討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第13号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書について討論を行います。討論される方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は総務常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第53号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第54号 市道路線の認定及び変更認定について討論を行います。討論される方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第56号 令和3年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第57号 令和3年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第48号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論される方ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第52号 柳川市橋本集会所（公民館）条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第14号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について討論を行います。討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は教育民生常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

### 日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3 議案の上程について。

議案第61号から議案第63号までの3議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第61号について提出者の提案理由の説明を求めます。

10番（佐々木創主君）（登壇）

議案第61号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます

す。

本案は、請願第13号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書が採択されたことを受け、議長を除く総務委員会委員全員で提出するものです。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、新型コロナウイルス、また、近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

こうした中、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要となっているため、政府に対し意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第62号について提出者の提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第62号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第14号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願についてが採択されたことを受け、教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

きめ細かい教育活動を進めるため、小学校におけるさらなる学級編制標準の引下げや少人数学級の実現が必要であり、今後は中学校、高等学校での早期実施も必要であります。また、豊かな学びや学校の働き方改革実現のためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠であります。

教育の機会均等と水準の維持向上を図り、子供たちの豊かな学びを保障するよう政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第63号について提出者の提案理由の説明を求めます。

10番（佐々木創主君）（登壇）

議案第63号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、陳情第41号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求め

る陳情が総務常任委員会において賛成全員で採択されたことを受け、議長を除く総務委員会委員全員で提出するものであります。

当初、国民の祝日「海の日」とされた7月20日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として、全国1,038万人の署名、約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成8年から施行されております。

この「海の日」は昭和16年に制定された7月20日の「海の記念日」に由来しており、第1回「海の日」である平成8年7月20日は、世界の海洋秩序を定めた排他的経済水域（EEZ）200海里の根拠となる国連海洋条約が我が国において発効した日であり、平成19年7月20日は海洋基本法が施行され、我が国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日であります。しかし、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により「海の日」は7月の第3月曜日になり、毎年その日にちが変動する祝日となっています。

そこで、本来の「海の日」制定の趣旨に立ち返り、「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民一人一人が海をめぐる様々な状況に思いをはせ、海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願うという「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げるため、政府に対し意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、議案第61号 地方財政の充実・強化を求める意見書について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第62号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第63号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 閉会中の継続審査申出について

議長（藤丸正勝君）

日程4 閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

会議規則第106条の規定により、総務常任委員長から請願第15号 世界平和の灯事業実施の請願について、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。請願第15号については、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。



以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和4年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 河村好浩

柳川市議会議員 田中雅美

柳川市議会議員 橋本憲之